官報

号外　昭和二十八年十一月七日

○国会第十七回　参議院会議録附録（その一）

○審査報告書
〔第五号参照〕

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月四日

風水害緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

田中　啓一　藤野　繁雄
松岡　平市　井上　清一
重政　庸蘊　高野　一夫
大谷　贇雄　林　了
三浦　辰雄　井野　碩哉
成瀬　幡治　竹中　勝男
寺本　廣作　上林　忠次
新谷寅三郎　山田　節男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法外二件の法律を本年八月及び九月の風水害にも適用しようとするものであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

被害たばこ耕作者、中小企業者、国若しくは地方公共団体の職員等の救済に寄与することができる。

三、費用

本法律中、被害たばこ耕作者資金融通の特別措置法のために約七百八十万円、国家公務員共済組合の特例法のために約二億五千万円を必要とする見込みであり、国有機械の融資の特別措置法では、約三千二百六十万円の国庫収入減が見込まれる。

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月四日

風水害緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

田中　啓一　藤野　繁雄
松岡　平市　井上　清一
重政　庸蘊　高野　一夫
三浦　辰雄　井野　碩哉
成瀬　幡治　松浦　清一
新谷寅三郎　山田　節男
林　了　大谷　贇雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、前国会で成立した通商産業省所掌の昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律外二件の法律を本年八月及び九月の風水害に対しても適用できるように所要の改正をしようとするものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

中小企業関係事業の再建を速やかにし、又自転車競技法の特例法によつては、地方公共団体の財政の窮迫を緩和し復旧の促進を図る利益がある。

三、費用

被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法施行のために約四百万円を必要とし、自転車競技法の特例法によつては、約八千万円の国庫収入減が見込まれる。

審査報告書

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月五日

風水害緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

藤野　繁雄　田中　啓一
松岡　平市　井上　清一
大谷　贇雄　重政　庸蘊
寺本　廣作　石川　清一
永井純一郎　山田　節男
竹中　勝男　成瀬　幡治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、先ず第一に農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正するものであつて、即ち同法附則第三項中「六月下旬から七月まで」とあるのを「六月から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害」に改正しようとし、又昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法及び昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律をそれぞれ八月から九月までの間に生じた風水害にも適用できるように改正しようとするものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

本法律案を施行することによつて、八月及び九月の風水害によつて被害を受けた農地等及び農業経営者等が速やかに復旧並びに救済され農業経営安定に大いに資する利益がある。

三、費用

本法律施行のために昭和二十八年度分として約三十三億円を必要とする。

審査報告書

建設省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月四日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹下　豐次　成瀬　幡治
松原　一彦　野本　品吉
上原　正吉　白波瀬米吉
井野　碩哉

要領書

一、委員会の決定の理由

台風第十三号による東海地区の海岸の被害の復旧工事とこれに関連する改良工事で関係地方公共団体から建設省に委託されるものの適正且つ迅速な施行を図るため、中部地方建設局に、臨時に海岸堤防建設部を設置することは適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

中部地方建設局に、臨時に海岸堤防建設部を設置することによつて、工事の企画及び設計並びに工事の指導、監督に万全を期せしめ、東海地区の海岸の被害の復旧及びこれと関連する改良工事の適正且つ迅速な施行を図ることができる。

三、費用

海岸堤防建設部の設置のためには別に費用を要しないが、災害の復旧及びこれと関連する改良工事の施行には約二百億円を要する見込である。

内閣委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一六五号　恩給金庫復活に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月四日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

内閣委員会請願特別報告第一号

恩給金庫復活に関する請願

第一六五号　群馬県高崎市諏訪町三

恩給金庫復活に関する請願

請願者　群馬県高崎市諏訪町三

入　野口俊太郎（第一六五号）

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月四日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

意見書案

恩給金庫復活に関する請願

右の請願は、今回の恩給法中には一応恩給金融の途がひらかれてはいるが、この恩給金融は現存する金融機関が片手間に処理し得るような程度のものでなく、真に受給者の利用に便にしてその福祉に寄与し得るものであるためには、別途独立した金融機関の必要があるから、恩給制度の完璧を期するため、恩給金庫を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五〇号　戦犯者の釈放等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月五日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

法務委員会請願特別報告第一号

戦犯者の釈放等に関する請願

第五〇号　広島市二葉の里広島県神社庁役員会内　宮本清彦

提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月五日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する請願

請願者　広島市二葉の里広島県神社庁役員会内　宮本清彦

（第五〇号）

右の請願は、平和条約が発効して一年有余を経過した今日、いまだに戦争犯罪者としての受刑者がいることは、誠に遺憾であるから、一日も早くこれ等全戦争受刑者が釈放されるよう折衝せられるとともに、戦犯刑死者および獄死者の遺族に対しても戦没者遺族同様に公的な援護の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一号　戦犯者の釈放に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月五日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

法務委員会陳情特別報告第一号

戦犯者の釈放に関する陳情

第一号　埼玉県浦和市原山新田一三五　大友よふ外十一名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月五日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　埼玉県浦和市原山新田一三五　大友よふ外十一名

（第一号）

右の陳情は、戦終以来八年余におよぶ今日、いまだに多数の人が、戦争犯罪人として憂苦と焦慮の生活を余儀なくされ、またその家族が苦難の生活をたどつているということは、日本国民として誠に忍び得ない悲惨事であるから、政府および国会は、すみやかにこれ等戦争犯罪人を釈放する措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一〇五号　日本近海のオットセイ猟獲事業許可に関する請願

第一一一号、第一七二号　李承晩ライン撤廃等に関する請願

第一一三号　内水面漁業の災害復旧に関する請願

第一二二号　漁船だ捕事件に関する請願

第一八五号　山口県下関漁港拡築に関する請願

第二二三号　日本漁業調整促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月五日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

水産委員会請願特別報告第一号

日本近海のオットセイ猟獲事業許可に関する請願

第一〇五号　岩手県上閉伊郡大槌町赤浜第二六地割三二海獣猟獲組合連合会内　川口鶴松外五名提出

李承晩ライン撤廃等に関する請願

第一一一号　山口県萩市長　安村正人

第一七二号　岩手県下閉伊郡田老町漁業協同組合会長　山本徳太郎提出

内水面漁業の災害復旧に関する請願

第一一三号　京都市下京区朱雀分木町京都府淡水漁業協同組合連合会会長理事　佐野健太郎提出

漁船だ捕事件に関する請願

第一二二号　山口県萩市議会議長　吉賀要作提出

山口県下関漁港拡築に関する請願

第一八五号　山口県知事　小沢太郎提出

日中漁業調整促進に関する請願

第二二三号　福岡市大濠町一六　勝瀬勇外十二名提出

右七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月五日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

意見書案

日本近海のオットセイ猟獲事業許可に関する請願

請願者　岩手県上閉伊郡大槌町赤浜第二六地割三二海獣猟獲組合連合会内　川口鶴松外五名（第一〇五号）

右の請願は、国際間のオットセイ保護条約をすみやかに締結するとともに日本近海に回ゆうするオットセイの海上猟獲を解禁し海豚漁業船を対象に許可制限の原則を規定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

李承晩ライン撤廃等に関する請願

請願者　山口県萩市長　安村正人（第一一一号）

右の請願は、李ライン附近に出漁中だ捕された山口県萩市の漁船十八隻、乗組員は百四十四名に達している。市としてはその家族に対して応急措置を実施してきたが、だ捕された漁民にとつて最も大切なのはその人自身であり、唯一の財産は船船漁具であるから、抑留中の漁民に対しては一日も早くこれを送還するよう措置するとともにその損失に対しては政府において補償し、併せて李承晩ラインの撤廃について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

内水面漁業の災害復旧に関する請願

請願者　京都市下京区朱雀分木町京都府淡水漁業協同組合連合会会長理事　佐野健太郎

（第一一三号）

右の請願は、漁獲高三千四百万円に達し京都府重要産業の一環を占めていた内水面漁業事業は、台風第十三号の強襲によつてその被害高は五千九百二十万円に達し、漁業者は農地を失つた農民同様困窮その極に達し、水産業団体は全力をあげてその復旧に努力しているが、零細な団体の独力をもつてしては到底根本的な復旧は困難であるから、河川漁業の再建整備に必要な復旧助成金の交付、特別融資の途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁船だ捕事件に関する請願

請願者　山口県萩市議会議長　吉賀要作（第一一二号）

右の請願は、今回の韓国の李承晩ライン漁船だ捕事件は、すでに被害を

受けたるもの三十数隻におよびその実情は悲惨の度を加えている。ことに今回の事件中その半数におよぶ被害は、山口県萩市に所属する漁船によつて占められ、その漁船の全部は零細なる漁民の共同経営方式による借入資金での出漁で漁民の打撃はもとより、当市の経済上にひいては水産日本の民生安定を計る上にも重大なる影響を与えつつあるから、すみやかに李ライン問題の本質に対する適切なる解決を計るとともに、(一)見舞金の支給、(二)出漁者の帰還と本事件の解決までの期間、その出漁に要した船体漁具、仕入等に要したる借入金の利子補給、(三)本事件により受けたる漁船、漁具、漁獲物の損害に対する国家補償等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

李承晩ライン撤廃等に関する請願

請願者　岩手県下閉伊郡田老町漁業協同組合長　山本徳太郎（第一七二号）

右の請願は、国際公法を無視して一方的に設立した李承晩ラインの撤廃、米駐留軍諸施設により受けた漁業被害に対する完全補償、海区漁業調整委員会審記に対する石炭、塩冷手当の支給、機船底曳網漁業の整理促進ならびに補償増額等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県下関漁港拡築に関する請願

請願者　山口県知事　小沢太郎（第一八五号）

右の請願は、下関漁港は、本土西南端関門海峡の北岸に位し、本邦漁港中最も重要な位置にあるが、その既設および施行中の施設は昭和三年の計画によるものであつて、昭和七年九月以来工事を継続していたが、同二十年戦争のため一時中止のやむなきに至つた。昭和二十一年終戦と共に残工事に対し工費七億円の計画をもつて工事を続行することになつて、完成に鋭意努力している。しかしながら当漁港の現状では大船団を包容できないから水産業発展の根基であるという見地から漁港法第十八条の規定に基いて国営として、全額国費をもつて、これが拡築の早期実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日中漁業調整促進に関する請願

請願者　福岡市大濠町一六　勝瀬勇外十二名（第二二三号）

右の請願は、以西海峡における中共による漁船の被害状況は、だ捕百二十九隻、抑留船員一千五百六十三名におよび、これら漁船の基地港である長崎、佐世保、唐津、福岡、戸畑、下関など各市併せて約百三十万市民の生活不安定と、抑留船員家族の受ける経済的、精神的打撃はまことにはかり知れないものがあるからすみやかに隣接海域の有効なる調整を図るよう適宜の措置をとり、中国との善隣互恵の精神にもとづいて、日中漁業調整を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

九州西海域操業漁業者救済対策に関する陳情

第八号　静岡県伊東市漁業協同組合内一都三県あじ、さば、さんま漁業協会内　飯島国右衛門提出

李承晩ライン撤廃等に関する陳情

第一四号　静岡県知事　斎藤寿夫提出

内水面漁業振興対策に関する陳情

第一六号　三重県庁水産課内三重県内水面漁場管理委員会内　安保正敏外九名提出

定置漁具災害補償制度確立等に関する陳情（九通）

第一七号　北海道函館市真砂町六渡島支庁内道南漁船保険組合長理事　北林治作外九名提出

海区漁業調整委員会職員の身分確立等に関する陳情

第一八号　千葉市東京湾東海区漁業調整委員会内関東北漁業調整委員会職員協議会内　広瀬清助提出

山口県通漁港整備拡充に関する陳情

第一九号　山口県大津郡通村長　加藤信一提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月五日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

意見書案

九州西海域操業漁業者救済対策に関する陳情

陳情者　静岡県伊東市漁業協同組合内一都三県あじ、さば、さんま漁業協会内　飯島国右衛門（第八号）

右の陳情は、九州西海域におけるさば釣漁業は、韓国政府の一方的な李・ラインの設定および相次ぐ不法行為によつて操業を一時中止するのやむなきにいたり、漁民は、いまや経済的危機に直面し深刻なる社会問題化しつつある実情にある。加うるに期待した日韓会談も決裂し、漁民の動揺は言語に絶するものがあるから（一）九州西海域出漁のために生じた負債の返済に関し応急臨時措置を講ずること、（二）今後のつなぎ営漁資金を貸与されること、（三）前二項の利子は政府が補給する特別の措置を講ずること、（四）国家予算をもつて未開発さば漁場の調査をすること、（五）かつお、まぐろ漁業および北洋漁業の許可を与えられること、等すみやかに特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

李承晩ライン撤廃等に関する陳情

陳情者　静岡県知事　斎藤寿夫（第一四号）

右の陳情は、政府は万難を排して即刻有効適切な方途を講じ、李ラインの撤廃とだ捕漁船および乗組員の即時帰還を促進するとともに帰還までの生命の保護に遺憾のないようにし併せてさば漁業の危機打開のため（一）さば漁業の金融対策、（二）本年度李ライン附近海域出漁船に対する損失補償、（三）国庫予算または国庫補助による未開発さば漁場の調査、（四）かつお、まぐろ漁業および北洋漁業のつなぎ兼業許可等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

内水面漁業振興対策に関する陳情

陳情者　三重県庁水産課内三重県内水面漁場管理委員会内　安保正敏外九名（第一六号）

右の陳情は、内水面漁業振興上、また内水面漁業者年来の要望である（一）内水面漁業に対する災害補償、（二）内水面漁業振興のための国庫助成金の増額、（三）水質汚濁防法に関する立法化の促進等のすみやかなる実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

定置漁具災害補償制度確立等に関する陳情（九通）

陳情者　北海道函館市真砂町六　渡島支庁内道南漁船保険組合　長理事　北林治作外九名（第一七号）

右の陳情は、合風第四号による被害の復旧は現在の漁村経済状勢下ではその生活維持さえ困難な状況にあるから、これが復旧と漁民の生活安定のため、定置漁具災害補償制度の確立方について善処せられるとともに、農業と同様に国家の財政的援助によつて漁獲保険制度の確立を実現するよう考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものと思う。よつて内閣は、鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

海区漁業調整委員会職員の身分確立等に関する陳情

陳情者　千葉市東京湾東海区漁業調整委員会内関東北漁業調整委員会職員協議会内　広瀬清助（第一八号）

右の陳情は、海区漁業調整委員会の職員は身分が不安定のうちに執務している状態であるから、漁業法を改正して、職員の身分確立を図るとともに、恩給規定、共済組合制度および寒冷地手当支給の規定を適用するよう法的ならびに予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県通漁港整備拡充に関する陳情

陳情者　山口県大津郡通村長　加藤信一（第一九号）

右の陳情は、山口県通漁港は、古来天然の良港として山陰地方における有数の漁港であつたが、近年漁船が小型から大型に切り換えられるにつれて、従来の漁港施設では漁獲物の処理、漁船の出入港けい留、管理、保全につき極めて不完全で南風のしけの時は他港に待避している現状であるから、昭和二十九年度予算に同漁港の整備拡充費を計上して早急に着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査報告書第一号

一部院の会議に付するを要するもの。

第三四号　金沢駅構内操車場移転に関する請願

第五八号　愛知県豊橋市中の郷踏切存置に関する請願

第六三号　小型船舶職員養成費国庫補助に関する請願

第一〇一号　船舶職員法中一部改正に関する請願

第一一四号　歯ブラシの貨物小口扱特別賃率免除に関する請願

第一七三号　福岡県門司港田ノ浦臨港鉄道追加工事に関する請願

第一七四号　立川、国立両駅間に新駅設置の請願（三通）

第一七七号　京都府北丹鉄道の災害復旧費国庫補助等に関する請願

第一九五号　多治見、春日井両駅間鉄道新路線敷設に関する請願

第一九六号　熱塩、米沢両駅間鉄道敷設に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月五日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

運輸委員会請願特別報告第一号

金沢駅構内操車場移転に関する請願

第三四号　石川県議会議長　宮永盛雄提出

愛知県豊橋市中の郷踏切存置に関する請願

第五八号　愛知県豊橋市西小田原町　加藤一夫外十一名提出

小型船舶職員養成費国庫補助に関する請願

第六三号　岡山県笠岡市笠岡二三五五ノ五三洋汽船株式会社取締役社長　高橋卓志外二名提出

船舶職員法中一部改正に関する請願

第一〇一号　東京都港区麻布市兵衛町二ノ四全日本海員組合内　陰山寿提出

歯ブラシの貨物小口扱特別賃率免除に関する請願

第一一四号　大阪市生野区勝山通七ノ八関西輪出刷子工業協同組合理事長　富山徳次郎提出

福岡県門司港田ノ浦臨港鉄道追加工事に関する請願

第一七三号　福岡県門司市長　中野真吾提出

立川、国立両駅間に新駅設置の請願（三通）

第一七四号　東京都立川市議会内　尾崎義蔵外二名提出

京都府北丹鉄道の災害復旧費国庫補助等に関する請願

第一七七号　京都府福知山市字天田五一北丹鉄道株式会社取締役社長　田中庄太郎外四名提出

多治見、春日井両駅間鉄道新路線敷設に関する請願

第一九五号　愛知県東春日井郡坂下町長　大野和嘉治提出

熱塩、米沢両駅間鉄道敷設に関する請願

第一九六号　福島県耶麻郡喜多方町笹屋旅館内喜米線貫通促進期成同盟会事務所内　幽岳小百合外五十九名提出

右十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月五日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

意見書案

金沢駅構内操車場移転に関する請願

請願者　石川県議会議長　宮永盛雄（第三四号）

右の請願は、金沢駅中橋踏切りは、一日十三時間余にわたり交通が遮断され、附近住民の歩行はもとより、物資の輸送においても多大の不便を与えつつあるにもかかわらず、二十数年来そのままに放置せられているが、本踏切りを中心とする地域は都市計画上工業地帯に編入されており、将来金沢工業港の進展とともに金沢市形成上最も重要な地帯であるから、現在の金沢駅構内操車場のすみやかに移転せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県豊橋市中の郷踏切存置に関する請願

請願者　愛知県豊橋市西小田原町　加藤一夫外十一名（第五八号）

右の請願は、東海道線中の郷踏切が閉鎖されると鉄道をはさむ豊橋市の東西両市街の交通はしや断され関係市民に測り知れない影響が与えるから、同踏切を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小型船舶職員養成費国庫補助に関する請願

請願者　岡山県笠岡市笠岡二三五五ノ五三洋汽船株式会社取締役社長　高橋卓志外二名（第六三号）

右の請願は、小型船舶職員となるためには、市町村等の主催する養成講習会において一箇月間の海技の講習を終えて船舶職員法所定の試験を受けなければならないのであるが、これに要する諸経費は自己の負担によつて賄わなければならないため受講の機会を逸する者が多く、船舶運航の技術はますます低下し、海難事故は、逐年増加し、地方海運産業振興の一大障害となつている現状であるから、小型船舶職員養成費を国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

船舶職員法中一部改正に関する請願

請願者　東京都港区麻布市兵衛町二ノ四全日本海員組合内　陰山寿（第一〇一号）

右の請願は、船舶職員法は、昭和二十六年三月第十国会において改正されたのであるが、当時占領下にあつたためその改正が実情にそぐわない点が多いから、(一)船舶の運航、機関の運転もしくは無線電信による通信に関する学術を教授する学校の所定の課程および練習を終り、運輸大臣において学術試験に合格すると認める者には、学術試験を行わないで相当の

免状を授与し得ることとする、(二)甲種免状についてはその効力を漁船に限定した制限免状を設定すること等の改正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

歯ブラシの貨物小口扱特別賃率免除に関する請願

請願者　大阪市生野区勝山通七ノ八関西輸出刷子工業協同組合理事長　富山徳次郎（第一一四号）

右の請願は、歯ブラシは、衣食住に等しい日用生活必需品であり、石鹸、歯みがきと同様物品税の課税対象となつたこともなく、輸出品として外貨獲得に重要なる商品であるから、貨物小口扱特別賃率の免除をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県門司港田ノ浦臨港鉄道追加工事に関する請願

請願者　福岡県門司市長　中野真吾（第一七三号）

右の請願は、福岡県門司港田ノ浦臨港鉄道敷設工事は当初の計画通り目下施工中であるが、その後同鉄道活用のためには、運転、操車等の諸点からみて当初計画線の外に、さらに大久保地区および外浜地区線路を増強し、留置線および通過線とする必要があるとの結論に達し、代替施設としての機能を発揮するためにはこれら両地区の線路を整備しなければ事実上列車運転ができないこととなるから、右事情實察の上門司市大久保地区および外浜地区の鉄道整備を安全保障、諸費による代替施設工事の追加工事として採択せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

立川、国立両駅間に新駅設置の請願（三通）

請願者　東京都立川市議会内尾崎義蔵外二名（第一七四号）

右の請願は、国鉄中央線立川駅と、国立駅の中間地域である羽衣町、曙町方面は急激に発展しつつあるから、両駅の中間に東立川駅（仮称）を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府北丹鉄道の災害復旧費国庫補助等に関する請願

請願者　京都府福知山市字天田五一北丹鉄道株式会社取締役社長　田中庄太郎外四名（第一七七号）

右の請願は、九月二十四日より三日間にわたる暴風雨による災害によつて、北丹鉄道は由良川と併行している関係上全線にわたり軌条面上四メートルないし六メートルの濁流の中に没し去り、その被害は本鉄道開設以来未ぞう有全く致命的災害をこうむり、これが復旧に困難を極めている実状であるから、これが復旧費補助と政府補償による融資の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

多治見、春日井両駅間鉄道新路線敷設に関する請願

請願者　愛知県東春日井郡坂下町長　大野和嘉治（第一九五号）

右の請願は、中央線多治見、高蔵寺両駅間中玉野川けい谷には絶べきの下に十四のトンネルが僅か十二キロの間に並びばい煙はなはだしく視界狭く危険極まりなく、路線の保全費は年々巨額に達し、かつ電化、復線が絶対不可能で文化的交通とは縁遠い旧式路線であるから、現在十四のトンネルは一つとなり、かつ距離の短縮と危険性を除く上に輸送力を増大できる路線として多治見駅より内津峠を越えて愛知県坂下町に出て昔の下街道に沿つて春日井市に至り現路線に結ぶ新路線をすみやかに敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熱塩、米沢両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者　福島県耶麻郡喜多方町笹屋旅館内喜米線貫通促進期成同盟会事務所内　幽岳小百合外五十九名（第一九六号）

右の請願は、日中線（合津喜多方駅から熱塩駅まで）を米沢まで延長し、喜米鉄道の完成を図ることによつて、わが国化学繊維工業と綿糸機業上とに必要な白土等の地下資源および林産資源等の開発が可能となり、また北海道、青森、秋田、山形、会津等の物資を最短距離をもつて東京へ輸送することができるから、日中線を米沢まで貫通せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五号　国鉄貨物輸送力増強に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月五日
運輸委員長　前田　穣
参議院議長河井彌八殿

運輸委員会陳情特別報告第一号

国鉄貨物輸送力増強に関する陳情

第五号　大阪市北区堂島西町一大阪商工会議所会頭　杉道助

提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月五日
運輸委員長　前田　穣
参議院議長河井彌八殿

意見書案

国鉄貨物輸送力増強に関する陳情

陳情者　大阪市北区堂島西町一大阪商工会議所会頭　杉道助（第五号）

右の陳情は、最近の国鉄貨物輸送状況は、今秋以来出荷の強調から貨車事情が急激に悪化したため輸送力がひつ迫し、駅頭在貨は正常在貨をはるかに上回り今後さらに激増の傾向にあり、従つて早急に何らかの特別措置を採らない限り一般の産業活動および民生安定に重大な影響を与える結果となるから、貨車新造整備計画を強力に推進せられるとともに当面の対策として貨車の運用効率の向上にさらに格段の努力を払う等の処置を講じすみやかに窮状を拾収せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三六号　和歌山県紀の川堤防増強に関する請願

第三七号　福井県鞍谷川改修工事施行に関する請願

第三九号　新潟県早川の災害土木事業助成工事施行に関する請願

第四〇号　新潟県東頸城郡内の地すべり被害防止等に関する請願

第四一号　台風第十三号による被害復旧の請願

第四三号　一級国道三号線中三太郎峠にトンネル開さくの請願

第五六号　岡山県足守川改修工事施行に関する請願

第五七号　荒川、中川総合開発促進に関する請願

第九九号　台風第十三号による災害復旧促進の請願

第一〇〇号　砂防施設完備促進に関する請願

第一一七号　台風第十三号による災害復旧の請願

第一三〇号　台風第十三号による災害復旧の請願

第一三一号　東近畿の水害による災害復旧の請願

第一四七号　公営住宅建設等に関する請願

第一四八号　埼玉県内利根川堤防補強工事促進に関する請願
第一五〇号　二級国道秋田盛岡線改良工事促進に関する請願
第一九八号　県道豊津伊良原線改修工事促進に関する請願
第二〇八号　京都府由良川治水工事促進に関する請願
第二一一号　大阪府豊中市立螢池小学校移転に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月五日
建設委員長　石川　清一
参議院議長河井彌八殿

建設委員会請願特別報告第一号

和歌山県紀の川堤防増強に関する請願
第三六号　和歌山市長　高垣善一外百七十四名提出

福井県鞍谷川改修工事施行に関する請願
第三七号　福井県今立郡粟田部町長　木津利平外二名提出

新潟県早川の災害土木事業助成工事施行に関する請願
第三九号　新潟県西頸城郡早川村役場内早川治水期成同盟会内　斉藤清治提出

新潟県東頸城郡内の地すべり被害防止等に関する請願
第四〇号　新潟県東頸城郡安塚村地方事務所内地辷対策推進協議会内　武江喜作外三名提出

台風第十三号による被害復旧の請願
第四一号　京都府乙訓郡長岡町長　西村勝太郎外一名提出

一級国道三号線中三太郎峠にトンネル開さくの請願
第四三号　熊本県芦北郡田浦村小田浦　田中典次外十二名提出

岡山県足守川改修工事施行に関する請願
第五六号　岡山県吉備郡総社町長　御本弘士智外二十一名提出

荒川、中川総合開発促進に関する請願
第五七号　東京都議会議長　佐々木恒司外一名提出

台風第十三号による災害復旧促進の請願
第九九号　長野県議会議長　下平晒四提出

砂防施設完備促進に関する請願
第一〇〇号　長野県議会議長　下平晒四提出

台風第十三号による災害復旧の請願
第一一七号　京都府北桑田郡周山町長　船越寛治外二十三名提出

台風第十三号による災害復旧の請願
第一三〇号　三重県名賀郡神戸村長　大北啓生外四十七名提出

東近畿の水害による災害復旧の請願
第一三一号　三重県阿山郡拓植町長　辻上展太郎外四十七名提出

公営住宅建設等に関する請願
第一四七号　大阪市東区大手町大阪住宅復興促進協議会内　小田原大造提出

埼玉県内利根川堤防補強工事促進に関する請願
第一四八号　埼玉県大里郡太田村大字福王寺　前原正一外一万五百八十名提出

二級国道秋田盛岡線改良工事促進に関する請願
第一五〇号　秋田県大曲町大町三七秋田県町村議会議長会内　辻原謙蔵外二十四名提出

県道豊津伊良原線改修工事促進に関する請願
第一九八号　福岡県京都郡苅田町京都郡町村長会内　長井宅三郎外四名提出

京都府由良川治水工事促進に関する請願
第二〇八号　京都府加佐郡大江町長　高宮岩次郎提出

大阪府豊中市立螢池小学校移転に関する請願
第二一一号　大阪府豊中市大字箕輪二七七　斉藤総子外四二一九名提出

右十九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月五日
建設委員長　石川　清一
参議院議長河井彌八殿

意見書案

和歌山県紀の川堤防増強に関する請願
請願者　和歌山市長　高垣善一外百七十四名（第三六号）

右の請願は、和歌山県紀の川の大改修工事はさきに施行されたがその後逐年河床が上床し、今日では改修当時よりも五メートル以上も高くなつており、加うるに連年のこう水により低水護岸施設も崩壊している現状であるため一朝堤防決潰の際は県下唯一の穀倉地帯および沿岸の生命、財産にかかわる惨禍を招来する怖があるから、すみやかに本川堤防の増強を抜本的に施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県鞍谷川改修工事施行に関する請願
請願者　福井県今立郡粟田部町長　木津利平外二名（第三七号）

右の請願は、福井県鞍谷川は、今立郡味真野村鞍谷郷を源として同村から粟田部町を貫流し岡本川、月尾川を合せて南中山村、北中山村をう回し中河村で浅水川に合流する準用河川であるが、本川は往昔そのままの姿で川幅が狭く屈曲もはなはだしいので昔から水害がひんぴんとして起り住民が非常に苦しんだことが古文書あるいは伝説等によつて明らかであり、いまもつて梅雨、融雪の両期には必ず避け難い苦難を受けつつある現状であるから、すみやかに抜本的改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県早川の災害土木事業助成工事施行に関する請願
請願者　新潟県西頸城郡早川村役場内早川治水期成同盟会内　斉藤清治（第三九号）

右の請願は、新潟県早川は、焼山、火打山を水源地として途中前川を合流し早川郷を流下して日本海に流入する急流河川であるが、累次の災害による破壊箇所は一応復旧工事が施行せられたとはいえ、未完成箇所は五十余箇所に及び流域住民の不安は降雨ごとにつのる一方であるから、本河川の災害土木事業助成工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県東頸城郡内の地すべり被害防止等に関する請願
請願者　新潟県東頸城郡安塚村地方事務所内地辷対策推進協議会内　武江喜作外三名（第四〇号）

右の請願は、新潟県東頸城郡における地すべり被害は年々拡大すると共に保倉、飯田、鯖石川下流の耕地にじん大な被害を与え直江津湾の機能にも重大影響を及ぼしているから、すみやかに治水砂防対策工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風第十三号による被害復旧の請願
請願者　京都府乙訓郡長岡町長　西村勝太郎外一名（第四一号）

右の請願は、台風第十三号による京都府長岡町の損害はじん大であつたから、災害の復旧り災者の不安除去のため国庫補助金を交付されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

一級国道三号線中三太郎峠にトンネル開さくの請願
請願者　熊本県芦北郡田浦村小田浦　田中典次外十二名（第四三号）

右の請願は、一級国道三号線中熊本県芦北郡日奈久町から水俣市に至る間には、赤松太郎峠、佐敷太郎峠、津奈木太郎峠のいわゆる三太郎峠があつて、九州幹線交通に著しい支障をきたしバスの運行も不可能な現状であるから、昭和二十九年度から、直轄工事として三太郎峠にトンネルを開さくされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これ

が実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県足守川改修工事施行に関する請願

請願者　岡山県吉備郡総社町
長　柳本弘士　外二十一名
（第五六号）

右の請願は、岡山県足守川は、本県吉備郡東北部に源を発し岡山市を貫流して児島湾に流入するえんえん十余里に及ぶ河川であるが、足守町附近は川幅六十間に対し三里下流では二、三十間に過ぎぬ上、山林のらん伐によつて川床は流失土砂により高められ、年々の水害によつて冠水、浸水による被害は増大し流域住民の農業経営は困難をきわめている実情であるから、この際本河川の根本的改修工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

荒川、中川総合開発促進に関する請願

請願者　東京都議会議長佐々木恒司外一名（第五七号）

右の請願は、東京、埼玉両県民の生命線である中川改修事業を昭和三十年度に完成できるよう昭和二十八年度において少くとも事業費六億円を確保するとともに、荒川、中川総合開発の根幹施設である中川放水路ならびに二瀬多目的ダム早期完成のため、昭和二十九年度において事業費、中川に九億円、二瀬に七億円を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風第十三号による災害復旧促進の請願

請願者　長野県議会議長　下平
柄四（第九九号）

右の請願は、去る九月二十五日の台風第十三号は近年まれな大暴風雨をともない中部本土を縦断し各地に未ぞ有の災害を及ぼし、殊に今回の災害は長野県南西部においてもつともはげしく、その被害は六、七月災害をしのぐものであり、七月以来の災害復旧に鋭意努力中であつた本県にとつていえざる傷をさらに悪化させたが、伝えられるところによれば六、七月にこうむつた災害関係については、緊急特別臨時措置法の適用をうけ、本県も政令で指定される地域に含まれるよしであるが、この度の災害についても前記緊急特別臨時措置法を適用され、災害復旧の完全を期せられたく、なお別途に考慮されるとすれば、これが対策の緊急措置を樹立せられ、一刻もすみやかに完全復旧の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

砂防施設完備促進に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平
柄四（第一〇〇号）

右の請願は、七月十七日および七月二十四日の豪雨による長野県の災害は、近年に見ぬ大被害で、主な被災地は下伊那、西筑摩の両郡下である。これらの災害は、中央アルプスの高岳から直接流下する大小支流およびその小支流の全部が土石流となつて、鉄道橋、国道橋のほとんどを流失せしめ、人家埋没、倒壊等多数におよんでいる。しかしてこれらの惨害のほとんどの原因が、支けいをばく流した土石流によるものであることは、支けいに砂防工事を施行したものにはほとんど被害がなく、あるいは僅少であるという事実が注目されるから、砂防工事の急速かつ徹底的施行を計るために大幅の予算を増額計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風第十三号による災害復旧の請願

請願者　京都府北桑田郡周山町
長　船越寛治外二十三名（第一一七号）

右の請願は、台風第十三号は、二十余メートルの風速に五百ミリの雨量をのせて荒れ狂い未だ有の惨禍をもたらしたが、京都府北桑田郡下においても死者十一名、重軽傷者五十三名、住家流出四十二戸、住家全壊九十戸その他耕地、道路、橋りょう、堤防等の流出多数に上り、罹災者はぼう然自失し、貧弱な町村財政では到底復旧困難であるから、（一）町村農林土木事業の復旧補助金の早期交付、（二）各種融資の完全調達、（三）住宅建設の促進、（四）つなぎ資金の高額貸付け、（五）災害特別措置法の早期適用、（六）生活保護法の大幅適用、（七）災害に伴う特別平衡交付金の急速なる交付等の救済措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風第十三号による災害復旧の請願

請願者　三重県名賀郡神戸村
長　大北啓生外四十七名（第一三〇号）

右の請願は、三重県名賀地方は、先の八月十五日の東海豪雨大水害により、未曾有の災害を受け、関係町村民は一致協力その救済と復旧にこん身の努力を傾注してきた。しかるに本県を襲つた台風十三号によつて再び大災害を受け、前災害の応急復旧施設は壊滅し、あるいは新に被害を発生して、その惨害に伊賀全域にわたり、その見積額は六十一億余円の莫大な損失である。かかる相次ぐ災害に遭遇し、貧弱にして窮乏その極に達した町村財政を以ては如何ともなし難い状況であるから、昭和二十八年六月および七月大水害に関する諸特例法を本災害に適用されるよう、同法の改正と予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東近畿の水害による災害復旧の請願

請願者　三重県阿山郡拓植町
長　辻上展太郎外四十七名（第二一号）

右の請願は、昭和二十八年八月十五日の大水害は東近畿地域に対して十余名の死者、六十三億余円の人的、物的被害を与え、関係町村においては現在その復旧に全力をつくしているが窮乏の極に達した町村財政によつては到底復旧しがたい実情にあるから、右事情考慮の上、第十六国会において成立をみた昭和二十八年六月および七月大水害に関する臨特例法を当地方災害に適用されるよう法の改正とその予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公営住宅建設等に関する請願

請願者　大阪市東区大手町大阪住宅復興促進協議会内　小田原大造（第一四七号）

右の請願は、終戦後八年を迎え今なお住宅難に悩む大阪府下四百万の世論を代表して、（一）第一期公営住宅建設三箇年計画の完全実施、（二）産業労働者住宅の融資の増額および条件緩和、（三）住宅用地取得のため農地法の一部改正と宅地造成分譲事業の助成等について要望するとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県内利根川堤防補強工事促進に関する請願

請願者　埼玉県大里郡太田村大字福王寺　前原正一外一万五百八十名（第一四八号）

右の請願は、利根川堤防の最も危険な地域とされている箇所のうち埼玉県男沼村地先堤防の一部補強工事を現在施工されているが、工事地区から下流約三千メートルにわたる堤防は依然として決壊寸前にあり、いまにして補強しないときは次の増水期には大事に至ることは明らかであるから、妻沼町、男沼村間の堤防補強工

事をすみやかに実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

二級国道秋田盛岡線改良工事促進に関する請願

請願者　秋田県大曲町大町三七　秋田県町村議会議長会内　辻原藤蔵外二十四名（第一五〇号）

右の請願は、二級国道秋田盛岡線のうち、秋田県生保内町および岩手県御明神村間の道路は、車馬の交通にも困難の状況下にあるから、すみやかに改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道豊津伊良原線改修工事促進に関する請願

請願者　福岡県京都郡刈田町京都郡町村長会内　長井宅三郎外四名（第一九八号）

右の請願は、県道豊津伊良原線中、野峠地域の開通は、従来の中津市経由北九州都市に輸送する所有時間が、二時間半ないし三時間短縮でき、輸送費の軽減、産業振興に寄与するところが大きいから、伝えられるところの五箇年計画を三箇年に短縮したとのことであるが一箇年でも早く本工事の促進を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府由良川治水事工促進に関する請願

請願者　京都府加佐郡大江町長　高宮岩次郎（第二〇八号）

右の請願は、京都府由良川流域十四万住民は、重なる水害にその生活意欲を失つている状況であるから、（一）大野ダムの早期建設、（二）大野ダム福知山間に二箇所の調節ダム建設、（三）福知山右岸築堤の大野ダム完成時までの延期、（四）由良川河口の砂防築堤の建設等由良川の根本的治水施策樹立の上早期治水工事の実施を推進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府豊中市立豊池小学校移転に関する請願

請願者　大阪府豊中市大字箕輪二七七　斎藤悦子外四二一九名（第二一一号）

右の請願は、大阪府豊中市立豊池小学校は米空軍基地伊丹飛行場に近いため飛行機の発着ごとに学習活動が中断せられ学力の低下をきたしているばかりでなく、飛行機のつい落によつて生命の危険もあるから日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失補償に関する法律に基き教育のための公共建物に対する補償に関する政令を制定して、損失全額補償により校舎が移転できるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第六号参照〕

審査報告書

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月六日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

梶原　茂嘉　杉原　荒太
曾祢　益　加藤シヅエ
鶴見　祐輔　石原幹市郎
藤川　韜貞

要領書

一、委員会の決定の理由

本議定書は、在日国連軍に対する刑事裁判権の問題を「軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定」に準じて解決したもので、妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

わが国の独立後、不明確であつた在日国連軍の刑事犯罪に対する取扱が明確になり、所謂属地主義にそつた裁判権が確立される。

三、費用

本件の承認に伴う費用は、本年度においては既定予算の枠の中で支出される。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月四日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

一松　定吉　楠見　義男
加藤　武徳　大達　茂雄
中山　福蔵　小野　義夫

要領書

一、委員会の決定の理由

去る九月二十九日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十七条を改正する議定書により、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する事項が改正された。

この法律案は、この改正に伴い、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の手続規定について必要な改正を行うものであつて、適切なる措置と認める。

二、事件の利害得失

この改正は、駐留合衆国軍隊に対するわが国の裁判権行使の範囲を大巾に拡張するとともに、その行使を円滑にするものであつて、日米両国の友好に役立つものと認められる。

三、費用

この法律の施行については、別段の費用を要しない。

審査報告書

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月六日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

佐藤清一郎　清澤　俊英
白井　勇　河合　義一
川口為之助　雨森　常夫
宮本　邦彦　河野　謙三
横川　信夫　森田　豊壽
北　勝太郎　松浦　定義

要領書

一、委員会の決定の理由

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月六日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤　武徳　大達　茂雄
中山　福蔵　小野　義夫

要領書

一、委員会の決定の理由

去る十月二十六日に署名された日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書により、日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する事項が定められた。この法律案は、これに伴い必要な国内手続を定めるものであつて、適切なる措置と認める。

二、事件の利害得失

この法律案は、わが国に滞留する国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使を円滑にし、派兵各国との国交に寄与するものと認められる。

三、費用

この法律の施行については、別段の費用を要しない。

審査報告書

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案

右多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月六日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

佐藤清一郎　清澤　俊英
白井　勇　河合　義一
川口為之助　雨森　常夫
宮本　邦彦　河野　謙三
横川　信夫　森田　豊壽
北　勝太郎　松浦　定義

要領書

一、委員会の決定の理由

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期は、それぞれ昭和二十九年一月十九日

及び同年二月二十日までとなつているが、本年産米の供出割当等に支障を来さないため、これが任期をそれぞれ六ヶ月延長しようとするものであつて、妥当の措置と認める。

二、事件の利害得失

農業委員会制度の運営の利便に資し供米の促進に寄与する。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月六日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石村　幸作　西郷吉之助
堀　末治　伊能　芳雄
長谷山行毅　加瀬　完
小林　武治　秋山　長造
若木　勝蔵　館　哲二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、奄美群島の復帰に伴い、法令の適用についての必要な暫定措置等を定めるため、さしあたり、奄美群島に施行される法令に関する措置、復帰に伴う暫定的な衆議院議員の定数及びその選挙、奄美群島における市町村の機関及び職員の引継、現地裁判所における民事訴訟の引継方法等に関し規定し、その他同地域の復帰に伴い必要とされる事項はある程度政令等に委任すること等を規定したものであつて、経過的措置として止むをえないものであり、本委員会は、その内容を大体妥当なものと認めるが、同時に別紙の如く、奄美群島の復帰を促進するよう政府は外交々渉を行うこと、同群島の振興を図るため、特別法を制定し、十分な財政的措置を講ずること等の左の附帯決議を行つた。

二、事件の利害得失

奄美群島の復帰に伴い、法令の適用について必要な暫定的措置を行うことができる。

三、費用

本法の施行にあたり、奄美群島の復帰に伴う経費として、本年度予算に十億円が計上されている。

附帯決議

奄美群島の復帰に関し、政府は左の事項の実現を期せられたい。

一、奄美群島復帰の遅延により、現地行政に空白を生じ、現地政府事業、金融の停止等と相俟つて民心の不安と生活の窮乏は甚しきものがある。政府は積極的に外交折衝を行い、一日も速やかにその復帰を図ること。

二、奄美群島に対する施策は民心の安定と産業の復興に重点をおくとともに、振興事業を総合的且つ強力に実施するため、政府の各種出先機関の設立を抑制して、法第四条の規定による鹿児島県の現地機関において、一元的に振興事業を行うものとすること、尚中央においても、振興計画の樹立及び実施に関する事務を一元化すること。

三、奄美群島の特殊性と疲弊の現状に鑑み、速かに総合的な振興計画を樹立し、その強力な実施を期すること、そのため必要な特別法を制定するとともに、十分な財政的措置を講ずること。

審査報告書

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

堀木　鎌三　松岡　平市
藤野　繁雄　前田　久吉
小林　政夫　山本　米治
西川甚五郎　木内　四郎
平林　太一　岡崎　眞一
青柳　秀夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十八年度における風水害、冷害等の異常な発生のため、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生じた再保険金の支払財源の不足を補てんするため、一般会計から繰入金をすることができることとするとともに、同勘定の積立金についても歳入に組み入れることができることとする等所要の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

農業共済再保険特別会計の運用を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十八年度特別会計予算補正中農業共済再保険特別会計に、一般会計よりの受入として八十五億円が計上されている。

審査報告書

昭和二十八年度における特別鉱害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

前田　久吉　小林　政夫
山本　米治　西川甚五郎
木内　四郎　松永　義雄
森下　政一　平林　太一
岡崎　眞一　青柳　秀夫
松岡　平市　藤野　繁雄
菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十八年六月及び七月における大水害により、すみやかに、その復旧を行う必要を生じた特別鉱害に係る交付金の支払財源として、資金運用部から借入金をしようとするもので、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

鉱害の復旧工事を本年度内に実施しうる利益がある。

三、費用

この決律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十八年度特別会計予算補正中特別鉱害復旧特別会計に、資金運用部よりの借入金一億二千万円が計上されている。

人事委員会請願審査報告書第一号

議院の会議に付するを要するもの。

第一号　愛知県大治村の地域給に関する請願

第二号　宮城県塩釜市の地域給に関する請願

第三号　長崎県小浜町の地域給に関する請願

第四号　岡山県倉敷市の地域給に関する請願

第五号　岡山県三石町の地域給に関する請願

第六号　岡山県勝山町の地域給に関する請願

第七号　岡山県美作町の地域給に関する請願

第八号　岡山県備前町の地域給に関する請願

第九号　岡山県高梁町の地域給に関する請願

第一〇号　岡山県笠川、木山両村の地域給に関する請願

第一一号　岡山県大崎村の地域給に関する請願

第一二号　岡山県伊里町の地域給に関する請願

第一三号　岡山県玉島市の地域給に関する請願

第一四号　岡山県宇戸村の地域給に関する請願

第一五号　岡山県手荘町の地域給に関する請願

第一六号　岡山県邑久町の地域給に関する請願

第一七号　岡山県笠岡市の地域給に関する請願

第一八号　栃木県宇都宮市の地域給に関する請願

第一九号　静岡県富士宮市外二箇市町の地域給に関する請願

第二〇号　岡山県吉永町の地域給に関する請願

第二一号　岡山県山陽町の地域給に関する請願

第二二号　岡山県雄神村の地域給に関する請願

第二三号　埼玉県原市場村の地域給に関する請願

第二四号　岡山県西大寺市の地域給に関する請願

第二五号　愛知県西枇杷島町の地域給に関する請願

第二六号　岡山県高倉村の地域給に関する請願

第二七号　愛媛県豊岡村の地域給に関する請願

第二八号　熊本県玉名町の地域給に関する請願

第二九号　熊本県大津町の地域給に関する請願

第三〇号　熊本県宇土町の地域給に関する請願

第三一号　熊本県山鹿町四辺地域の地域給に関する請願

第三二号　熊本県六嘉村の地域給に関する請願

第三三号　大分県入坂村の地域給に関する請願

第三四号　秋田県船川港町の地域給に関する請願

第三五号　静岡県曽我村の地域給に関する請願

第一〇七号　岡山県湯原町の地域給に関する請願
第一〇八号　岡山県郷内村の地域給に関する請願
第一〇九号　栃木県阿久津町の地域給に関する請願
第一一〇号　福島県の地域給に関する請願
第一一八号、第二二一号　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願
第一一九号　寒冷地手当等に関する請願
第一二〇号　茨城県水戸市の地域給に関する請願
第一二一号　千葉県豊海町の地域給に関する請願
第一二二号　愛知県御油町の地域給に関する請願
第一二三号　愛知県御津町の地域給に関する請願
第一二四号　愛知県新城町の地域給に関する請願
第一二五号　愛知県稲武町の地域給に関する請願
第一二六号　愛知県神戸村の地域給に関する請願
第一二七号　愛知県高豊村の地域給に関する請願
第一二八号　愛知県大塚村の地域給に関する請願
第一二九号　愛知県伊良湖岬村の地域給に関する請願
第一三〇号　愛知県泉村の地域給に関する請願
第一三一号　静岡県伊豆長岡町外二箇町の地域給に関する請願
第一三二号　埼玉県豊岡町の地域給に関する請願
第一三三号　埼玉県片柳村の地域給に関する請願
第一三四号　長崎県北高来郡の地域給に関する請願
第一三五号　茨城県鉾田町の地域給に関する請願
第一三六号　茨城県牛久村の地域給に関する請願
第一三七号　千葉県金田村の地域給に関する請願
第一三八号　岐阜県高山市の地域給に関する請願
第一三九号　三重県木曾岬村の地域給に関する請願
第一四〇号　福岡県泉村の地域給に関する請願
第一四一号　静岡県伊豆長岡町外二箇町の地域給に関する請願
第一四二号　埼玉県豊岡町の地域給に関する請願
第一四三号　埼玉県片柳村の地域給に関する請願
第一四四号　長崎県北高来郡の地域給に関する請願
第一四五号　茨城県鉾田町の地域給に関する請願
第一四六号　茨城県牛久村の地域給に関する請願
第一四七号　岡山県湯原町の地域給に関する請願
第一四八号　岡山県郷内村の地域給に関する請願
第一四九号　栃木県阿久津町の地域給に関する請願
第一五〇号　福岡県泉村の地域給に関する請願
第一五一号　三重県木曾岬村の地域給に関する請願
第一五二号　茨城県牛久村の地域給に関する請願
第一五三号　千葉県金田村の地域給に関する請願
第一五四号　岐阜県高山市の地域給に関する請願
第一五五号　三重県木曾岬村の地域給に関する請願
第一五六号　福岡県泉村の地域給に関する請願
第一五七号　長崎市の地域給に関する請願
第一五八号　鹿児島市の地域給に関する請願
第一五九号　大分県竹田町の地域給に関する請願
第一六〇号　茨城県潮来町の地域給に関する請願
第一六一号　千葉県豊海町の地域給に関する請願
第一六二号　愛知県御油町の地域給に関する請願
第一六三号　愛知県御津町の地域給に関する請願
第一六四号　愛知県新城町の地域給に関する請願
第一六五号　愛知県稲武町の地域給に関する請願
第一六六号　愛知県神戸村の地域給に関する請願
第一六七号　愛知県高豊村の地域給に関する請願
第一六八号　愛知県大塚村の地域給に関する請願
第一六九号　愛知県伊良湖岬村の地域給に関する請願
第一七〇号　愛知県泉村の地域給に関する請願
第一七一号　静岡県伊豆長岡町外二箇町の地域給に関する請願
第一七二号　埼玉県豊岡町の地域給に関する請願
第一七三号　埼玉県片柳村の地域給に関する請願
第一七四号　長崎県北高来郡の地域給に関する請願
第一七五号　茨城県鉾田町の地域給に関する請願
第一七六号　茨城県牛久村の地域給に関する請願
第一七七号　岡山県湯原町の地域給に関する請願
第一七八号　岡山県郷内村の地域給に関する請願
第一七九号　栃木県阿久津町の地域給に関する請願
第一八〇号　福岡県泉村の地域給に関する請願
第一八一号　静岡県伊豆長岡町外二箇町の地域給に関する請願
第一八二号　埼玉県豊岡町の地域給に関する請願
第一八三号　埼玉県片柳村の地域給に関する請願
第一八四号　長崎県北高来郡の地域給に関する請願
第一八五号　茨城県鉾田町の地域給に関する請願
第一八六号　茨城県牛久村の地域給に関する請願
第一八七号　岡山県湯原町の地域給に関する請願
第一八八号　岡山県郷内村の地域給に関する請願
第一八九号　岐阜県神戸町の地域給に関する請願
第一九〇号　岐阜県陶町の地域給に関する請願
第一九一号　秋田県の鉱炭手当に関する請願
第一九二号　茨城県大宮町の地域給に関する請願
第一九三号　茨城県谷田部町の地域給に関する請願
第一九四号　静岡県富士宮市の地域給に関する請願
第一九五号　静岡県島田市の地域給に関する請願
第一九六号　奈良県二上村の地域給に関する請願
第一九七号　岡山県藤戸町の地域給に関する請願
第一九八号　神奈川県鳥屋村外七箇村の地域給に関する請願
第一九九号　秋田県大湯町の地域給に関する請願
第二〇〇号　秋田県小坂町の地域給に関する請願
第二〇一号　秋田県錦木村の地域給に関する請願
第二〇二号　岐阜県大八賀村外八箇村の地域給に関する請願
第二〇三号　岡山県和気郡備前町の地域給に関する請願
第二〇四号　岡山県和気郡備前町の地域給に関する請願
第二〇五号　岡山県三石町の地域給に関する請願
第二〇六号　岡山県三石町の地域給に関する請願
第二〇七号　岡山県勝山町の地域給に関する請願
第二〇八号　岡山県勝山町の地域給に関する請願
第二〇九号　岡山県美作町の地域給に関する請願
第二一〇号　岡山県美作町の地域給に関する請願
第二一一号　岡山県和気郡備前町の地域給に関する請願
第二一二号　岡山県和気郡備前町の地域給に関する請願
第二一三号　岡山県高梁町の地域給に関する請願
第二一四号　岡山県高梁町の地域給に関する請願
第二一五号　岡山県玉島市の地域給に関する請願
第二一六号　岡山県玉島市の地域給に関する請願
第二一七号　岡山県宇戸村の地域給に関する請願
第二一八号　岡山県宇戸村の地域給に関する請願
第二一九号　岡山県手荘町の地域給に関する請願
第二二〇号　岡山県手荘町の地域給に関する請願
第二二一号　岡山県川上郡手荘町の地域給に関する請願
第二二二号　岡山県邑久郡邑久町の地域給に関する請願
第二二三号　岡山県邑久郡邑久町の地域給に関する請願
第二二四号　岡山県和気郡伊里町役場内、河崎亀三郎外四名提出
岡山県玉島市の地域給に関する請願
第二二五号　岡山県玉島市の地域給に関する請願
第二二六号　岡山県玉島市長　堀口功外四十七名提出
岡山県宇戸村の地域給に関する請願
第二二七号　岡山県小田郡宇戸村の地域給に関する請願
第二二八号　岡山県小田郡宇戸村教育委員会内　中黒務外六名提出
岡山県手荘町の地域給に関する請願
第二二九号　岡山県川上郡手荘町の地域給に関する請願
第二二〇号　岡山県苫田郡高倉村四郎外二十一名提出
岡山県邑久町の地域給に関する請願
第二二一号　岡山県邑久郡邑久町長　奥田真須二外十五名提出
岡山県笠岡市の地域給に関する請願
第二二二号　岡山県笠岡市長　小野博外三十六名提出
栃木県宇都宮市の地域給に関する請願
第二二三号　栃木県庁内職員組合内　熊田義夫外十三名提出
静岡県富士宮市外二箇市町の地域給に関する請願
第二二四号　静岡県富士宮市長　小室鶴松外五十四名提出
岡山県吉永町の地域給に関する請願
第二二五号　岡山県和気郡吉永町地域給対策協議会内　山田健治外六十四名提出
岡山県山陽町の地域給に関する請願
第二二六号　岡山県赤磐郡山陽町大字下市三四四　生本三五外八名提出
岡山県雄神村の地域給に関する請願
第二二七号　岡山県上道郡雄神村長　斎藤岐提出
埼玉県原市場村の地域給に関する請願
第二二八号　埼玉県入間郡原市場村長　馬場治郎外六十八名提出
岡山県西大寺市の地域給に関する請願
第二二九号　岡山県西大寺市長　家野猛之外千四百五十五名提出
愛知県西批杷島町の地域給に関する請願
第二三〇号　愛知県西春日井郡西批杷島町長　梅村悦三郎外十三名提出
岡山県高倉村の地域給に関する請願
第二三一号　岡山県苫田郡高倉村長　木多保外七名提出
愛媛県豊岡村の地域給に関する請願
第二三二号　愛媛県宇摩郡豊岡村　白川勇外一名提出
熊本市の地域給に関する請願
第二三三号　熊本市長　林田正治提出
熊本県玉名郡の地域給に関する請願
第二三四号　熊本県玉名郡玉名町長　坂口武雄提出
熊本県大津町の地域給に関する請願
第二三五号　熊本県菊池郡大津町長　坂本篤美提出
熊本県宇土町の地域給に関する請願
第二三六号　熊本県宇土郡宇土町長　細川立暢提出
熊本県山鹿町周辺地域の地域給に関する請願
第二三七号　熊本県鹿本郡山鹿町長　松村弘提出
熊本県六嘉村の地域給に関する請願
第二三八号　熊本県上益城郡六嘉村長　大久保豊外四名提出
大分県八坂村の地域給に関する請願
第二三九号　大分県速見郡八坂村長　工藤進外二名提出
静岡県曽我村の地域給に関する請願

人事委員会請願特別報告第一号
愛知県大治村の地域給に関する請願
第一号　愛知県海部郡大治村長　浅井芳徳外六名提出
宮城県塩釜市の地域給に関する請願
第二号　宮城県塩釜市長　桜井辰治外四十八名提出
長崎県小浜町の地域給に関する請願
第三号　長崎県南高来郡小浜町長　本多大一提出
岡山県倉敷市の地域給に関する請願
第四号　岡山県倉敷市長　高橋勇雄外一名提出
岡山県三石町の地域給に関する請願
第五号　岡山県和気郡三石町長　桑原弥寿治外十二名提出
岡山県勝山町の地域給に関する請願
第六号　岡山県真庭郡勝山町長　人見茂三郎提出
岡山県美作町の地域給に関する請願
第七号　岡山県英田郡美作町級地査定対策委員会内　水嶋計次郎提出
岡山県備前町の地域給に関する請願
第八号　岡山県和気郡備前町長　林弘平外十九名提出
岡山県高梁町の地域給に関する請願
第九号　岡山県上房郡高梁町高梁地方事務所内　小野正太郎外二十五名提出
岡山県美川、木山両村の地域給に関する請願
第一〇号　岡山県真庭郡美川村長　森川高蔵外百二十二名提出
岡山県大崎村の地域給に関する請願
第一一号　岡山県勝田郡大崎村長　神崎一二外八名提出
岡山県伊里町の地域給に関する請願
第一二号　岡山県和気郡伊里町役場内、河崎亀三郎外四名提出
岡山県玉島市の地域給に関する請願
第一三号　岡山県玉島市長　堀口功外四十七名提出
岡山県宇戸村の地域給に関する請願
第一四号　岡山県小田郡宇戸村教育委員会内　中黒務外六名提出
岡山県手荘町の地域給に関する請願
第一五号　岡山県川上郡手荘町地域給対策委員会内　萩原禎四郎外二十一名提出
岡山県邑久町の地域給に関する請願
第一六号　岡山県邑久郡邑久町長　奥田真須二外十五名提出
岡山県笠岡市の地域給に関する請願
第一七号　岡山県笠岡市長　小野博外三十六名提出
栃木県宇都宮市の地域給に関する請願
第一八号　栃木県庁内職員組合内　熊田義夫外十三名提出
静岡県富士宮市外二箇市町の地域給に関する請願
第一九号　静岡県富士宮市長　小室鶴松外五十四名提出
岡山県吉永町の地域給に関する請願
第二〇号　岡山県和気郡吉永町地域給対策協議会内　山田健治外六十四名提出
岡山県山陽町の地域給に関する請願
第二一号　岡山県赤磐郡山陽町大字下市三四四　生本三五外八名提出
岡山県雄神村の地域給に関する請願
第二二号　岡山県上道郡雄神村長　斎藤岐提出
埼玉県原市場村の地域給に関する請願
第二三号　埼玉県入間郡原市場村長　馬場治郎外六十八名提出
岡山県西大寺市の地域給に関する請願
第二四号　岡山県西大寺市長　家野猛之外千四百五十五名提出
愛知県西批杷島町の地域給に関する請願
第二五号　愛知県西春日井郡西批杷島町長　梅村悦三郎外十三名提出
岡山県高倉村の地域給に関する請願
第二六号　岡山県苫田郡高倉村長　木多保外七名提出
愛媛県豊岡村の地域給に関する請願
第二七号　愛媛県宇摩郡豊岡村　白川勇外一名提出
熊本市の地域給に関する請願
第二八号　熊本市長　林田正治提出
熊本県玉名郡の地域給に関する請願
第二九号　熊本県玉名郡玉名町長　坂口武雄提出
熊本県大津町の地域給に関する請願
第三〇号　熊本県菊池郡大津町長　坂本篤美提出
熊本県宇土町の地域給に関する請願
第三一号　熊本県宇土郡宇土町長　細川立暢提出
熊本県山鹿町周辺地域の地域給に関する請願
第三二号　熊本県鹿本郡山鹿町長　松村弘提出
熊本県六嘉村の地域給に関する請願
第三三号　熊本県上益城郡六嘉村長　大久保豊外四名提出
大分県八坂村の地域給に関する請願
第三四号　大分県速見郡八坂村長　工藤進外二名提出
静岡県曽我村の地域給に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月六日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

第一〇三号　静岡県小笠郡曽我村長　松浦久治外三名提出
秋田県船川港町の地域給に関する請願
第一〇四号　秋田県南秋田郡船川港町長　中川重利外二名提出
岡山県湯原町の地域給に関する請願
第一〇七号　岡山県真庭郡湯原町長　西田宇平外五名提出
岡山県郷内村の地域給に関する請願
第一〇八号　岡山県児島郡郷内村長　谷田経太郎外三名提出
栃木県阿久津町の地域給に関する請願
第一〇九号　栃木県塩谷郡阿久津町長　野沢茂慈外十名提出
福島県の地域給に関する請願
第一一〇号　福島県庁内人事委員会内　酒井百人提出
国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願
第一一八号　京都府舞鶴市北田辺一六二舞鶴無線電報局内京都府西丹対策協議会内　井上辰治外十三名提出
第二二一号　東京都千代田区神田一ッ橋教育会館内全国寒冷地給対策協議会内　大井今朝治提出
寒冷地手当等に関する請願
第一一九号　新潟県議会議長　児玉龍太郎提出
茨城県水戸市の地域給に関する請願
第一二〇号　茨城県水戸市長　山本敏雄外二十五名提出
千葉県豊海町の地域給に関する請願
第一二一号　千葉県山武郡豊海町長　桜井正中提出
愛知県御油町の地域給に関する請願
第一三二号　愛知県宝飯郡御油町長　石黒伝一外五名提出
愛知県御津町の地域給に関する請願
第一三三号　愛知県宝飯郡御津町長　三浦鹿蔵外二百六名提出
愛知県新城町の地域給に関する請願
第一三四号　愛知県南設楽郡新城町長　星川重勝提出
愛知県稲武町の地域給に関する請願
第一三五号　愛知県北設楽郡稲武町長　大石文一外十三名提出
愛知県神戸村の地域給に関する請願
第一三六号　愛知県渥美郡神戸村長　河合茂市外八名提出
愛知県高豊村の地域給に関する請願
第一三七号　愛知県渥美郡高豊村長　小野田益三外五名提出
愛知県大塚村の地域給に関する請願
第一三八号　愛知県宝飯郡大塚村長　大須賀準次外四名提出
愛知県伊良湖岬村の地域給に関する請願
第一三九号　愛知県渥美郡伊良湖岬村長　間瀬勘作外十二名提出
愛知県泉村の地域給に関する請願
第一四〇号　愛知県渥美郡泉村長　渡辺利吉外五名提出
静岡県伊豆長岡町外二箇町の地域給に関する請願
第一四一号　静岡県田方郡伊豆長岡町長　狩野精一外二十四名提出
埼玉県豊岡町の地域給に関する請願
第一四二号　埼玉県入間郡豊岡町大字豊町字二〇六豊岡官公庁協議会内　田代七郎外十五名提出
埼玉県片柳村の地域給に関する請願
第一四三号　埼玉県北足立郡片柳村長　坂東貞市外三名提出
長崎県北高来郡の地域給に関する請願
第一四四号　長崎県北高来郡森山村長　古賀砂雄外四十名提出
茨城県鉾田町の地域給に関する請願
第一五一号　茨城県鹿島郡鉾田町大字鳥栖字外地域給協議会内　大和田元也提出
茨城県牛久村の地域給に関する請願
第一五二号　茨城県稲敷郡牛久村長　吉田虎次郎外六十九名提出
千葉県金田村の地域給に関する請願
第一五三号　千葉県君津郡金田村長　武内千代松外四名提出
岐阜県高山市の地域給に関する請願
第一五四号　岐阜県高山市長　日下部礼一提出
三重県木曽岬村の地域給に関する請願
第一五五号　三重県桑名郡木曽岬村木曽岬中学校内　加納一郎外三名提出
福岡県泉村の地域給に関する請願
第一五六号　福岡県京都郡泉村長　前原泰次郎外七名提出
長崎市の地域給に関する請願
第一五七号　長崎市桜町長崎市地域給引上対策協議会内　山本藤雄提出
鹿児島市の地域給に関する請願
第一八六号　鹿児島市長　勝目清提出
大分県竹田町の地域給に関する請願
第一八七号　大分県直入郡竹田町長　国友正文外二十九名提出
岐阜県神戸町の地域給に関する請願
第一八八号　岐阜県安八郡神戸町神戸郵便局内　後藤亦一外五名提出
岐阜県鶴町の地域給に関する請願
第一八九号　岐阜県恵那郡鶴町長　加藤快三外四名提出
茨城県潮来町の地域給に関する請願
第一九〇号　茨城県行方郡潮来町長　塚本勝利外十二名提出
秋田県の新炭手当に関する請願
第一九一号　秋田市西根小屋町字町一三秋田県官公労働組合給付協議会内　松井勝太郎提出
茨城県大宮町の地域給に関する請願
第二〇一号　茨城県那珂郡大宮町長　倉田東二外十六名提出
茨城県谷田部町の地域給に関する請願
第二〇二号　茨城県筑波郡谷田部町長　沼尻民平外十六名提出
静岡県富士宮市の地域給に関する請願
第二〇三号　静岡県富士宮市議会内　村瀬茂提出
静岡県島田市の地域給に関する請願
第二〇四号　静岡県島田市長　森昌也外二十八名提出
奈良県二上村の地域給に関する請願
第二一五号　奈良県北葛城郡二上村大字田尻六八　吉井庄十郎外六名提出
岡山県藤戸町の地域給に関する請願
第二一六号　岡山県児島郡藤戸町長　山本主一外七名提出
神奈川県島屋村外七箇村の地域給に関する請願
第二一七号　神奈川県津久井郡島屋村長　小水仙茁外二十二名提出
秋田県大湯町の地域給に関する請願
第二一八号　秋田県鹿角郡大湯町長　諏訪網毅外一名提出
秋田県小坂町の地域給に関する請願
第二一九号　秋田県鹿角郡小坂町長　山田孝蔵外二名提出
秋田県錦木村の地域給に関する請願
第二二〇号　秋田県鹿角郡錦木村長　佐々木鉄蔵外五名提出
岐阜県大入賀村外八箇村の地域給に関する請願
第二二四号　岐阜県大野郡大入賀村大野郡全官公協議会内　瀬之上市郎右エ門外二十二名提出

右八十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月六日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長　河井彌八殿

意見書案

愛知県大治村の地域給に関する請願

請願者　愛知県海部郡大治村長　浅井芳徳外六名（第一号）

右の請願は、愛知県大治村は、名古屋駅を中心とする六キロ圏内に全村が包含され、交通および文化施設は全く名古屋市内の一部の様相を示す現状にある。そのため本村の生活必需品の殆んどは、名古屋市から受け入れる実状で、物価指数はむしろ名古屋市より高く勤労者の生活は窮状にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県塩釜市の地域給に関する請願

請願者　宮城県塩釜市長　桜井辰治外四十八名（第二号）

右の請願は、宮城県塩釜市は、仙台市とともに東北地方における中枢地区で、かつ港都と観光都市である関係上他地方人の出入が多いため異常な物価高を示し、公務員の生活は困

離な状態に追い込まれているから、本市を仙台市と同等以上の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県小浜町の地域給に関する請願

請願者　長崎県南高来郡小浜町長　本多大一（第三号）

右の請願は、長崎県小浜町は、交通不便なへき地であるが雲仙および小浜西温泉場を擁する国際的観光地で、しかも主要食糧をはじめ生活必需品のほとんどを長崎、諫早、島原の各市からの供給に依存している純消費地であるため、公務員の生活は都会化しつつある生活環境の中で高騰する物価と住宅難により困窮を極めているから、本町を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県倉敷市の地域給に関する請願

請願者　岡山県倉敷市長　高橋勇雄外一名（第四号）

右の請願は、岡山県倉敷市は、現在地域給四級地の岡山市と同一経済圏を形成しており、かつ官公庁、学校、大会社、工場、銀行および各種文化施設が非常に多い関係上物価ならびに生活水準、生活水準は岡山市と何等異るところがないから、本市全域を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県三石町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡三石町長　桑原弥寿治外十二名（第五号）

右の請願は、岡山県三石町は、純鉱工業地帯として特殊の地形をなし、周辺農漁村との連けいがなくあらゆる面で阪神諸都市の経済的影響を受けることがはなはだしいため生活状態は現在地域給四級地の岡山市に勝るとも劣らない現状であるから、本町を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県勝山町の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡勝山町長　人見茂三郎（第六号）

右の請願は、岡山県勝山町は、美作地方における政治、経済、交通、教育、文化の中心地であるが、いわゆる高原単作地帯で主食は自給することができず、その他の生活必需品の全部は移入にまつ外なく、その上湯原ダム建設のため移住した労務者五千名の生活は本町に依存している現状で必然的な物価高を招来して公務員の生活ははなはだしく圧迫されているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県美作町の地域給に関する請願

請願者　岡山県英田郡美作町級地設定対策委員会内　水嶋計次郎（第七号）

右の請願は、岡山県美作町は、姫路、津山両市の間に位置する国鉄姫新線沿線の消費都市で、生活必需品のすべてを遠く阪神地区または山陰地方あるいは岡山、津山両市から移入しているため、その価格はいきおい阪神地区あるいは附近中小都市を上廻つている実情であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県備前町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡備前町長　林弘平外十九名（第八号）

右の請願は、岡山県備前町は、日常生活物資を岡山、西大寺両市から移入する関係上県下いずれの地域よりも高く、周辺の事業会社従業員の給与は良好である上、純消費地であるため公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県高梁町の地域給に関する請願

請願者　岡山県上房郡高梁町高梁地方事務所内　小野正太郎外二十五名（第九号）

右の請願は、岡山県高梁町は、岡山市に近接し、同市と同様な経済条件下にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県美川、木山両村の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡美川村長　森川高蔵外百二十二名（第一〇号）

右の請願は、岡山県美川、木山両村は、真庭郡の西南端に位し、諸物資はすべて近接の津山市、落合町、久世町、勝山町、高梁町等から購入するため、相当の運賃を加算されたものを求める状況で他町村在住の者より生活に困窮している実状であるから、両町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県大崎村の地域給に関する請願

請願者　岡山県勝田郡大崎村長　神崎一二外八名（第一一号）

右の請願は、岡山県大崎村は、津山市の東部に接し、近く同市と合併の機運にあり、村民の日常生活、文化生活、消費生活等は同市と何ら異るところがない実状であるから、本村の地域給を同市同様三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県伊里町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡伊里町役場内　河崎亀三郎外四名（第一二号）

右の請願は、岡山県伊里町は、和気郡の東南部に位し、東は三石町、西は備前町（いずれも現在二級地で四級地および三級地に申請中）に接し、一般生活必需品はこれら隣接町村と同じく京阪神、岡山その他の諸都市からの移入によらねば自給自足は不可能でその価額も三石、備前両町に比しむしろ高い実状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県玉島市の地域給に関する請願

請願者　岡山県玉島市長　堀口功外四十七名（第一三号）

右の請願は、岡山県玉島市は、岡

山、倉敷両市に近接し、生活物価指数は両市に勝るとも決して劣らない実状であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県宇戸村の地域給に関する請願

請願者　岡山県小田郡宇戸村教育委員会内　中黒務外六名（第一四号）

右の請願は、岡山県宇戸村は小田郡の北部に位し、東南は矢掛町に、西は井原市に、北は高梁町に、西北は成羽町につながる高原地帯の純農村であるが、これら周辺都市の影響を敏感にうけて諸物価はこれらと大差ない実状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県手荘町の地域給に関する請願

請願者　岡山県川上郡手荘町地域給対策委員会内　萩原禎四郎外二十一名（第一五号）

右の請願は、岡山県手荘町は、近隣の高梁・成羽・芳井の各町および井原市等と同じ様に物価の高い町であるから、同町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体を妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県邑久町の地域給に関する請願

請願者　岡山県邑久郡邑久町長　奥田真須二外十五名（第一六号）

右の請願は、岡山県邑久町は、さきに地域給一級地の指定を受けたが、最近の物価高のため、頗る不安定な生活状態に陥つているから、同町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県笠岡市の地域給に関する請願

請願者　岡山県笠岡市長　小野博外三十六名（第一七号）

右の請願は、岡山県笠岡市の地域給は、現在二級地であるが、同市は、陸海交通の要衝であり、発展途上にある関係から、一般に生活水準が高く、同市在勤公務員の生活は困窮しているから、地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県宇都宮市の地域給に関する請願

請願者　栃木県庁内職員組合内熊田義夫外十三名（第一八号）

右の請願は、宇都宮市は消費産物が少いため、生活必需品のほとんどすべてを東京、大阪から供給されているため諸物価は、東京、大阪よりも高い現状であるから同市の地域給を最低四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県富士宮市外二箇市町の地域給に関する請願

請願者　静岡県富士宮市長　小室鶴松外五十四名（第一九号）

右の請願は、静岡県富士宮市、吉原市、富士町は紙の生産地であるため、物価が高く同地方に勤務する公務員の生活は非常に困難な状態にあるから、富士宮市外二箇市町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県吉水町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡吉永町地域給対策協議会内　山田健治外六十四名（第四四号）

右の請願は、岡山県吉永町は、和気郡の中央に位し、東は三石町（四級地陳情中）に、西は和気町（三級地陳情中）に隣接し、ともに消費地として物価指数等は同一であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県山陽町の地域給に関する請願

請願者　岡山県赤磐郡山陽町大字下市三四四　生本三三五外八名（第四五号）

右の請願は、岡山県山陽町は、岡山市に隣接し、経済生活は同市と全く同様であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県雄神村の地域給に関する請願

請願者　岡山県上道郡雄神村長　斎藤岐（第四六号）

右の請願は、岡山県雄神村は、西大寺市（二級地）に隣接し、生活水準、物価指数等同市と同様であるから、地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県原市場村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡原市場村長　馬場治郎外六十八名（第四七号）

右の請願は、埼玉県原市場村は、村内消費物資の大半を隣接飯能町（二級地）および青梅町（四級地）から移入しているため、運賃、手数料等の加算により物価は両町を上回る実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県西大寺市の地域給に関する請願

請願者　岡山県西大寺市長　家野猛之外千四百五十五名（第四八号）

右の請願は、岡山県西大寺市は、岡山市に隣接し、物価指数、生活指数等同市と全く同一であるから、本市の地域給を同市同様四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県西枇杷島町の地域給に関する請願

請願者　愛知県西春日井郡西枇杷島町長　梅村悦三郎外十三名（第七四号）

右の請願は、愛知県西枇杷島町は、名古屋市に隣接し、物価指数等同市と大差ない実状であるから、本町の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県高倉村の地域給に関する請願

請願者　岡山県吉田郡高倉村　長　木多保外七名（第七五号）

右の請願は、岡山県高倉村は、津山市と境を接し、不離一体の関係にあり、物価、生活水準等全く同一であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県豊岡村の地域給に関する請願

請願者　愛媛県宇摩郡豊岡村　白川勇外一名（第七六号）

右の請願は、愛媛県豊岡村は、先般地域給二級地の指定を受けた三島、一級地の寒川を東に三級地新居浜を西に控え、産業上これらの地区と不離一体の関係にあり、物価も差異なく、むしろこれらを上回る現状であつて公務員の生活は非常に困窮しているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本市の地域給に関する請願

請願者　熊本市長　林田正治（第七七号）

右の請願は、熊本市は、九州第二の消費都であり、米駐留軍、保安隊の設置等により人口の増加、物価の上昇を示し地域給四級地指定都市と何等そん色のない実情であるから、本市の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県玉名町の地域給に関する請願

請願者　熊本県玉名郡玉名町　長　坂口武雄（第七八号）

右の請願は、熊本県玉名町は、大牟田、荒尾両市と熊本市の中央に位する関係で諸物価もこれら諸都市を下らず、繊維、皮革、雑貨等はもとより野菜、魚肉等もかえつてこれらの諸都市から逆流入する状況であつて、公務員の生活は極度の窮迫にいつめられている実情であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県大津町の地域給に関する請願

請願者　熊本県菊池郡大津町　長　坂本鶴美（第七九号）

右の請願は、熊本県大津町は、主食以外の生活諸物資の大部分を熊本市および阪神、京浜方面から移入し、加うるに本町は附近一帯の町村の中心地である関係で町外からの購買欲が極めていちじるしく、さらに交通至便とくに観光地への中継経由地に当つているため物価は昨年十一月地域給二級地に指定された隈府町を上回る状態であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県玉名郡玉名町

請願者　熊本県玉名郡玉名町　長　坂口武雄（第七八号）

右の請願は、熊本県玉名町は、大牟田、荒尾両市と熊本市の中央に位する関係で諸物価もこれら諸都市を下らず、繊維、皮革、雑貨等はもとより野菜、魚肉等もかえつてこれらの諸都市から逆流入する状況であつて、公務員の生活は極度の窮迫にいつめられている実情であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県宇土町の地域給に関する請願

請願者　熊本県宇土郡宇土町　長　細川立暢（第八〇号）

右の請願は、熊本県宇土町は、熊本市まで鉄道で八分、自動車で十五分の距離にあり、官公庁、会社、工場、銀行等が集中しているばかりでなく、熊本市の郊外住宅地として住宅離をきたし、家賃は熊本市より高く、また同市から仕入れる生活必需品の価格は熊本市に準じ、商品によつては一割内外高価となつているから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県山鹿町周辺地域の地域給に関する請願

請願者　熊本県鹿本郡山鹿町　長　松村弘（第八一号）

右の請願は、熊本県山鹿町周辺の米田、川辺、三玉、大道および米野岳の各村は、山鹿町を中心として八幡村、来民町を含めた合併市制施行予定の関係にあり、温泉観光地の衛星町村としての影響は極めて密接で、消費経済圏内にあるため、公務員の大半は山鹿町、来民町等の級地指定区域内に居住する関係で教育上の人事交流あるいは、行政執行上においても支障をきたしている実情であるから、これ等各村に対して新たに地域給を指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県八坂村の地域給に関する請願

請願者　大分県速見郡八坂村　長　工藤進外二名（第八二号）

右の請願は、大分県八坂村は、別府市を主軸とした経済圏内に包含され、隣接の山香町、杵築町、日田町等と同様な経済条件下にあるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県曾我村の地域給に関する請願

請願者　静岡県小笠郡曾我村　長　松浦久治外三名（第一〇三号）

右の請願は、静岡県曾我村は、主要物産の茶、藁工品を除いては他は見るべきものがなく、日常生活上の消費物価は本村と表裏一体の関係にある掛川、袋井両町および静岡市、浜松市との取引が多いためむしろこれらの市および町より割高の現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県船川港町の地域給に関する請願

請願者　秋田県南秋田郡船川港町長　中川重利外二名（第一〇四号）

右の請願は、秋田県船川港町は、港都であるとともに県立公園男鹿半島の玄関として発展しつつあるが、反面港湾事業関係者および船員と観光客等の影響を受けて異常な物価高を示し、公務員の生活は困難な状況に追込まれているから、本町を秋田市と同等の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県湯原町の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡湯原町長　西田宇平外五名（第一〇七号）

右の請願は、岡山県湯原町は、生活必需物資のほとんどを他の生産地からの補給に待たねばならない実情にあるため弊い物価高を示し、加うるに温泉観光地であり、さらに湯原ダム建設に伴う関係者の影響を受けて物価はますます上昇を続けている実情であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県郷内村の地域給に関する請願

請願者　岡山県児島郡郷内村長　谷田経太郎外三名（第一〇八号）

右の請願は、岡山県郷内村は岡山、倉敷、児島、玉野各市に隣接している関係でこれら各市と経済上何等異るところがないばかりかむしろ衣料、食料品、雑貨等生活物資の大部分はこれら各市に依存しているため高い実情であるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県阿久津町の地域給に関する請願

請願者　栃木県塩谷郡阿久津町長　野沢茂発外十名（第一〇九号）

右の請願は、栃木県阿久津町は、県北ならびに奥羽地方への交通の要衝に当りとくに東北本線宇都宮駅を中心とする市街的発展により都市的生活様式と市民的経済消費生活の様相を呈し、しかも諸物資は大部分を大都市より流入しているため諸物価は常に宇都宮市、氏家町等より一、二割高の状態であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県の地域給に関する請願

請願者　福島県庁内人事委員会内　酒井百人（第一一〇号）

右の請願は、福島県は、他の東北地方各県と同様地域給について他地方に比較して非常に不利益な立場に置かれているように考えられるから、今回の地域給制度の改訂に際し福島、郡山、若松、平、白河の五市および湯本町、内郷町、小名浜町、好間村を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願

請願者　京都府舞鶴市北田辺一六二舞鶴無線電報局内京都府西舟対策協議会内　井上辰治外十三名（第一一八号）

請願者　東京都千代田区神田一ッ橋教育会館内全国寒冷積雪地給対策協議会内　大井今朝治（第二二一号）

右の請願は、国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律中（一）寒冷地給の支給金額区分を最低線五級地十割以下一級地二割とすること、（二）公共企業体職員に対し本法律適用を明文化すること、（三）人事院勧告は国会にも行い、その勧告を完全に実施することを明文化すること、（四）寒冷地手当は必要額を支給すること等の一部改正を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

寒冷地手当等に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉龍太郎（第一一九号）

右の請願は、国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律等の関係法令を（一）積雪地帯に特別の手当を支給すること、（二）級地区分の不均衡を是正し、かつ支給額を引き上げること、（三）人事院の給与水準改訂に関する勧告の通り実施すること、（四）公共企業体職員の給与を国家公務員に準ずること等の改正を行い積雪寒冷地帯における国家ならびに地方公務員および公共企業体職員の給与の改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県水戸市の地域給に関する請願

請願者　茨城県水戸市長　山本敏雄外二十五名（第一二〇号）

右の請願は、水戸市は茨城県における政治、文化、交通の中心地であることはもちろん、幾多の中小工業が盛んであり、ことに観光文教都市として活況を呈している純然たる消費都市であつて、常磐線電化の促進に伴い消費都市としての度をますます加え公務員の生活は窮状に追込まれているから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県豊海町の地域給に関する請願

請願者　千葉県山武郡豊海町長　桜井正中（第一二一号）

右の請願は、千葉県豊海町は、片貝町、東金町、白里町に近接し諸物価は常にこれらの町とともに逐次上昇の傾向にあり、ことに昭和二十三年四月以来駐留軍および軍属等の転入の影響を受けて、諸物価は都市にも見られない高騰を示している現況にあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県御油町の地域給に関する請願

請願者　愛知県宝飯郡御油町長　石黒伝一外五名（第一三二号）

右の請願は、愛知県御油町は、豊川市および国府町に接し、生活状態は全く豊川市と同様であり、物価は大都市以上の高価を示しているにもかかわらず、本町の一部官公署は地域給二級地に指定され他は未指定となつていることはなはだ不合理であるから、本町を豊川市と同等の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県御津町の地域給に関する請願

請願者　愛知県宝飯郡御津町長　三浦熊蔵外二百六名（第一三三号）

右の請願は、愛知県御津町は、豊橋市、豊川市、渥郡町、三谷町に隣接しまた岡崎市に近接しており人的物的に極めて交流が多くさらに観光地としてその生活程度、物価指数においてこれら近隣都市とはとんど同程度に高まつている実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県新城町の地域給に関する請願

請願者　愛知県南設楽郡新城町長　星川重助（第一三四号）

右の請願は、愛知県新城町は、豊橋市に隣接しすべての部面において密接な関係があり、とくに生活必需品の物価は豊橋市を上廻つている状態であるから、本町を地域給三級地に

指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県稲武町の地域給に関する請願

請願者　愛知県北設楽郡稲武町長　大石文一外十三名（第一三五号）

右の請願は、愛知県稲武町は、長野県および岐阜県に接し、北設楽郡西部の産業、経済、文化の中心地であつて各種の官公署、学校および組合、会社、団体等があり、かつ生活必需品はすべて田口町、新城町、豊橋市および足助町、岡崎市、名古屋市から移入している関係で物価はいちじるしく高い実情にあるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県神戸村の地域給に関する請願

請願者　愛知県渥美郡神戸村長　河合茂市外八名（第一三六号）

右の請願は、愛知県神戸村は、田原町に隣接し一体不可分の関係に置かれているが、近年農業の多角経営化によつて生産が増大しその大都市への移出は村経済をゆたかにするとともに生活水準と物価を高め、さらに多数観光客はこれに拍車をかける実情で公務員の生活は困窮しているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県高豊村の地域給に関する請願

請願者　愛知県渥美郡高豊村長　小野田益三外五名（第一三七号）

右の請願は、愛知県高豊村は政治、経済、産業、交通、文化等すべての面で二川町、豊橋市の影響の下にあり、最近各種産業はいちじるしい発展を遂げ、とくに農業の多角経営化によつて生産が増大し、その大都市への移出は村民経済を豊にするとともに生活水準と物価を高め、さらに多数の観光客はこれに拍車をかけ公務員の生活は困窮しているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県大塚村の地域執給に関する請願

請願者　愛知県宝飯郡大塚村長　大須賀隼次外四名（第一三八号）

右の請願は、愛知県大塚村は、地域給三級地の蒲郡町、三谷町および一級地御津町に接し、これらの村と同一の経済圏ならびに観光地帯を形成し、かつ生活必需品のほとんどをこれらの町に依存しているため物価および生活水準は何等差異ないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県伊良湖岬村の地域給に関する請願

請願者　愛知県渥美郡伊良湖岬村長　間瀬勘作外十二名（第一三九号）

右の請願は、愛知県伊良湖岬村は、地域給一級地の福江町とは産業、経済、教育、文化の各般の上からも、また住民の生活水準の面からも全く一体的な政治形態のもとに置かれ何等そん色のない状況下にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県泉村の地域給に関する請願

請願者　愛知県渥美郡泉村長　渡辺利吉外五名（第一四〇号）

右の請願は、愛知県泉村は政治、経済、産業、交通、文化等すべての面で福江町、田原町、豊橋市の影響の下にあり、最近各種産業はいちじるしい発達を遂げ、とくに農業の多角経営化によつて生産が増大し、その大都市への移出は村民経済を豊にするとともに生活水準と物価を高め、さらに多数の観光客はこれに拍車をかけ公務員の生活は困窮を極めているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県伊豆長岡町外二箇町の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡伊豆長岡町長　狩野精一外二十四名（第一四一号）

右の請願は、静岡県伊豆長岡町、大仁町、修善寺町は伊豆半島中央に位し連接する温泉観光地として各方面から温泉観光客が来遊し、しかも純消費地であらゆる物資を東京、沼津、三島を経て移入しているため物価は沼津、三島方面よりはるかに高い実情にあるから、三町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県豊岡町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡豊岡町大字扇町屋二〇六豊岡官公庁協議会内　田代七郎外十五名（第一四二号）

右の請願は、埼玉県豊岡町は、東京都に隣接し、所沢市、川越市、飯能町に近隣する丘陵地帯に発展した町で、東京都の衛星都市としてその実態は所沢市、川越市となんら劣るところがなくむしろ米軍ジョンソン基地を有する関係で諸物価は県下一との定評がある状態であるから、本町の地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県片柳村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡片柳村長　坂東貞市外三名（第一四三号）

右の請願は、埼玉県片柳村は、大宮市および浦和市に隣接しているが、交通機関の発達によつて両市ならびに東京都の郊外住宅地と化し、これら都市部への通勤者は全住民の三十三パーセントに及び、文化水準、経済生活等においては両市と何ら変りのない実情であるから、本村の地域給を両市と均衡のとれるよう引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県北高来郡の地域給に関する請願

請願者　長崎県北高来郡森山村長　古賀砂雄外四十名（第一四四号）

右の請願は、長崎県北高来郡は、諫早市に隣接し政治、経済、文化もほとんど同一の環境にあり差異は認められない実情にあるから、本郡の地域給を森山村、江ノ浦村を二級地に指定せられるとともに田結村、戸石村、古賀村、深海村、小江村、湯江町を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県鉾田町の地域給に関する請願

請願者　茨城県鹿島郡鉾田町地方事務所内地域給協議会内大和田元也（第一五一号）

右の請願は、茨城県鹿島郡鉾田町は、東茨城郡の南部、行方郡の北部一帯の政治、経済、文化の中枢地として、また歴史的な寺院、太郷北浦の景観、海水浴場を控えた観光地として生活環境は水戸、土浦、日立各市をしのぐものがあり、物価も地域給三級地以上の高物価地であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県牛久村の地域給に関する請願

請願者　茨城県稲敷郡牛久村長　吉田虎次郎外六十九名（第一五二号）

右の請願は、茨城県牛久村は、大部分動人と商工業者で、しかも東京までわずか一時間足らずの交通至便の地に位し、最近は経済事情から離農する者が急激に増加し耕地の減少と相まつて消費地化し物価は他と比較にならない高価な実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県金田村の地域給に関する請願

請願者　千葉県君津郡金田村長　武内千代松外四名（第一五三号）

右の請願は、千葉県金田村は、南小櫃川を隔てて木更津市と境し、東は昭和町と相接し東京湾に突出した農漁村であるが、産業、経済、文化等すべて木更津市の強い影響を受け、ことに諸物価は君津郡内他町村より高価であり、さらに仕入先である木更津市より高価な実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県高山市の地域給に関する請願

請願者　岐阜県高山市長　日下部礼一（第一五四号）

右の請願は、岐阜県高山市は、乗鞍岳登山、スキー場への大門戸となり、かつ、大小教多い会合の開催地となり、その上電源開発に伴う特殊事情が加わり、生活物資は値上りをきたし、また、諸物資を、名古屋、岐阜等より仕入れるため、物価は、名古屋の市価より十パーセントも高い現状であるから、本市の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県木曾岬村の地域給に関する請願

請願者　三重県桑名郡木曾岬村木曾岬中学校内　加納一郎外三名（第一五五号）

右の請願は、三重県木曾岬村は、すでに地域給一級地の指定を受けている長島、城南、深谷三村に比較し生活必需物価、消費生活者の数の率、その他ほとんど同一条件にあり、かつ近接桑名市が二級地、さらに一層接近している愛知県鍋田村は一級地、弥富町は二級地にそれぞれ指定されているため人事行政等に支障をきたしているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県泉村の地域給に関する請願

請願者　福岡県京都郡泉村長　前原泰次郎外七名（第一五六号）

右の請願は、福岡県泉村は、京都郡の政治、経済の中心地で地域給三級地の行橋町に隣接し、行政区画こそ異るがその経済事情は同町と何等相違するところがないにもかかわらず地域給において差があるため人事移動等に極めて支障が多く不合理であるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎市の地域給に関する請願

請願者　長崎市桜町長崎市地域給引上対策協議会内　山本厳雄（第一五七号）

右の請願は、地域給が地域毎の物価または生計費の隔差を緩和する目的をもつて設定されたものとすれば、長崎市における生活必需物資、原燃による家賃等の価格差を基準とした物価は六大都市に近似し、九州における福岡、門司、小倉、八幡、戸畑各市に劣らない高値を示しているから、本市を地域給五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島市の地域給に関する請願

請願者　鹿児島市長　勝目清（第一八六号）

右の請願は、鹿児島市は、人口二十五万四千を有する日本南端の雄都として政治、経済、文化その他海、陸、空交通の要衝であり、特に奄美大島の日本復帰も実現の運びとなり、沖縄等を含む南西諸島との貿易の拠点となつており、さらに外人遊客をして東洋のナポリとして驚たんせしめる雄大な観光資源は南国の四季を通じ観光客の来往その跡をたたず、また一面には全国有数の戦災都市であり、かつ、その周辺の農村的性格からして純然たる消費都市である等幾多の特殊事情を有しており、従つて物価および賃金と生計費との関係はきわめて不均衡の状態であり、特に北九州各都市の級地に比し本市が三級地にすえおかれていることはもつとも均衡を欠くものであるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県竹田町の地域給に関する請願

請願者　大分県直入郡竹田町長　国友正文外二十九名（第一八七号）

右の請願は、大分県竹田町は、魚住ダムの建設、家賃の騰貴、生鮮食料品の価格騰貴、観光客の激増等によつて最近在勤公務員の生活がいちじるしく圧迫されているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県神戸町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県安八郡神戸町神戸郵便局内　後藤亦一外五名（第一八八号）

右の請願は、岐阜県神戸町は、大垣市と同一の経済圏内にあつて交通、通信、産業等同市と一体不離の相関関係におかれ最近は完全な工業都市に躍進し、公務員の生活は大垣市の公務員より一段困難な実情にあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県陶町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡陶町長　加藤快三外四名（第一八九号）

右の請願は、岐阜県陶町は、北米向け高級ディナーセットおよび南方向輸出陶器製造の盛んな特殊な町で、生

計費がいちじるしく高いから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県潮来町の地域給に関する請願

請願者　茨城県行方郡潮来町長　塚本勝利外十二名（第一九〇号）

右の請願は、茨城県潮来町は、観光地として内外に知られ、ことに日本水郷の中心地として国立公園指定候補地でもある関係で各地より旅客の来往多く一層物資消費の度が高められ、かつ現在都市計画の指定地として物価の大勢は上昇状態を続け、加うるに交通不便のため千葉県佐原市より高い現状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県の薪炭手当に関する請願

請願者　秋田市西根小屋町上町一三秋田県官公労働組合給付協議会内　松井慶太郎（第一九一号）

右の請願は、秋田県に在勤する公務員にとつて冬期間のだん房用薪炭購入費はきわめて多額にのぼるが、右の準備なくしては冬期間の生活は不可能であるからどのように困窮していてもこれだけは準備しなければならないものである。従つてその結果は職員の職員に比して極度に生活が圧迫され諸物価の高騰に伴う薪炭費の値上りとともに窮乏の状態は正にその極に達している実状であるから、本県に在勤する公務員に対しすみやかに薪炭手当を制度化して支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県大宮町の地域給に関する請願

請願者　茨城県那珂郡大宮町長　倉田東二外十六名（第三〇一号）

右の請願は、茨城県大宮町は、近隣の交通、文化、教育、経済等の中心地であり、また物資の集散地であるが、純生産農家が少くかつ都市的色彩の下にあるこの種農家の生活程度が上昇しつつあるため生産等についても極めて高騰を示し、また一般物価も商売の資力、経済規模が弱小等のため水戸市、太田町に比しいちじるしく高価な実情であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県谷田部町の地域給に関する請願

請願者　茨城県筑波郡谷田部町長　沼尻民平外十六号（第二〇二号）

右の請願は、茨城県谷田部町は、行政、産業、教育、文化の中心地であり、且郡内交通運輸の要衝をなしている。しかし、交通は総て自動車に依存しているため、諸物価が高く、公務員の生活は極めて苦しく、他の有利な勤務地へ転出するものが多く人材を得ることが非常に困難な状態にあるから、当町の地域給を上級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県富士宮市の地域給に関する請願

請願者　静岡県富士宮市議会内　村瀬茂（第二〇三号）

右の請願は、静岡県富士宮市は県東部富士山ろくに位し、富士南ろく地方における政治、経済、教育の中心都市であり、また全国第一の紙生産地として経済は常に活ばつな動きを示し、これら会社工場労務者の消費地として物価は全国他都市に比較していちじるしく高く公務員の生活は非常に困難な状態にあるから、本市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県島田市の地域給に関する請願

請願者　静岡県島田市長　森昌也外二十八名（第二〇四号）

右の請願は、静岡県島田市は、産業、経済、教育、文化、交通等のあらゆる面において、静岡市、浜松市および清水市等の上級地域に優るとも劣らない現状である。本市は全国有数の木工都市で数多くの工場を有している関係上、生活必需品はほとんど、静岡市、浜松市等に依存していて、高物価である。しかも、本市は最近静岡県総合開発事業資材の重要輸送基地となり、また、紡績、パルプ等の大工場の事業拡充強化により大商工業都市に転換しつつある。従つて、公務員は生活苦に迫られ、地域給の高い都市に転勤希望者が多く、人事行政に非常に支障をきたしているから、本市の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県二上村の地域給に関する請願

請願者　奈良県北葛城郡二上村大字田尻六八　吉井庄十郎外六名（第二一五号）

右の請願は、奈良県二上村は、大阪市に四十分の距離にあつて交通が至便であるため、住宅地として人口は増加の一途をたどり、また観光地として遊覧客も多く、本村の特産物である金剛砂、サンドペーパー等の取引も全国的に行われ、大阪市と同一経済圏に包含せられ諸物価はもとより生活状態も都市と何ら異なるところがないから、本村の地域給を大和高田市、五寺町同様三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県藤戸町の地域給に関する請願

請願者　岡山県児島郡藤戸町長　山本主一外七名（第二一六号）

右の請願は、岡山県藤戸町は、隣接町村の級地引上げから取り残されたばかりでなく、その後物価はいよいよ上昇の一途をたどる状況であるため、本町勤務の公務員中他市町村への転勤希望者が続出する現状で、官公庁業務はいちじるしい支障をきたしている実情であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県大湯町の地域給に関する請願

請願者　秋田県鹿角郡大湯町長　諏訪網毅外一名（第二一八号）

右の請願は、秋田県大湯町は、国立公園十和田湖の沿線に所在する温泉地であつて、日本各地から観光客の来往はげしく、年間を通じて七十万を数えられている。さらに冬季間はスキー客の来湯多く、全国的なスキー場として団体スキー、全日本スキー選手権競技等も開催されるので、夏季冬季を通じてのこれらの外来客は急増しつつあり、従つて諸物価の高騰いちじるしく秋田県一あるいは東北一の物価高と評する者さえある現状であるから、本所の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県小坂町の地域給に関する請願

請願者　秋田県鹿角郡小坂町長　山田孝蔵外二名（第二一九号）

右の請願は、秋田県小坂町は、鉱山都市特有の物価高で、民間企業勤務者よりいちじるしく給与の低い在勤公務員は困難な生活を余儀なくされているから、村町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県錦木村の地域給に関する請願

請願者　秋田県鹿角郡錦木村長　佐々木鉄蔵外五名（第二一〇号）

右の請願は、秋田県錦木村は、既に一級地に指定されている毛馬内町、花輪町、尾去沢町、大湯町の間にはさまれて位置し、諸物価はこれらの町と同様であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県大入賀村外八箇村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県大野郡大入賀村大野郡全官公協議会内　瀬之上市郎右ェ門外二十二名（第二二四号）

右の請願は、岐阜県大野郡の地域給のうち、大入賀村は高山市に隣接して生活基準は同市と変らない実状であるから四級地に、久々野、朝日、白川、荘川の四箇村は電源開発工事の関係で物価が極端に高騰しているから二級地に、宮、清見、丹生川の三箇村は高山市に隣接しているため経済事情がほとんど同市と同様であるから二級地に、山久口村は久々野村と小坂町に囲まれて同一条件下にあるから一級地にそれぞれ地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九号　埼玉県桜井村の地域給に関する陳情

第一〇号　広島県東高屋、小谷西村の地域給に関する陳情

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会陳情特別報告第一号

埼玉県桜井村の地域給に関する陳情

第九号　埼玉県南埼玉郡桜井村長　中村定三郎外六名提出

広島県東高屋、小谷西村の地域給に関する陳情

第一〇号　広島県賀茂郡東高屋村長　檜山員之外一名提出

栃木県矢板町の地域給に関する陳情

第二〇号　栃木県塩谷郡矢板町長　高橋保平提出

長崎県高浜村の地域給に関する陳情

第二一号　長崎県西彼杵郡高浜村長　泉本三郎外五名提出

右の四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月六日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

意見書案

埼玉県桜井村の地域給に関する陳情

陳情者　埼玉県南埼玉郡桜井村長　中村定三郎外六名（第九号）

右の陳情は、埼玉県桜井村は、東武線が村の一角を走り東京都との物資交流が極めて多く、とくに隣村大袋村とはあらゆる面において共通の地位にあるから、本村を大袋村と同一の地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県矢板町の地域給に関する陳情

陳情者　栃木県塩谷郡矢板町長　高橋保平（第二〇号）

右の陳情は、栃木県矢板町は、農産物の集散地として盛況を呈しているが、ことに豊富な林産資源を控え木工業の発展は目覚しいものがあるが、消費物価水準ならびに一般物価は県下の主都市に比較し極めて高率を示している実情であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県高浜村の地域給に関する陳情

陳情者　長崎県西彼杵郡高浜村長　泉本三郎外五名（第二一号）

右の陳情は、長崎県高浜村は長崎市から二十六キロ離れた農村であるが耕地面積が少い上、日常生活必需品は長崎市に依存するため同市を上回り、子弟の教育費も下宿生活をしなければならぬため多額を要し、また、端島地区は、海上の一小島の炭坑地で、生活必需品の全部を長崎市よりの移入にまつため物価は同市の二割高であり、公務員の生活は困難をきわめているから高浜村のうち端島地区を四級地に高浜村のうち端島以外の地域を二級地にそれぞれ引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三五号　広島県呉市旧軍施設返還に関する請願

第六五号　岡山県日本原旧陸軍演習場接収反対に関する請願

第一六四号　未帰還抑留同胞引揚促進等に関する請願

第二一一二号　未帰還抑留同胞引揚促進等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月六日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

外務委員会請願特別報告第一号

広島県呉市旧軍施設返還に関する請願

第三五号　広島県知事　大原博夫外二名提出

岡山県日本原旧陸軍演習場接収反対に関する請願

第六五号　岡山県上伊福岡山県庁内岡山農業委員会協議会内　松尾智猛提出

未帰還抑留同胞引揚促進等に関する請願

第一六四号　京都市中京区夷川通り烏丸通西入巴町八三　守山久次郎外六名提出

第二一二号　徳島県勝浦郡横瀬町長　朝桐猪平提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月六日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

意見書案

広島県呉市旧軍施設返還に関する請願

請願者　広島県知事　大原博夫

外二名（第三五号）

右の請願は、広島県呉市は、旧軍港市転換法の制定により平和産業港湾都市として旧軍施設跡に着々大工場の進出をみたが、現在国連軍の駐留により工場誘致はその余地なく、国連軍屈より者の約一万三百余名は、もし国連軍引揚の事態に直面するならば失業者となるから、この事態に備え工場誘致に必要な旧軍施設をできうる限り早期に返還せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還抑留同胞引揚促進等に関する請願

請願者　京都市中京区夷川通り烏丸通西入巴町八三　守山久次郎外六名（第一六四号）

請願者　徳島県勝浦郡横瀬町長　朝桐猪平（第二一二号）

右の請願は、終戦以来既に八年、自主独立の現在戦争の犠牲となつて数万の同胞が海外に抑留され、また消息不明であることは、国家の一大不祥事であり、世界平和基本的人権に反するもので、肉親の堪え得ないところであるから、すみやかにその対策を確立し抑留同胞の帰還および戦犯者の釈放等に万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県日本原旧陸軍演習場接収反対に関する請願

請願者　岡山県上伊福岡山県庁内岡山農業委員会協議会内　松尾智猛（第六五号）

右の請願は、月下政府当局および日米合同委員会において検討されている岡山県日本原旧陸軍演習場を駐留軍演習場として接収する問題に関しては、本県農業行政の大局的見地に立脚して検討した結果、（一）日本原地帯は北部唯一の農適地であり、これを総合的に高度利用して農民生活の安定を図るべきであること、（二）本地帯の活用により農業零細化防止のできること、（三）本地域は草生地農業として酪農を導入しもつて農家経済の安定度を高めることができる等の理由により本地帯の接収には反対であるから、日本原全域を開放せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

第四号　福井県若狭湾上空の米空軍飛行演習場化反対に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月六日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

外務委員会陳情特別報告第一号

福井県若狭湾上空の米空軍飛行演習場化反対に関する陳情

第四号　福井市大手町一三六ノ二漁業協同組合連合会長　山下喜作外五名提出

右の陳情は、内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月六日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

意見書案

福井県若狭湾上空の米空軍飛行演習場化反対に関する陳情

陳情者　福井市大手町一三六ノ二漁業協同組合連合会長　山下喜作外五名（第四号）

右の陳情は、福井県若狭湾は、日本海における最優秀の漁場で、本県におけるきん着網漁業、定着網漁業、底びき網漁業、各種刺網漁業および一本釣漁業等、各種漁業は挙げて本海区の宝庫に依存し、本県漁民の生命線である。しかるに今回の日米行政協定に基き、若狭湾上空が、米空軍の飛行演習場となる由であるが、これが実現した場合、本県漁民の物心両面に受ける影響はじん大であるから、若狭湾上空が米空軍演習場とならぬよう格別の考慮を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六六号　岡山県日本原旧陸軍演習場払下げに関する請願

第一〇二号　兵庫県尼崎港を開港場に指定するの請願

第一四五号　冷害地課税の特別措置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月六日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

大蔵委員会請願特別報告第一号

岡山県日本原旧陸軍演習場払下げに関する請願

第六六号　岡山県勝田郡北吉野村議会議長　桒桑村定永外六名提出

兵庫県尼崎港を開港場に指定するの請願

第一〇二号　兵庫県尼崎市長　阪本勝提出

冷害地課税の特別措置に関する請願

第一四五号　札幌市北四条西一北海道農民同盟内　高橋雄之助外一名提出

右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月六日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

意見書案

岡山県日本原旧陸軍演習場払下げに関する請願

請願者　岡山県勝田郡北吉野村議会議長　桒桑村定永外六名（第六六号）

右の請願は、岡山県日本原旧陸軍演習場は、明治四十二年買収当時演習上重大な支障のない限り地域内の耕作、薪炭材の伐採ならびに家畜の飼料および採草、土石の採掘等を許可し、万一軍用地停止または本目的以外に使用するような事態となつた場合は旧来の状態に復帰することを約して買収したものであるから、今日検討されつつある演習場に指定することなくすみやかに払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県尼崎港を開港場に指定するの請願

請願者　兵庫県尼崎市長　阪本勝（第一〇二号）

右の請願は、尼崎港は、阪神重工業地帯の中央に位置し、我が国産業経済界に重要なる役割を占める全国有数の工業港である。しかるに尼崎港は、いまだ未開港の儘放置されているため、同港出入船舶に多大の不便を与え、必然的に大阪、神戸両港に依存する結果、中間経費の割高となつて各種企業合理化のがん点となつているから、港湾運営、および我が国自立経済の上からも本港を開港場に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

冷害地課税の特別措置に関する請願

請願者　札幌市北四条西一北海道農民同盟内　高橋雄之助外一名（第一四五号）

右の請願は、冷害による極端な減収農家の経済的打撃は、当年だけでなく数年間深刻な影響を及ぼすことは

明白であるから、その救済措置として、青色申告以外の農家も収支計算によつて生じた超過経費について、青色申告同様繰越控除の臨時特別措置を講ずるとともに、被災農家は地方税の担税能力を欠く状態であるから、地方税法中、特に固定資産税および均等割について減免の措置を講じ、地方財政維持のためには平衡交付金の増額について特別立法措置を行ない、これが実施に万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三号　岡山県日本原旧陸軍演習場払下げに関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月六日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

大蔵委員会陳情特別報告第一号

岡山県日本原旧陸軍演習場払下げに関する陳情

第三号　岡山県勝田郡新野村議会議長　久本有美外六名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月六日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

意見書案

岡山県日本原旧陸軍演習場払下げに関する陳情

陳情者　岡山県勝田郡新野村議会議長　久本有美外六名（第三号）

右の陳情は、岡山県日本原旧陸軍演習場は、明治四十二年買収当時演習上重大な支障のない限り地域内の耕作、薪炭材の伐採ならびに家畜の飼料および採草、土石の採掘等を許可し、万一軍用地停止または本目的以外に使用するような事態となつた場合は旧来の状態に復帰することを約して買収したものであるから、今日検討されつつある演習場に指定することなくすみやかに払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一六一号　へき地教育振興に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月五日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

文部委員会請願特別報告第一号

へき地教育振興促進に関する請願

第五一号　岩手県議会議長　中野吉郎提出

へき地教育振興に関する請願

第一六一号　東京都千代田区丸ノ内三ノ五東京都教育庁内都道府県教育長協議会内　加藤清一提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月五日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

意見書案

へき地教育振興促進に関する請願

請願者　岩手県議会議長　中野吉郎（第五一号）

右の請願は、交通不便で、経済的文化的におくれたいわゆるへき地は封建性の濃厚に残存する地域を環境として、すべての点において立遅れを示している。しかしてこの地域に所在する学校は、その施設がきわめて貧弱であり、加えて必要とする優秀教員の誘引がはなはだしく困難であるばかりでなく、児童生徒の出席は不振であり、学力水準は他地域に比していちじるしく低下している。また学校教育とともに社会教育もほとんど行われていない実情であるから、へき地教育振興のために、これが基本計画を樹立するとともに、学校施設、設備の充実、優秀教員の確保、生徒児童の就学奨励、社会教育の振興等万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

へき地教育振興に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内三ノ五東京都教育庁内都道府県教育長協議会内　加藤清一（第一六一号）

右の請願は、へき地の教育を充実するため、（一）国と地方公共団体との協同責任によるへき地教育振興方策の樹立、（二）右の計画に必要な経費の負担および補助制度の確立、（三）へき地教育の振興を企図する法の制定等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二二号、第五二号、第七〇号、第一六二号　戦傷病者援護に関する請願

第二三号　新潟県東頸城郡の国民健康保険事業救済に関する請願

第二四号　元満蒙開拓青少年義勇隊員の待遇に関する請願

第二五号　第一二三号　戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大に関する請願

第六〇号　社会保険入院料是正に関する請願

第六九号　元満洲開拓犠牲者遺族の援護に関する請願

第七一号　地盤変動による下水道対策の請願

第八六号　健康保険療養給付期限延長に関する請願

第八八号　国立療養所の看護婦増員に関する請願

第一六三号　香川県国立療養所大島青松園整備に関する請願

第一八一号　北海道引揚無縁故者集団収容施設疎開住宅建設促進に関する請願

第二〇五号　保育所に対する国庫補助増額の請願

第二一〇号　南方地域戦没軍属遺族の援護に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月五日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

厚生委員会請願特別報告第一号

戦傷病者援護に関する請願

第二二号　神奈川県平塚市平塚一四五〇平塚市傷痍軍人会内　児玉利三郎提出

第五二号　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷痍軍人会内　山科喜一提出

第七〇号　大津市白玉町二一滋賀県傷病軍人会内　沢幸吉提出

第一六二号　名古屋市北区柳原町二ノ二傷病軍人会内　佐々木善一提出

新潟県東頸城郡の国民健康保険事業救済に関する請願

第二三号　新潟県東頸城郡安塚村地方事務所内凶作対策協議会内　増田秀雄外一名提出

元満蒙開拓青少年義勇隊員の待遇に関する請願（二通）

第二四号　静岡県志太郡青島町下青島一〇二五　曽根敏郎外四千七百十七名提出

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大に関する請願

第二五号　山梨県議会議長　小田切彰提出

第一二三号　新潟県議会議長　児玉龍太郎提出

社会保険入院料是正に関する請願

第六〇号　東京都文京区湯島三ノ一日本病院協会内　上条秀介外七千百十八名提出

元満洲開拓犠牲者遺族の援護に関する請願

第六九号　長野県議会議長　下平柄四提出

地盤変動による下水道対策の請願

第七一号　愛媛県知事　久松定武外七名提出

健康保険療養給付期限延長に関する請願

第八六号　和歌山県日高郡和田村国立療養所延寿浜園松風会内　中田望外二百三十六名提出

国立療養所の看護婦増員に関する請願

第八八号　和歌山県日高郡和田村国立療養所延寿浜園松風会内　大基純三提出

北海道引揚無縁故者集団収容施設疎開住宅建設促進に関する請願

第一八一号　北海道旭川市長　坂東幸太郎提出

保育所に対する国庫補助増額の請願

第二〇五号　徳島県勝浦郡横瀬町長　新居瑞平提出

南方地域戦没軍属遺族の援護に関する請願

第二一〇号　東京都新宿区西大久保二ノ二九二財団法人共助義会内　大志摩孫四郎外八名提出

右十七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月五日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

意見書案

戦傷病者援護に関する請願

請願者　神奈川県平塚市平塚一四五〇平塚市傷痍軍人会内　児玉利三郎（第二二号）

請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷痍軍人会内　山科喜一（第五二号）

請願者　大津市白玉町二一滋賀県傷痍軍人会内　沢幸吉（第七〇号）

請願者　名古屋市北区柳原町二ノ二傷痍軍人会内　佐々木善一（第一六二号）

右の請願は、日本傷い軍人会は、傷病恩給、年金の復活に答えて、更に傷い軍人の援護を拡充強化するため、（一）戦傷病者の実態調査を、徹底的に実行すること、（二）戦傷病者のための結核療養所および精神病院を設置すること、（三）戦傷病者の互助共済のための医療、宿泊、集会、精神修養等を行う戦傷病者集会ホームを、東京、大阪、福岡、仙台等に設置し、これが経営を公益法人（申請中）の日本傷い軍人会に依託すること、（四）傷い軍人証、徽章、門票を制定配布すること等の援護更生事業に邁進しているから、これに必要な資金として、目下新聞紙上で伝えられる接収ダイヤモンド貴金属等による政府収益の一部を分与せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県東頸城郡の国民健康保険事業救済に関する請願

請願者　新潟県東頸城郡安塚村地方事務所内凶作対策協議会内　増田秀雄外一名（第二三三号）

右の請願は、新潟県東頸城郡の農作物は、本年の不良気象のため大凶作のため平年の四十パーセントの減収で、同郡の農家経済は破たん寸前の現状にあるため、本年の農業収入にその財源を依存している同郡の国民健康保険事業の運営崩壊は寸前の実情にあるから、すみやかに同国民健康保険事業に対して特別の施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元満蒙開拓青少年義勇隊員の待遇に関する請願（二通）

請願者　静岡県志太郡青島町下青島一〇二五　曾根敏郎外四千七百十七名（第二四号）

右の請願は、元満蒙開拓義勇隊員は、当時の国策に従い大陸に渡航し、その労苦は旧軍人軍属と少しも劣るところはなかつた。しかも終戦後彼地に抑留されて労働に服する間に病のため死亡したもの、あるいは身体障害者となつて現に病床にあるものが少くなく、これ等国策の犠牲ともいうべき元義勇隊員に対しては、充分な弔慰援護その他救済が行われず、旧軍人軍属にのみ国家の待遇を受けていることは誠に遺憾であるから、元義勇隊員に対しても旧軍人軍属に準ずる法的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉龍太郎（第一二三号）

右の請願は、戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され、すでに遺族年金、弔慰金が支給されているが、同法中公務傷病の範囲外にあるもの、または死亡の原因を証明する資料が不足のため、認定困難なもの等については、却下または保留となつている。しかるに終戦前においてはこのような場合特別賜金または転免役賜金等が支給されていたことからも広義の公務による死亡と解すべきであるから、同法の改正、解釈の拡張等により裁定を促進するよう適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大に関する請願

請願者　山梨県議会議長　小田切彰（第二五号）

右の請願は、昭和二十七年四月戦傷病者戦没者遺族援護法が施行せられ、軍人軍属またはこれ等の遺族に対して国家補償がなされることになつたが、その援護は、今次戦争犠牲者の実相に照し小範囲であるから、（一）弔慰金の支給範囲を拡大すること、（二）弔慰金支給の遺族に伯（叔）父母および甥姪も加えること、（三）召集を受け応召集途中空襲を受け戦災死したものも対象とすること、（四）終戦により部隊の復員者で帰郷途中列車事故による死傷者もこの法律の対象とすること、（五）公務起因と認むべき病名の範囲を拡大し自己の責に属せざる傷病等もこれに含めること等本法の適要範囲を拡大せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会保険入院料是正に関する請願

請願者　東京都文京区湯島三ノ一日本病院協会内　上条秀介外七千百十八名（第六〇号）

右の請願は、現在の医療費は、昭和十年当時に比し約八十倍で、一般物価中最も騰貴率の低いものである上、社会保険入院料は一日わずか三百七十五円という低廉であるため、医師の経済力は乏しくなり、遂にわが国医療の破滅を招くことは明らかであるから、入院料を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元満州開拓犠牲者遺族の援護に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平納四（第六九号）

右の請願は、元満州開拓犠牲者の遺族の援護については、満十七歳以上の男子で開拓地または開拓地から収容所に移動する途中において敵対行為をする者と交戦して戦死または戦傷死した者の遺族に対して弔慰金が支給されることになつたが、該当者数は、全犠牲者の約五パーセントに過ぎない状況であるから、国策として送り出された開拓者の本質にかんがみ、完全なる援護が実施されるよう現行援護法の改正あるいは新立法の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地盤変動による下水道対策の請願

請願者　愛媛県知事　久松定武外七名（第七一号）

右の請願は、南海震災により地盤の沈下した地方では下水の自然流下が不可能となり、満潮時または降雨のときには悪水が停滞し、路上にあふれあるいは家屋に浸水する惨状で、これら被害地に対する下水道の敷設ならびに復旧対策は一日もゆるがせにできない問題であるから、上水道事業と同様地盤沈下対策下水道事業としてとり上げ国庫補助ならびに起債につき特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険療養給付期限延長に関する請願

請願者　和歌山県日高郡和田村
国立療養所延寿浜園松風会
内　中田望外二百三十六名
（第八六号）

右の請願は、現在健康保険法の医療給付期間は二年間であり、傷病手当は一年半でその支給率は六割あるいは四割の給付であるが、結核患者にとつては最低三年の療養が必要であるから、せめて共済組合と同じく健康保険の三年延長と傷病手当金の三年間支給ならびにその給付率を引き上げるよう予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
国立療養所の看護婦増員に関する請願

請願者　和歌山県日高郡和田村
国立療養所延寿浜園松風会
内　中田望外二百十九名（第八八号）

右の請願は、結核療養患者にとつて看護婦の存在は幼児に対する母のように絶対的なものであるが、国立療養所延寿浜園においては、その定員四十六名に対し、長期欠勤中の三名を加えても定員の三分の二にも達しない実情であるから、患者の窮情察の上、法令の改正による看護婦養成施設の拡充を図るとともに、緊急措置としてすみやかに本園の看護婦増員の予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
香川県国立療養所大島青松園整備に関する請願

請願者　香川県本田郡庵治村六〇三四ノ一国立療養所大島青松園内　大基純三（第一六三号）

右の請願は、国立療養所大島青松園は、明治四十二年開所以来多少の改善と発展があつたとはいえ、現在なお旧態依然として家屋は古く、設備不完全なる悪条件の下に放置され、入院患者は非常に不利不便をしのんで生活している実状であるから、すみやかに全設備を整備改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道引揚無縁故者集団収容施設疎開住宅建設促進に関する請願

請願者　北海道旭川市長　坂東幸太郎（第一八一号）

右の請願は、北海道に引き揚げた無縁故者六千九百三十一世帯中今なお最悪の条件下に不安定な生活をつづけている二千九十五世帯について国の責任において、（一）建築坪当り基準単価を北海道の実態に即した額とし、その八割を国庫補助とすること、（二）市町村負担となる二割については起債により財源措置を講ずること、（三）右実現のため特別立法措置を講ずること等により北海道引揚無縁故者集団収容施設疎開住宅建設をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
保育所に対する国庫補助増額の請願

請願者　徳島県勝浦郡横瀬町
長　朝桐猪平（第二〇五号）

右の請願は、児童福祉法の対象となる児童を保育所に委託する場合、父兄負担の外は国庫、県、町村は八、一、一の割合によつて経費を負担することとなつているが、国庫補助金援護率交付の実際はこの三十パーセントにも過ぎない状態であつて、かくては現下の町村財政上到底忍び得ないところであるから、規定通りの補助金援護率に増額実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
南方地域戦没軍属遺族の援護に関する請願

請願者　東京都新宿区西大久保二ノ二九二財団法人共助義会
内　大志摩孫四郎外八名（第二一〇号）

右の請願は、元南洋拓殖株式会社、元南洋興発株式会社等の戦没従業員に対しては、それぞれ生前の身分資格に応じて陸軍または海軍属の資格をもつて戦死した旨の戦没公報があつたが、この公報があつてから古いものは既に六年半にもなるのに未だに遺族の中には遺族援護法の適用を受けていないものが相当あるから、一日も早く同法が適用されるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六号　母子福祉総合法制定等に関する陳情

第一三号　中共地区帰還者の援護に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月五日
厚生委員長　堂森　芳夫
参議院議長河井彌八殿

厚生委員会陳情特別報告第一号

母子福祉総合法制定等に関する陳情

第六号　東京都渋谷区原宿三ノ二六六全国社会福祉協議会連合会内関東ブロック未亡人団体母子福祉協議会内　宮下みどり提出

中共地区帰還者の援護に関する陳情

第一三号　宮崎市別府町宮崎県議会事務局内海外抑留同胞救出国民運動宮崎県本部内　日高弥一提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月五日
厚生委員長　堂森　芳夫
参議院議長河井彌八殿

意見書案
母子福祉総合法制定等に関する陳情

陳情者　東京都渋谷区原宿三ノ二六六全国社会福祉協議会連合会内関東ブロック未亡人団体母子福祉協議会内　宮下みどり（第六号）

右の陳情は、母子福祉を一層増進するため母子福祉総合法を即時制定すること、および母子福祉資金の貸付等に関する法律中修学修業資金を無利子とすること、支度資金を母子家庭の子女にも適用すること、貸付資金の国庫貸付率を引上げるか、または県の持つ財源を平衡交付金算定の基礎に算入すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
中共地区帰還者の援護に関する陳情

陳情者　宮崎市別府町宮崎県議会事務局内海外抑留同胞救出国民運動宮崎県本部内　日高弥一（第一三号）

右の陳情は、従来特別未帰還の状態にあつた一般邦人に対しては、特別未帰還者給与法により各種の援護措置が採られていたのであるが、今次中共引揚げ開始とともに、政府はにわかに帰還者に対して、厳格なる認定基準を設けたことは諒解し難いところであり、殊に現在の如き認定基準では療養中の帰還者がほとんど適用されず、中共帰還者に政府不信の念をいだかせているものであり、事態は誠に寒心すべきものがあるから、すみやかに中共帰還者に対する認定基準に検討を加え、法律の適用範囲を拡大して援護の万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六号　清酒業者米価すえ置に関する請願

第二七号　農家の冷害対策に関する請願

第二八号　開拓農家の冷害対策に関する請願

第二九号　新潟県東頸城郡の冷害地編入に関する請願
第三〇号　凶作対策に関する請願
第三八号　岡山市宮浦地内金上池決壊による災害復旧事業費国庫補助の請願
第四二号　岡山県小坂部川ダム、留倉間道路開設に関する請願
第五三号　冷害対策に関する請願
第五四号　農業団体の行う土地改良事業機械化に関する請願
第五五号　いもち病異常発生に対する緊急措置の請願
第六二号　昭和二十八年産米対策に関する請願
第六七号　国有林野払下げ促進に関する請願
第九三号　冷害、凶作対策等に関する請願
第九四号　同
第九五号　冷害対策に関する請願
第九六号　台風等による被害農家救済対策の請願
第九七号　冷害対策に関する請願
第九八号　凶作緊急対策に関する請願
第一一二号　ねずみ、こん虫駆除法制定等に関する請願
第一二四号　肥料価格引下げに関する請願
第一二五号　自作農創設維持資金増額に関する請願
第一二六号　冷水害対策に関する請願
第一二七号　冷害対策に関する請願
第一二八号　冷害凶作対策に関する請願
第一六六号　林業技術普及事業拡充に関する請願
第一六七号　凶作対策に関する請願
第一六八号　中白下羽に対する植物防疫法適用等の請願
第一六九号　台風第十三号による被害農家救済対策の請願
第一七〇号　和歌山県下の水害地救済等に関する請願
第一七六号　長崎県江上湾埋立工事費全額国庫負担に関する請願
第一八二号　台風第十三号による被害農家救済対策の請願
第一八三号　同
第一八四号　昭和二十八年産米供出割当の適正化に関する請願
第一九九号　冷害対策に関する特別措置法制定の請願
第二〇七号　福島県相馬地方干拓地の電力料等全額国庫負担に関する請願
第二二五号　貯蔵穀物に対する害虫防除対策の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月六日
農林委員長　片柳　眞吉
参議院議長河井彌八殿

農林委員会請願特別報告第一号

消費者米価すえ置に関する請願
第二六号　神奈川県愛甲郡厚木町二一三六　浅葉スミ外十一名提出
農家の冷害対策に関する請願
第二七号　岩手県知事　田分謙吉提出
開拓農家の冷害対策に関する請願
第二八号　栃木県宇都宮市塙田町四二八開拓者連盟内　松本勲提出
新潟県東頸城郡の冷害地編入に関する請願
第二九号　新潟県東頸城郡安塚村地方事務所内凶作対策協議会内　増田秀雄提出
凶作対策に関する請願
第三〇号　新潟県東頸城郡安塚村地方事務所内凶作対策協議会内　増田秀雄提出
岡山市宮浦地内金上池決壊による災害復旧事業費国庫補助の請願
第三八号　岡山市宮浦一二〇五宮浦町内会内　木村清外二十七名提出
岡山県小坂部川ダム、留倉間道路開設に関する請願
第四二号　岡山県阿哲郡美穀村長　村上峯蔵外四名提出
冷害対策に関する請願
第五三号　岩手県議会議長　中野吉郎提出
農業団体の行う土地改良事業機械化に関する請願
第五四号　岩手県議会議長　中野吉郎提出
いもち病異常発生に対する緊急措置の請願
第五五号　岩手県議会議長　中野吉郎提出
昭和二十八年産米対策に関する請願
第六二号　岡山市下石井岡山県指導農協連合会内　杉山定香外一名提出
国有林野払下げ促進に関する請願
第六七号　長野県議会議長　下平晒四提出
冷害、凶作対策に関する請願
第九三号　北海道網走支庁内　浅井好二外二名提出
冷害、凶作対策に関する請願
第九四号　北海道網走市長　吉田栄吉提出
冷害対策に関する請願
第九五号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
台風等による被害農家救済対策の請願
第九六号　長野県議会議長　下平晒四提出
冷害対策に関する請願
第九七号　長野県西筑摩郡木祖村小木曽　宮島すゑ外千二百二十四名提出
凶作緊急対策に関する請願
第九八号　長野県議会議長　下平晒四提出
ねずみ、こん虫駆除法制定等に関する請願
第一一二号　岡山県久米郡吉岡村長　杉本義夫外一名提出
肥料価格引下げに関する請願
第一二四号　新潟県議会議長　児玉龍太郎提出
自作農創設維持資金増額に関する請願
第一二五号　新潟県議会議長　児玉龍太郎提出
冷水害対策に関する請願
第一二六号　新潟県議会議長　児玉龍太郎提出
冷害対策に関する請願
第一二七号　茨城県議会議長　鈴木一司提出
冷害凶作対策に関する請願
第一二八号　埼玉県大里郡長井村大字八ツ口一〇三大里郡農協組合長会長　大島信外十名提出
林業技術普及事業拡充に関する請願
第一六六号　群馬県山田郡川内村長　星野昌義外九十二名提出
凶作対策に関する請願
第一六七号　岩手県上閉伊郡連曽部村議会内　佐々木兵衛提出
中白下羽に対する植物防疫法適用等の請願
第一六八号　長崎県南松浦郡有川町五島町村会内　山下元一郎外一名提出
台風第十三号による被害農家救済対策の請願
第一六九号　岡山県知事　三木行治提出
和歌山県下の水害地救済等に関する請願
第一七〇号　東京都港区新橋七の一二婦人民主クラブ内　櫛田ふき外一名提出
長崎県江上湾埋立工事費全額国庫負担に関する請願
第一七六号　長崎県東彼杵郡江上村長　志方進外三名提出
台風第十三号による被害農家救済対策の請願
第一八二号　京都府庁内京都府農業委員会協議会内　上田美代松提出
台風第十三号による被害農家救済対策の請願
第一八三号　名古屋市中区南外堀町六愛知県教育農業協同組合連合会長理事　市川為次外一名提出
昭和二十八年産米供出割当の適正化に関する請願
第一八四号　名古屋市中区南外堀町六愛知県教育農業協同組合連合会長　市川為次外一名提出
冷害対策に関する特別措置法制定の請願
第一九九号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
福島県相馬地方干拓地の電力料等全額国庫負担に関する請願
第二〇七号　福島県相馬郡中村町新沼浦開拓農業協同組合長　津田晃外三名提出
貯蔵穀物に対する害虫防除対策の請願
第二二五号　東京都中央区銀座西八ノ四PGP協会内　片山博之提出

右三十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月六日
農林委員長　片柳　眞吉
参議院議長河井彌八殿

意見書案

消費者米価すえ置に関する請願
請願者・神奈川県愛甲郡厚木町二一三六　浅葉スミ外十一名（第二六号）

右の請願は、米の生産者価額がいろいろの面から検討を要することは理解できるところであり、ことに本年のような凶作を見ては豊凶系数を生産者米価決定の考慮に入れることは望ましいことであるが、これが直ちに消費者米価を引上げる結果になることは、物価の高騰、国民生活を不安に陥れる等いろいろの悪影響をもたらすから、二重価額制を実施せられるとともに消費者米価をすえ置とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現

に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農家の冷害対策に関する請願

請願者　岩手県知事　国分謙吉

（第二七号）

右の請願は、本年の天候は、播種期当時から不順で病虫害の発生が多く、加うるに八月下旬に至り降霜等もあつて農作物の被害の度が一層加わり、昭和九年の冷害に比すべきものがあり、被害農家の生活資金ならびに営農資金の窮乏にかんがみ、これらの冷害農家に対し特別の救済処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

開拓農家の冷害対策に関する請願

請願者　栃木県宇都宮市塙田町四二八開拓者連盟内　松本勲

（第二八号）

右の請願は、今春関東一円に襲来した凍霜害による被害はぜい弱な経済的基盤にたつ開拓者に致命的な打撃を与えたが、さいわい政府における特別措置による凍霜害営農振興資金の貸付と県当局の時宜に適した処置により、あやうく急場を脱したが、またまた七、八月における気象異変特に冷害は開拓地夏作に入植以来最大の損害を与え、今後の回復は到底困難の実状にあるため、今年十二月償還予定の春肥資金三千六十万円は皆済の見込みがたたないから、これが対策に関し特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県東頸城郡の冷害地編入に関する請願

請願者　新潟県東頸城郡安塚村地方事務所内凶作対策協議会内　増田秀雄（第二九号）

右の請願は、新潟県東頸城郡は、県下においても特異の環境にあつて、西端の一部は頸城平野に接続しているといつても他の三方は七百ないし千メートル余の山岳に囲まれているため、今年の冷害は総面積の五割強を占め、減収率四十パーセント、減収量ほぼ五万石であつて関係農家四千余戸に及び、一戸平均五畝歩という経営面積過小の本郡農家としてはじん大なる災害であり、このために転落農家は平年供出農家の五割余に及び、再生産の種子確保すら困難であり、営農資金に窮するもの全農家の半ばを超える実状であるから、本郡を冷害地域に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

凶作対策に関する請願

請願者　新潟県東頸城郡安塚村地方事務所内凶作対策協議会内　増田秀雄（第三〇号）

右の請願は、今春来の不良気象に次ぐ稲熱病および冷害に加え台風第十三号により未曾有の大凶作をもたらし過小単一経営の新潟県東頸城郡農家は全く存亡の岐路に立たされているから、（一）適正なる補正割当の実施、（二）主要食糧の廉価払下げと代金の延納、（三）農業手形返済に伴う次期手形借入までのつなぎ融資等特別の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山市宮浦地内金上池決壊による災害復旧事業費国庫補助の請願

請願者　岡山市宮浦一二〇五宮浦町内会内　木村清外二十七名（第三八号）

右の請願は、岡山市宮浦地内金上地決壊による災害復旧事業に対する国庫補助を農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三号による高率の補助を受けられるよう特別の配慮をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県小坂部川ダム、留倉間道路開設に関する請願

請願者　岡山県阿哲郡美甲村長　村上峯蔵外四名（第四二号）

右の請願は、農林省小坂部川農業水利事業による貯水池築造工事に伴う道路開設に当つては、ダムのえん堤から概ね現在の村道の線に沿い、上流右岸に、通常貨物自動車の運行に支障をきたさない程度の幅員を有する道路を開設して、現在の刑部―皆部―高梁県道に、留倉部落において連絡するよう開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

冷害対策に関する請願

請願者　岩手県議会議長　中野吉郎（第五三号）

右の請願は、岩手県における冷害による農作物の被害は、昭和九年のそれにもましてじん大で被災農民の困窮はもち論、一般消費大衆に与える不安も重大であるから、供出対策、食糧、営農対策ならびに生活対策について適正な緊急措置を講ずるとともに、その救済事業についても特に考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業団体の行う土地改良事業機械化に関する請願

請願者　岩手県議会議長　中野吉郎（第五四号）

右の請願は、岩手県における土地改良事業費は、百七十三億の巨額に達する見込であるが、これら土地改良事業を早期に行い、かつ受益農民の負担を軽減するためには近代的大土木機械を使用する外ない実情であるから、農業団体の行う土地改良用ブルトーザー、キャリオール等の購入資金を農林漁業金融公庫から融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十八年産米対策に関する請願

請願者　岡山市下石井岡山県指導農協連合会内　杉山定香外一名（第六二号）

右の請願は、政府は主要食糧の米価決定にはパリティ計算方式によつて極力低米価政策を保持し農民に犠牲を強制しているが、昭和二十八年産米価は農業の再生産を保証するところの生産費方式により三等産正味石当り一万二千円以上と決定するとともに、供出その他に関しても適正な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

いもち病異常発生に対する緊急措置の請願

請願者　岩手県議会議長　中野吉郎（第五五号）

右の請願は、いもち病異常発生によつて岩手県全水田面積の四割、約二万五千町歩以上がその被害を受け本県農家の困窮はいうまでもなく、さきの西日本水害の結果本年産米の減収は当然予想されるところであり、かくては、わが国食糧自給体制に重大な影響を与えるものと考えられるから、（一）本病発生防除に使用した薬剤の購入費の半額国庫補助、（二）本病発生に伴い設備した共同防除用機具購入費にする国庫補助、（三）病虫害の異常発生に際し緊急防除に即応するよう植物防疫法の改正等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林野払下げ促進に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平彌四（第六七号）

右の請願は、長野県内に所在する国有林野は、三十六万余町歩であって、県下森林面積の約三分の一に相当している。これ等国有林野の所在地市町村においては一般民有林野の経営上と市町村基本財産の造成および学童に対する林業教育上等からその払下げを強く希望しているが、今日までの実績では希望量の約十五パーセント程度の極めて僅少なものであって、各市町村とも焦しようしているからすみやかに払下げ基準面積の拡大と大幅な払下げの実現を図られたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

冷害、凶作対策に関する請願

請願者　北海道網走支庁内　浅井好二外二名（第九三号）

請願者　北海道網走市長　吉田栄吉（第九四号）

右の請願は、北海道網走管内の気象状況は不順なため農作物総体が不良で、特に水稲、豆類においては近年にない大凶作であるため、本年度の農家経済はもとより、明年度の再生産準備にも重大な事態を招来する現状にあるから、すみやかに緊急対策の措置を講ぜられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

冷害対策に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第九五号）

右の請願は、福島県は、今春凍霜害の災やくを受け、更に近年に例の少ない冷害凶作に遭遇し、水稲および各種農作物は、明治三十八年以来の被災で、農家はもち論県民全般に深刻な打撃を与えているから、救農金融対策の強化、冷害地帯増産施策の助長、課税減免等冷害に対する特別措置法を制定せられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風等による被害農家救済対策の請願

請願者　長野県議会議長　下平彌四（第九六号）

右の請願は、長野県下に来襲した六月七日の第二号台風および七月十七日から十日間余にわたる豪雨による被害は、農業用施設はもとより、農畜物、林産物、淡水魚族の損失等農林関係におよび、その惨状は言語に絶する状態で、これらの被害による農家の経済苦境は正に死活問題であるから、すみやかに農林関係公共施設の災害復旧事業、り災農家および農作物に対して応急救済対策の措置を講ぜられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

冷害対策に関する請願

請願者　長野県西筑摩郡木祖村小木曾　宮島すゑ外千二百二十四名（第九七号）

右の請願は、長野県西筑摩郡は、七月二十日の水害に続き冷害病虫害等数十年来の大凶作に見舞われ、取り入れ期の現在生産農家は一大不安にさらされ平年作の四十パーセントの維持すら困難の現状で、このまま推移すれば六千戸農家は明年度の再生産資金に窮し、重大な支障をきたすことは明らかであるから、（一）転落農家に対する一箇年分の食糧を五箇年賦による貸出し、（二）秋冬春作種子の無償交付、（三）再生産資金の長期低利融資とこれに対する全額利子補給、（四）副業収入を図るための国有林の低額払下げ、（五）病虫害防除薬代の全額助成と温床紙代金の全額助成等の救済措置を講ぜられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

凶作緊急対策に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平彌四（第九八号）

右の請願は、本年は春以来天候がきわめて不順であって四月中、下旬における凍霜害と、六月下旬からの葉稲熱病の発生、それに続いた低温、日照不足および冷雨等による不良気象によって、長野県下各地に冷害を招来し、山間高冷地はもとより、いまだかかる災害の皆無であった地帯においてすら、ほとんど収穫皆無のものを生じ、誠に憂慮される重大なる段階にたち至り、全県民は正にぼう然自失し、農民の供出意欲等は全く失われ今後の生活をいかにすべきか、その方途に苦しんでいる実状であるから、すみやかに応急対策を樹立し、これが緊急実施を講ぜられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ねずみ、こん虫駆除法制定等に関する請願

請願者　岡山県久米郡吉岡村長　杉本義夫外一名（第一一二号）

右の請願は、ねずみ、こん虫は、伝染病の媒かいをするばかりでなく各種農作物、山林その他家屋物品等に対してもじん大な被害を与えているから、総合的なねずみ、こん虫駆除法を制定して、これが実施に要する諸費用に対し補助金制度を設けられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

肥料価格引下げに関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉龍太郎（第一二四号）

右の請願は、農業生産の安定と食糧増産を図るために（一）肥料の必要量を適時確保しうるよう措置すること、（二）国内肥料価格と輸出価格との調整をはかること、（三）国内需要の肥料価格について業者の不当なるカルテル行為を抑制するため適当なる措置をとること等の肥料政策を実施せられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自作農創設維持資金増額に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉龍太郎（第一二五号）

右の請願は、昨年度における政府の自作農創設維持資金の新潟県に対する割当額は二千七百万円に過ぎず、その融資の対象は一町歩以上の自作農に一戸当り二万円の貸付が行われたに止って、山間の冷害、いもち病の発生等の災害によって融資を必要とする零細農家には及ばなかった実情であるから、本資金の増額を図り貸付対象のわくを拡大して零細農家の救済を図られたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

冷水害対策に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉龍太郎（第一二六号）

右の請願は、新潟県における冷水害は近年まれに見る災害で、農家経済は益々困窮の度を加え、誠に憂慮すべき状態に立至っているから、り災農家救済のため応急対策として種子の確保とこれに対する国庫の助成、および再生産資材購入に対する補助融資等を行われるとともに、恒久対策として土地改良事業の強化、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法による総合助成施設の強化拡充等の対策を樹立せられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

冷害対策に関する請願

請願者　茨城県議会議長　鈴木一可（第一二七号）

右の請願は、冷害、病虫害等の発生により稲作の減収をきたし農民の窮しみは見るにしのびないものがあるから、（一）米価を石当り一万二千円とすること、（二）米の不正流出を防止するとともに、米飯提供の取締を強化すること、（三）早場米の供出期限を延期すること、等を実施せられると共に生活保障、再生産保障等の対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

冷害凶作対策に関する請願

請願者　埼玉県大里郡長井村大字八ツ口一〇三大里郡農協組合長会長　大島信外十名（第一二八号）

右の請願は、冷害凶作被災農家に対し、（一）営農ならびに生活資金の長期低利資金の融通、（二）農業協同組合の貸付金ならびに購買代金等の未収分に対する特別融資、（三）農林漁業資金の償還延期と貸出利率の引下げ、（四）凶作対策指導費に対する国庫助成、（五）農業共済保険金の概算払の即時実施等の措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林業技術者及事業拡充に関する請願

請願者　群馬県山田郡川内村長　星野昌義外九十二名（第一六六号）

右の請願は、林業技術者及員の活動は、人員の不足で遺憾指導費の少いこと等の事情により極めて困難な立場にあるから、者及員の増員、旅費の増額、施設の整備等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

凶作対策に関する請願

請願者　岩手県上閉伊郡達曾部村議会内　佐々木兵衛（第一六七号）

右の請願は、昭和九年来の凶作に再会し地方民一同途方に暮れている実情であるから、食糧の需給調整、国有林の薪炭払下げ、救農土木事業の起工、温水のため池の設置等の凶作対策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中白下羽に対する植物防疫法適用等の請願

請願者　長崎県南松浦郡有川町五島町村会内　山下元一郎外一名（第一六八号）

右の請願は、近年長崎県南松浦郡全域にわたりかんしよ害虫（中白下羽）の発生激じんを極めその損害も巨額に達し、いまや郡下の農業は危機にひんし早急なる救済措置を要するから、本害虫に対する植物防疫法の適用と本年度防除費に対し補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

合風第十三号による被害農家救済対策の請願

請願者　岡山県知事　三木行治（第一六九号）

右の請願は、合風十三号による岡山県下の被害は、農作物、耕地、土木および山林におよぶ総害十三億二千余万円に達する。莫大なものであり、また本年四月、五月の旱害、五月下旬から六月上旬にわたる長雨および合風十二号による農民の経済的、精神的打撃は計り知れないものがあるから、（一）被害農家に対し営農資金の融資および利子補給をすること、（二）等外米の政府買上げを実施すること、（三）被害三割以上の水稲に対し共済金概算払を即時実施すること、（四）復旧事業費をすみやかに補正予算に計上し、補助金を早急交付すること等すみやかに特別の救済措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県下の水害地救済等に関する請願

請願者　東京都港区新橋七ノ一二郷人民主クラブ内　櫛田ふき外一名（第一七〇号）

右の請願は、和歌山県御坊町では水害復旧の土木工事が唯一の収入の道であるが、一日一合余の配給米では到底重労働ができないから、水害地に限り月三十日完全配給を実施せられたい。なお、住宅を失つた人たちがまだ小屋がけ、納屋借りの仮住居でいるから、早急に公営住宅を建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県江上湾埋立工事費全額国庫負担に関する請願

請願者　長崎県東彼杵郡江上村長　志方進外三名（第一七六号）

右の請願は、長崎県江上村安久の浦、牛の浦および崎針尾村牛の浦地区内は、国連軍に敵国にわたり接収され、更に昭和二十七年十二月十二日日米合同委員会で四十一万坪を接収されることになつたが、この区域内には、七十町歩の農地があり、農民はこの農地を失うので、その代地として江上浦の海面約六十町歩の埋立工事に着手し、接収により農地を失つた者に優先的に配分を受け食糧の増産を図りたいから、埋立工事費全額国庫負担の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

合風第十三号による被害農家救済対策の請願

請願者　京都府庁内京都府農業委員会協議会内　上田美代松（第一八二号）

右の請願は、京都府下を襲つた合風十三号の被害の大半は、農業関係であり、水田の流失、埋没面積は四千三百三十町歩余、また一箇月を経過した現在なお冠水状態にあるもの一千五百町歩余にわたり、これらり災農家の窮状は言語に絶するものがあるから、（一）災害地復旧事業の速急施行、（二）復旧資金に対する利子補給金の増額、（三）り災農家の飯米確保等被害農家に対する救済対策の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

合風第十三号による被害農家救済対策の請願

請願者　名古屋市中区南外堀町六愛知県教育農業協同組合連合会長理事　市川為次外一名（第一八三号）

右の請願は、愛知県下を襲つた合風十三号の被害は、激じんを極め復旧工事も進まず、一箇月を経過した現在なお海面下に没した田畑、家屋が相当数に上る実状であるから、（一）第十六国会において成立した水害緊急対策の諸法律が八月以降の風水害に対しても適用するよう立法措置を講ずること、（二）り災農家に対する配給米を農家保有量並とするとともに、廉価にて配給すること、（三）供出割当の減免を実施するとともに、検査規格の緩和を図ること、（四）災害復旧事業は全額国庫負担として早急実施し被害農家に現金収入の途を開くこと、（五）農業災害に対する恒久的対策確立のための立法措置ならびに農業災害補償法の改正を行うこと等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せ

られたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十八年産米供出割当の適正化に関する請願

請願者　名古屋市中区南外堀町六　愛知県教育農業協同組合連合会長　市川為次外一名（第一八四号）

右の請願は、愛知県下の本年の稲作は、天候の不順、病虫害等によつて壊滅的打撃をこうむつたから、供出割当は最少限度に止められるとともに買入価格については、供出完遂奨励金を石当り千円に引き上げること、超過供出奨励金は石当り三千円とすること、平年反収に対する標準誤差率を作年産米通り二・五パーセントとして減収加算額の追加払を行うこと等を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

冷害対策に関する特別措置法制定の請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍雄（第一九九号）

右の請願は、福島県における本年の冷害凶作は、農家はもち論、県民全般に深刻な打撃を与えている実情にかんがみ、政府はこの実態を認識され、救農金融対策の強化、冷害地帯増産施策の助長、失業対策、公共事業の実施、副業の奨励施設、冷害米穀の取扱措置、農家配給米の確保、冷害蚕糸対策の確立、平衡交付金の増額、課税の減免等の救済策を講ずる等これが施策の万全を期するため特別措置法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県相馬地方干拓地の電力料等全額国庫負担に関する請願

請願者　福島県相馬郡中村町新沼浦開拓農業協同組合長　津田晃外三名（第二〇七号）

右の請願は、今次の冷害に際しては、相馬地方干拓地も山間、高冷地と同様致命的被害をこうむり農民は明日の食糧にもこと欠く有様であるから、米の生産コストの不均衡を是正する意味において、干拓地排水電力料および維持管理費を全額国庫負担せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

貯蔵穀物に対する害虫防除対策の請願

請願者　東京都中央区銀座西八ノ四　PGP協会内　片山博之（第二一二五号）

右の請願は、わが国食糧の生産確保には貯蔵食糧に及ぼす害虫の被害を阻止することが先決であるから、貯穀害虫の減損防止のため、PGP防剤の使用を国策としてすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二号　ねずみ、こん虫駆除法制定等に関する陳情

第七号　凶作対策に関する陳情

第一二号　同

第一五号　林業改良普及事業拡充に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月六日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

農林委員会陳情特別報告第一号

ねずみ、こん虫駆除法制定等に関する陳情

第二号　岡山県久米郡吉岡村長　杉本義夫外一名提出

凶作対策に関する陳情

第七号　長野市県町長野県農業共済組合連合会長　清沢光躬

第一二号　群馬県議会議長　金子金八提出

林業改良普及事業拡充に関する陳情

第一五号　岐阜市北八ツ寺町七岐阜県山林協会内　森三郎外四名提出

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月六日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

意見書案

ねずみ、こん虫駆除法制定等に関する陳情

陳情者　岡山県久米郡吉岡村長　杉本義夫外一名（第一二号）

右の陳情は、ねずみ、こん虫は、伝染病の媒かいのみならず各種農作物、山林その他家屋物品等に対してもじん大な被害を与えているから、総合的なねずみ、こん虫駆除法を制定して、これが実施に要する諸費用に対し補助金制度を設けられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

凶作対策に関する陳情

陳情者　長野市県町長野県農業共済組合連合会長　清沢光躬（第七号）

右の陳情は、本年の凶作対策として（一）保険金額の増額、（二）共済保険金の早期支払いとこれに対する利子補給の全額国庫負担、（三）損害防除費全額国庫負担、（四）農業共済団体事務費国庫負担増額等の措置をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林業改良普及事業拡充に関する陳情

陳情者　岐阜市北八ツ寺町七岐阜県山林協会内　森三郎外四名（第一五号）

右の陳情は、林業改良普及事業は、各種の悪条件のため所期の成績をあげることは極めて困難であるから、普及員の増員、巡回指導旅費の増額、普及事業費の充実等林業改良普及事業の強化を図るため明年度の予算編成に当つて、特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により、別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三二号　鉱毒対策費国庫負担に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月六日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

通商産業委員会請願特別報告第一号

鉱毒対策費国庫負担に関する請願

第三二号　岩手県議会議長　中野吉郎提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月六日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

意見書案

鉱毒対策費国庫負担に関する請願

請願者　岩手県議会議長　中野吉郎（第三二号）

「右の請願は、本邦一のいおう硫化鉱を生産する松尾鉱山の鉱毒対策については、岩手県としては、鉱山側と協力し年数千万円の巨費を投じてその被害防止に努力しているが、昭和二十四年初めより鉱毒水の地下水化の方法により、従来の消極的鉱毒水処理の方法を脱し、鉱毒水完全処理について調査研究した結果、技術的にその実施可能なことを確めたが、これが実施に必要なさく井には巨額の経費を要するから、国庫支弁による実施を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

郵政委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六四号　岐阜県大垣市三城簡易郵便局昇格に関する請願

第一一五号　茨城県大田村西方に特定郵便局設置の請願

第一四六号　静岡県新野村簡易郵便局の昇格に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月六日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

郵政委員会請願特別報告第一号

岐阜県大垣市三城簡易郵便局昇格に関する請願

第六四号　岐阜県大垣市長　三輪勝治提出

茨城県大田村西方に特定郵便局設置の請願

第一一五号　茨城県真壁郡大田村大字西方一三七七　谷島操外二十九名提出

静岡県新野村簡易郵便局の昇格に関する請願

第一四六号　静岡県小笠郡新野村長　福代正雄外四名提出

右三件の請願は、内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月六日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

意見書案

岐阜県大垣市三城簡易郵便局昇格に関する請願

請願者　岐阜県大垣市長　三輪勝治（第六四号）

右の請願は、大垣市鶴見町三城簡易郵便局は、昨年六月三城村が本市に合併と同時に当市に編入されたが、同局は本市の東部国道筋にあり、中心街から二キロの近距離にあつて同地域は大小工場、中小学校の建設と商店街の躍進的発展によつて目ざましい新市街の形体をなし、従つてこれを利用する市民も多く、金融郵政業務は必然的に需要の度を高めその取扱郵便物は中川、友江、川並の各郵便局より多く増加の一途をたどつているから、右の特殊事情を考慮の上、特定局に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県大田村西方に特定郵便局設置の請願

請願者　茨城県真壁郡大田村大字西方一三七七　谷島操外二十九名（第一一五号）

右の請願は、茨城県真壁郡大田村は、下館町と関本町に挟まれた約八平方キロの平地であつて、米麦、甘しょ、野菜等の外なしの生産地として有名であり、これらの取引上通信機関の利用度が大きいが、現在村内に通信機関がないため、多大の不便をしのんで隣接下館局を利用している状態にて特定局設置の要望化なるものがあるから、すみやかに本村中央部字西方に特定郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県新野村簡易郵便局の昇格に関する請願

請願者　静岡県小笠郡新野村長　福代正雄外四名（第一四六号）

右の請願は、静岡県新野村簡易郵便局は設置以来三年になるが、現在の簡易局では時勢の進運に伴い一般村民の郵政通信機関の利用と便益には不充分であり、特定局のある南山村には遠く離れ、また朝比奈特定局の利用は急坂のため利用する者はきわめて少ない実情にあるから、局舎建物その他の所要一切を提供して新野村簡易郵便局の無集配特定郵便局への昇格を熱望する村民の願意をいれてその実現方について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月七日

風水害緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松岡　平市　藤野　繁雄
田中　啓一　井上　清一
重政　庸徳　三浦　辰雄
新谷寅三郎　林　了
井野　碩哉　山田　節男
永井純一郎　寺本　廣作
上林　忠次

第八条中第五条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第五条の見出しを「（地すべり等の防止）」に改め、同条中「大水害」の下に「又は風水害」を、「必要な事業」の下に「（以下この条において「地すべり等の防止事業」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　国が、政令で指定する地域において、地すべり等の防止事業を、他の法令の規定により国が施行し、且つ、その費用の一部を地方公共団体に負担させることができる事業として、施行する場合においては、当該防止事業の事業費についての当該地方公共団体の負担の割合は、これらの法令の規定にかかわらず、十分の一とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（海岸及び湖岸についての高潮等による災害の防止のために必要な事業費に対する補助）

第五条の二　地方公共団体若しくはその機関又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が、政令で指定する地域において、第一条に規定する大水害又は風水害により著しい災害を受けた海岸（海岸に接続する湖岸を含む。以下この条において同じ。）又は湖岸（海岸に接続する湖岸以外の湖岸で背後に農地を有するものに限る。以下この条において同じ。）及びこれらに接続し、且つ、その効用を同じくする海岸又は湖岸について、暴風、こう水、高潮その他の異常な天然現象により生ずる災害を防止するために必要な事業（負担法第二条又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）（以下この条において「暫定措置法」という。）第二条に規定する災害復旧事業及び同法附則第五項に規定する災害復旧事業を除く。）を施行する場合においては、国は、政令の定めるところにより、その事業費のうち堤防等の施設につき被害のあつた箇所に係る部分については、その十分の八を、その他の箇所に係る部分については、その十分の二を補助する。

2　政府は、前項に規定する海岸及び湖岸に係る負担法第二条又は暫定措置法第二条に規定する災害復旧事業及び同法附則第五項に規定する災害復旧の事業並びに前項に規定する事業が、昭和二十九年度までに完成するように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第九条のうち題名の改正規定中「たい積土砂等」を「たい積土砂」に改める。

第九条のうち第一条の改正規定中『加え、「たい積土砂」を「たい積土砂等」に改める。』を「加える。」に改める。

第九条中第二条の改正規定の次に次のように加える。

第三条第一項但書中「これらの施設で」を「第十条の二に規定する場合は、この限りでない。また、これらの施設で」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（国のたい積土砂の排除事業の施行）

第十条の二　国が、他の法令の規定により国が施行し、且つ、その費用の一部を地方公共団体に負担さ

せることができるものとされている災害復旧事業その他の事業として、第三条第一項又は第九条第一項に規定するたい積土砂の排除事業を施行した場合においては、これらの法令の規定にかかわらず、当該たい積土砂の排除事業に要した費用は、国がその全額を負担するものとする。

第九条中第九条の改正規定及び第十条の改正規定を削る。

附則第三項中「たい積土砂等」を「たい積土砂」に改める。

附則第四項中「滞水の排除事業」をこの法律施行前に国が施行した同法第三条第一項又は第九条第一項に規定するたい積土砂の排除事業」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、前国会に制定された「昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律」外八件の特別措置法について、八月及び九月の風水害に対しても適用しうる如く改正する外、新たに特に政令で指定する地域の海岸の災害防止事業については高率の国庫補助を行い、且つ、事業の早期完成を図ろうとするもので適切な措置と認める。委員会においては、海岸の災害防止に関しては、八月及び九月の風水害のみならず六月及び七月の大水害による被害を受けた場合にも適用し得る如くし、且つ、背後に農地を有する湖岸をも対象として加え、更に、補助率を十分の八及び三分の二の二段階とすること、また農地の排水事業に関する規定を削除することとともに、新たに「国が地すべり防止又はたい積土砂の排除事業を施行する場合当該事業費は前者において地方負担率十分の一、後者において、全額を国が負担する。」旨の規定を補充する等の修正を行つた。

二、事件の利害得失

本改正により八月及び九月の風水害についても、六月及び七月の大水害に対する復旧等に関する特別措置と同様の措置を講じ、復旧の促進と民生の安定を図り得るとともに、特に被害の激甚なる海岸等について今後の防災に万全を期することができる。

三、費用

一、文部省関係の分は、本法による改正を含めて約二十三億二千六百万円を必要とする。

一、運輸省関係の分は、本法施行のために約九千万円を必要とする。

一、労働省関係の分は、本法施行のために約十二億四千万円を必要とする。

一、地方公共団体の起債の特例に関する法律、公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法及びたい積土砂の排除に関する特別措置法の施行のために要する費用については、未だ復旧費の査定も終らず且つ政令による地域指定の決定に至らないために、その必要とする費用額が明らかになつていない。

審査報告書

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月七日

風水害緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

成瀬　幡治　山田　節男
新谷寅三郎　三浦　辰雄
大谷　瑞郎　重政　庸憲
高野　一夫　藤野　繁雄
田中　啓一　石川　清一

林　了　松岡　平市

要領書

一、委員会の決定の理由

去る九月、近畿、中部地方を中心として各地を襲つた台風第十三号による海水の浸入のために生じた農地の被害は甚大であつたが、これら被害農地の除塩事業を速やかに行い、もつて農業経営の維持安定を図ろうとするもので、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

被害農地の効用を速やかに復旧し、もつて農業経営の維持に利する。

三、費用

本法律施行のために昭和二十八年度分として約四億一千四百万円を必要とする見込である。

審査報告書

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月七日

風水害緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

成瀬　幡治　山田　節男
石川　清一　大谷　瑞郎
重政　庸憲　高野　一夫
藤野　繁雄　田中　啓一
松岡　平市

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年六月から九月までの風水害を被つた地域内にあつて政令で定める地方公共団体が昭和二十九年三月三十一日までに開催するモーターボート競争について、最初の十二日間に限つて当該競争に係る納付金を免除しようとするものであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

該納付金を免除することによつて、風水害の被害を受けた地方公共団体の財政の窮迫を緩和するとともに、復旧の促進を図る利益がある。

三、費用

本法律施行により、約二千七百万円の国庫収入減が見込まれる。

審査報告書

昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月七日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

白井　勇　河合　義一
横川　信夫　河野　謙三
上林　忠次　北　勝太郎
松浦　定義　川口爲之助
佐藤清一郎　雨森　常夫
戸叶　武　宮本　邦彦
関根　久蔵　森田　豊壽

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十八年の冷害及び昭和二十八年六月から九月までの間に生じた風水害によつて、米麦又は雑穀を生産する農家が著しい減収を被り、そのため生産する米麦又は雑穀が自家の飯用消費量に著しく不足する場合その農家に対して飯用の米、麦類及び麦製品を生産者価格程度の特別価格で売り渡そうとするものであつて、妥当の措置と認められる。

二、事件の利害得失

冷害及び風水害による被災農家に対し食糧の不足を補いその救済に寄与する。

三、費用

本法施行のため、米麦の安売のため要する経費として一億六千三十五万二千円が昭和二十八年度一般会計予算補正（第1号）に計上せられている。

審査報告書

昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月七日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

河合　義一　白井　勇
上林　忠次　横川　信夫
河野　謙三　北　勝太郎
松浦　定義　川口爲之助
戸叶　武　宮本　邦彦
佐藤清一郎　雨森　常夫
関根　久蔵　森田　豊壽

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は昭和二十八年における冷害によつて損失を受けた農業者に対し、その農業経営を維持するため必要な資金の融通を円滑にするため、利子補給及び損失補償の方途を講ぜんとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

冷害による被災農家の救済に資し、農業経営の維持に寄与する。

三、費用

本法施行のため差当り利子補給に必要な経費として二億四千八百二十一万九千円が昭和二十八年度一般会計予算補正（第1号）に計上せられている。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月七日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

白井　勇　河合　義一
上林　忠次　河野　謙三
横川　信夫　北勝太郎
川口頼之助　松浦　定義
雨森　常夫　佐藤清一郎
戸叶　武　宮本　邦彦
関根　久蔵　森田　豊壽

要領書

一、委員会の決定の理由

冷害対策として行う土地改良事業等の事業費の一部を農林漁業金融公庫において貸し付けるため、その資本金を増加せんとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

冷害による被災農家の現金収入に資するとともに農業施設の整備に寄与する。

三、費用

本法によつて二十五億円を増資することとし、これがため政府の出資金の増加に要する経費は昭和二十八年度一般会計予算補正（第1号）に計上せられている。

審査報告書

昭和二十八年度一般会計予算補正（第1号）

昭和二十八年度特別会計予算補正（特第1号）

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年十一月七日

予算委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

滝井治三郎　高橋　衛
高野　一夫　鹿島守之助
宮本　邦彦　白波瀬米吉
小林　英三　小野　義夫
佐藤清一郎　井野　碩哉

昭和二十八年十一月七日　参議院会議録附録（その一）　審査報告書（継続審査）

伊能　芳雄　藤野　繁雄
武藤　常介　松浦　定義
西郷吉之助　小林　武治
高橋進太郎　森　八三一
中川　幸平　吉田　萬次
北勝太郎　田村　文吉
新谷寅三郎　梶原　茂嘉
石坂　豊一　三浦　義男
岸　良一　堀木　鎌三

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十八年度一般会計予算補正（第1号）及び昭和二十八年度特別会計予算補正（特第2号）は、本年度の異常な風水害並びに冷害による広汎且つ深刻な被害状況に鑑み、特に緊要と認められる需要に急速に応ずるため、風水害対策費、冷害対策費並びに奄美群島復帰着後処理費のみに限定して編成せられたものであつて、概ね妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この予算補正により、災害対策等に急速に即応することができる。

三、費用

一般会計予算は、歳入歳出共に当初予算九千六百五十四億七千八百三十四万九千円に今回の補正で三百四十四億二千九百二十一万円が増加されるので九千九百九十九億七百五十五万九千円となる。

特別会計歳入予算は、当初予算一兆四千百九十億八千七十六万一千円に八十四億二千五百六十六万九千円が増加されるので、一兆四千二百七十五億六百四十三万円となる。

特別会計歳出予算は、当初予算一兆三千五百九十七億二千四百四十万八千円に八十四億二千五百六十六万九千円が増加されるので一兆三千六百八十一億五千七万七千円となる

労働委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九〇号　身体障害者の完全雇ように関する請願

第一七九号　広島県呉地区英連邦軍関係日本人労務者の取扱に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年十一月六日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

労働委員会請願特別報告第一号

身体障害者の完全雇ように関する請願

第九〇号　和歌山県日高郡和田村国立療養所延寿浜園松風会内　中田望外二百十九名提出

広島県呉地区英連邦軍関係日本人労務者の取扱に関する請願

第一七九号　広島県呉市長　鈴木術外一名提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年十一月六日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

意見書案

身体障害者の完全雇ように関する請願

請願者　和歌山県日高郡和田村国立療養所延寿浜園松風会内　中田望外二百十九名（第九〇号）

右の請願は、結核回復者の就職、復職については、未だ社会は十分な理解がないため、療養者はただ前途に暗然とするばかりであるから、これら身体障害者に対し国家的施策による完全雇ようを実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県呉地区英連邦軍関係日本人労務者の取扱に関する請願

請願者　広島県呉市長　鈴木術外一名（第一七九号）

右の請願は、広島県呉地区英連邦軍関係日本人労務者は、講和条約発効に当り現地軍との直接雇用に切り替えられたのであるが、言語、風俗、慣習を異にする外国軍隊を雇用主とする労使関係においてはとくに複雑特異な要素を内包し、ひとたび紛争の起つた場合は労務者の家族を含めて数万の市民の生活上由々しき問題であると同時に、呉市全般に影響するところは多大であるから、（一）国連協定の締結時に英連邦軍関係労務者の労務管理方式を米国駐留軍労務者と同様日本政府雇用とせられるとともにこの雇用関係変動に当つても全員の雇用転換を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年十一月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

勤労青年教育振興法案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十八年十月二十九日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

相馬　助治　安部キミ子
御木　亨弘　長谷部ひろ
深川タマエ　高田なほ子
荒木正三郎　木村　守江
吉田　萬次

本委員会は、勤労青年教育振興法案について審査の万全を期する為に、資料の収集を行い準備を進めていた処、今次の風水害による教育関係被害の復旧について早急対策を講ずべき緊急問題に直面したため、閉会中の委員会は、主として、これらの問題に関する審査に費され、本法案の審査には及び得なかつた。

審査報告書

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案（予備審査）（継続審査事件）

右の件に関し、未だ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十八年十月二十九日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岸　良一　豊田　雅孝
三輪　貞治　西川弥平治
酒井　利雄　瀬野　三朝
武藤　常介　藤田　進
小林　英三

経過

本委員会は、閉会中「硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案」に関する審査に引き続き従事し、参考人として関係生産業界、消費者、貿易業界、販売業界各代表者から意見を聴取するとともに、三班から成る議員を現地に派遣し、現地調査をする等その審議に万全を期したが、未だ結論を出すに至らず本委員会としては、更に慎重に審査を継続する考えである。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十八年十月三十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
菊川 孝夫　藤野 繁雄
三木與吉郎　土田国太郎
西川甚五郎　木内 四郎
森下 政一　松永 義雄
岡崎 眞一　松岡 平市
小林 政夫　前田 久吉

本法案は租税行政上、輸出業種によつてその適用に困難性を生ずる等種々問題があり、審査の万全を期するため、鋭意資料の収集、実情の調査等を行つたが、結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十八年十月三十日
大蔵委員長 大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
菊川 孝夫　藤野 繁雄
三木與吉郎　西川甚五郎
木内 四郎　森下 政一
松永 義雄　岡崎 眞一
松岡 平市　小林 政夫
前田 久吉

本法案は、金融制度上検討を加うべき余地が多く、審査の万全を期するため、信用金庫、信用協同組合の実情等に関する詳細なる資料を収集し、政府当局の意見を聴する等鋭意審査に努めたが、結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

臨時硫安需給安定法案（予備審査）（継続審査事件）

右の件に関し、未だ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十八年十月三十日
農林委員長 片柳 眞吉
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
清澤 俊英　白井 勇
河合 義一　北 勝太郎
松浦 定義　戸叶 武
関根 久藏　横川 信夫
宮本 邦彦　佐藤清一郎
河野 謙三

表記の法律案に関しては、閉会中も継続して審査を行つたが、本法律案は予備審査であるから衆議院における審査との関連もあり、且又本法律案は別途通商産業委員会に付託されて継続審査に付されている硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案と不離の関係にあつて両者を総合的に検討する必要があるため審査に時間を要し、更に本件と併行して継続調査に付せられた農林政策に関する調査において、農業災害補償制度の根本的検討及び冷害対策等当面緊急の諸問題が続出したため、審査を終えることができなかつた。

審査報告書

昭和二十六年度一般会計歳入歳出決算
昭和二十六年度特別会計歳入歳出決算
昭和二十六年度政府関係機関決算報告書
（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十八年十月三十日
決算委員長 東 隆
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
小林 亦治　谷口弥三郎
山田 節男　菊田 七平
八木 幸吉　岡 三郎
長谷山行毅　宮田 重文
島村 軍次　植竹 春彦
石川 榮一　永岡 光治
奥 むめお　大倉 精一

表記の件に関し、本委員会は、閉会中において審査未了の案件の中、主として補助金関係批難事項等の審査のため、実地調査及び資料の収集を行つたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

けい肺法案（継続審査事件）
労働基準法の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十八年十一月二日
労働委員長 栗山 良夫
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
阿具根 登　堀 眞琴
上條 愛一　市川 房枝
寺本 廣作　田村 文吉
田中 啓一

本委員会は、表記両法案の審査に資するため、栃木県下、日本鉱業株式会社木戸ヶ沢鉱山及び鬼怒川けい肺病院の実情調査を行つたが、その審査に入ることなく第十七回国会を迎えるに至つた。

併し、本委員会においては、両法案とも今後慎重に審査を続けて行かねばならないものと認める。

○調査報告書

調査報告書

水害地緊急対策に関する調査（継続調査事件）
（六月下旬九州その他の地方の豪雨による被害並びに台風第二号による西日本一帯の水害に対する緊急対策に関する調査）
（右の九州地方の水害以後の水害に対する緊急対策に関する調査）
（七月十八日の和歌山県を中心とした豪雨による被害に対する緊急対策に関する調査）
（先般北海道を襲つた豪雨による被害に対する緊急対策に関する調査）
（八月十五日の京都府、滋賀県及び三重県の豪雨による被害に対する緊急対策に関する調査）
（昭和二十八年九月の台風第十三号による被害に対する緊急対策に関する調査）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月二十八日
水害地緊急対策特別委員長 矢嶋 三義
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
永岡 光治　藤野 繁雄
松岡 平市　田中 啓一
林 了　井上 清一
上林 忠次　大谷 贇雄
亀田 得治　重政 庸徳
石川 清一　新谷寅三郎
永井純一郎　白井 勇
寺本 廣作

本件継続調査の概要は、左の通りである。

一、委員会開会回数　十七回
一、合同打合会開会回数　三回
一、小委員会二箇設置　開会回数各二回
一、議員派遣
(1) 西日本水害地実情調査のため三箇班派遣
(2) 台風第十三号による被害地実情調査のため二箇班派遣
一、委員会に招致した国務大臣
緒方国務大臣外大蔵、農林、建設、文部、厚生、運輸各大臣及び自治庁長官
一、委員会において重点的に調査した事件
(1) 水害関係特例法の政令案並びにその基準に関する件
(2) 水害関係災害復旧費予算に関する件
(3) 水害関係特例法の改正を要すべき点に関する件

右(1)の政令案の基準の件については、小委員会を二箇設置し、その小委員会において案を作成して鋭意検討を加え、九月十九日本委員会において決議の後、政府へ申入れた。
（基準別紙の通り。）

政令案については、政府に対し速やかなる立案を要求し、且つその案の出来次第逐次委員会に提出せしめて、連日の如く検討を加えた。しかし二十四特例法中現在施行されているもの三件にして、残り二十一法律の政令の中一部を除いては、未だにも公共事業復旧費を如何に政令案に盛り込むかについて大蔵省において決定に至らないため、最終案の作成を見ていない次第である。

(2)の災害復旧費予算については、政府関係大臣及び係官に対して質疑を行い熱心に審議を行つたのであるが、結局政府より決定的な査定額が提示されなかつたので、災害復旧費として第一次補正予算案に計上さるべき金額は災害復旧に要する国費所要額の少くも三割以上であるべきことを全会一致をもつて確認し、これを政府に申入れたのである。また委員会としても政府当局に対し一日も早く臨時国会を開会すべしとの要請を行い、仮に臨時国会が十月末に開会されても予算執行になるまで相当の期間があるので、その間国庫補助金を概算払いするか、前払いするか或いは別途つなぎ融資をするか何らかの措置をするよう要求したのである。

(3)の特例法の改正を要すべき点に関しては、二十四の特例法は何分にも第十六回国会末期の草々の間に立法化したもので不備の点もあり、且つその後の実情により改正を要する点が生じたのでこれ等を適切に改正しようと考えたのである。また八月以降京都、滋賀地方における大水害、台風第十三号による被害等に対しても、また特例法同様の措置を必要とするに至り、これに対しても政府において適切な措置を行うよう申入れた次第である。

最後に八月十七日に議長から付託された京都、滋賀及び三重地方の豪雨による被害調査及びその緊急対策、九月二十八日に台風第十三号による被害調査及びその緊急対策については、これ等の被害状況並びに対策について政府から説明及び資料の提出を求め又議員を派遣して実地に調査する等鋭意対策の樹立に努力した次第である。

以上本委員会における調査の経過の概要を報告する。

官報 号外
昭和二十八年十一月七日

○第十七回国会 参議院会議録附録（その二）

（別紙）

参議院水害地緊急対策特別委員会
（昭二八、九、一九）

水害地緊急対策諸法律の適用地域指定基準

一、都道府県の公共事業復旧費が昭和二十八年度標準税収入を超える都道府県については、その都道府県を指定すること。

二、右の標準に達しない都道府県については、次の基準によつて、その何れかに該当する市町村を指定する。

1. 公共事業復旧費が昭和二十八年度標準税収入を超える市町村
2. 災害救助法を実施した市町村
3. 国家公務員給与の繰上げ支給を行つた市町村
4. 農林水産物の減収が通常生ずべき収入の三割を超える被害農林漁家戸数が全農林漁家戸数の一割を超え、又は三割以上の減収被害耕地面積の合計が百町歩を超える市町村
5. 農地及び施設の復旧費をその区域内で被害を受けた関係戸数で除した場合、その額が三万円を超える市町村
6. 林道の復旧費をその区域内で被害を受けた林道の総延長の米数で除した場合、その額が三百円を超える市町村
7. 漁場並びに漁業用施設の復旧費を被害漁家戸数で除した場合、その額が三万円を超える市町村

三、土地改良区の用排水路及び施設の災害復旧費の総額が、土地改良区標準賦課金の総額を超える土地改良区。

註一、第一項において指定された都道府県の市町村であつても、第二項各号の一に該当しない市町村は、これを除くものとする。

註二、多額の過年度災害復旧費があつて、今次災害の被害絶対額の甚大なる山口県は特に指定すべきである。

註三、第一項及び第二項において公共事業復旧費とは、次のものをいう。

一、公共土木施設災害国庫負担法及び之に関連ある特例法の対照となるもの

一、農林水産業施設災害復旧事業の国庫補助に関する暫定措置の法律及び之に関連ある特例法の対照となるもの

一、たい積土砂の排除に関する特別措置法の対照となるもの

一、公立教育施設及病院、診療所の災害復旧に関する特例法の対照となるもの

註四、第三項による指定は、その災害復旧費の総額が標準賦課金の総額を超える当該土地改良区の用排水路及び施設の災害復旧についてのみ効力を有するものとする。

調査報告書

中共地域からの帰還者援護に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月二十八日

中共地域からの帰還者援護に関する特別委員長　常岡　一郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

藤原　道子　林　了
山下　義信　大谷　瑩潤
竹中　勝男　千田　正
榊原　亨

調査の経過並びに結果の概要

中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会は、第十六回国会閉会中、議員を派遣し、北海道における帰還者の住宅及び就職状況について実地調査を行つた。住宅は、極度に不足を来たしており、殊に無縁故者の集団施設は、風紀上、衛生上の見地からもこのまま放置を許さない状況であつて、国としても早急にこれが解決を要するものと思われる。

在ソ同胞の引揚げに関し、日本赤十字社長島津忠承氏一行が十月二十四日日本を出発、ソ連赤十字社を訪問し打合せることになつたので、委員会はその経過について政府当局から説明を聴き今後の対策に資した。

調査報告書

国際情勢等に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月二十九日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

高良　とみ　羽生　三七
青柳　益　梶原　茂嘉
鶴見　祐輔　中田　吉雄
古池　信三

本委員会においては、国際情勢等に関する調査の一環として、閉会中も継続して、富士山麓地帯、福岡県内諸基地、佐世保基地、その外神戸移住あつ旋所、大村入国者収容所等に実地調査のため議員派遣を行つた。

富士山麓地帯においては、

一、演習場及び周辺の住民の生活保障及び農作物の損害に対する補償

二、住民の生命財産に対する保全措置

三、駐留が与える経済的影響と風紀、衛生、教育上の諸問題

福岡県及び長崎県内駐留軍諸施設においては、

一、駐留軍提供財産の現状

二、駐留軍新規要求の事情

三、返還財産補償処理状況

四、行政協定第十八条関係事故発生状況及び補償申請処理状況

五、駐留軍の接収に伴う諸措置が附近に与えた特別損失の状況とその補償

六、水域制限状況と補償の実情

七、基地周辺の風紀、衛生、教育上の諸問題

八、朝鮮休戦後の駐留軍関係労務の実態

右の諸点等について、現地視察、資料の収集に務めるとともに、緊急処理を要する問題等については、関係の委員会に連絡をとり、その適当な処理を求めてきたが、これらの件についてなお未解決の問題も多くあるので、今後も調査を継続する必要がある。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する一般調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えない

が、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月二十九日
文部委員長　川村　松助
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
相馬　助治　安部キミ子
劒木　亨弘　長谷部ひろ
深川タマヱ　高田なほ子
荒木正三郎　木村　守江
吉田　萬次

本委員会は、教育、文化及び学術に関する一般調査を進めてきたが、閉会中、西日本風水害及び台風十三号によつて、教育関係に多大の被害を生ずるに至つたので、特に、これらの被害調査に重点を置き、対策を考究してきた。まだ全般的に結論を得るに至らなかつたが、教育関係による被害の概要は次の通りである。

一、西日本文教関係風水害による被害

当委員会が、被害額について文部省当局からの説明を聴取し、調査を行つた結果、国立学校施設の被害額については、約二億九千万円、地方の被害総額については約四十八億六千万円で、その事項別内訳は、公立学校施設約四十二億五千万円、私立学校施設一億六千六百万円、公立社会教育施設約四億一千百万円、史蹟名勝天然記念物約二千六百万円、学校給食物資六百五十万円であり、これ等の被害額に対し政府はさしあたり応急復旧措置として、約九億四千五百万円を今回の補正予算に計上した。

二、台風十三号による文教関係被害

台風十三号による被害額については全般的には判明していないが、文部省当局から説明を聴取し、現在迄に判明したものは、国立学校施設の被害額については、約一億二千八百万円、地方の被害総額については、約二十億八千三百万円で、その事項別内訳は、公立学校施設約十八億五千万円、公立社会教育施設約一億三百万円、史蹟名勝天然記念物約一億二千六百万円、学校給食物資約四百三十万円であり、これ等の判明せる被害額に対し政府は、さしあたりの応急的復旧措置として総額約三億五千万円、その内訳は、今回の補正予算に二億三千万円を計上し、昭和二十八年度予備費から一億二千万円を支出する。

調査報告書
社会保障制度に関する調査（継続調査事件）

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月二十九日
厚生委員長　藤原　道子
代理理事
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
中山　壽彦　大谷　瑩潤
高野　一夫　林　了
廣瀬　久忠　湯山　勇
竹中　勝男　山下　義信
有馬　英二　榊原　亨
常岡　一郎

社会保障制度に関する調査経過概要

本委員会においては、第四回国会以来本調査を継続し、既に第十六次にわたり中間報告を行つた来たが、閉会中も熱心に調査を続行した。即ち、今期国会閉会中においては、院議に基き議員を三班に分ち地方に派遣して、社会保障制度に関係ある事項の実地調査を行うとともに、国民生活改善に関する問題の調査研究を行うこととし、まず国民食生活改善の重要問題の一つとして人造米問題を取上げ、その栄養価値、組成分、製法、産額等について厚生省、農林省当局より詳細な説明を聴取し質疑を行つた上、国立栄養研究所並びに国立食糧研究所を実地に視察し更に国家地方警察本部、警視庁の両当局より主食の取締状況について説明を聴取し質疑を行う等鋭意調査研究を進めたのである。また国民生活改善のために必要な調査を徹底的に行うため「国民生活改善に関する小委員会」を設置して調査を進めているが、本調査事件は広汎多岐にわたるため未だ結論に到達せず引続き調査の必要あるものと認める。

以上をもつて第十七次中間報告とする。

調査報告書
通商及び産業一般に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月二十九日
通商産業委員長　中川　以良
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
岸　良一　豊田　雅孝
三輪　貞治　西川弥平治
酒井　利雄　海野　三朗
武藤　常介　藤田　進
小林　英三

経過

本委員会は閉会中「通商及び産業一般に関する調査」に引続き従事し、特に電源開発及び電力諸問題の調査並びに「武器等製造法」の実施状況調査のため議員を現地に派遣し、調査を進めるとともに、貿易振興問題、中小企業問題等調査に万全を尽したが、これ等の諸問題は複雑多岐にしてその影響するところ大なるものがあり、その他、資源開発、産業合理化問題等未だ調査を終了していない状況で、本委員会としては、これらの問題をも含め、今後研究調査を続けたい考えである。

調査報告書
郵政事業の運営実情に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月二十九日
郵政委員長　池田宇右衛門
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
滝井治三郎　村上　義一
最上　英子　永岡　光治
三木　治朗　中川　幸平
柏木　庫治　深水　六郎

経過の概要

本委員会は閉会中「郵政事業の運営実情に関する調査」に引続き従事し、調査の重点を、郵便法改正に伴う速達郵便への影響、簡易保険、郵便年金積立金運用復元の実情、郵政従業員の待遇問題、指定局制度の実績等に求め、委員を現地に派遣し、事業運営の実情調査、資料の収集等をなし、鋭意調査研究に当つたのであるが、未だ調査を完了するに至つていない。

以上の案件は今後調査を要するものであるのみならず、なお、機構改革問題、郵便局舎の改善等幾多の問題もあり、本委員会としては、更に慎重に調査研究する必要があるので、引続き調査を継続する考えである。

調査報告書
電波行政に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月二十九日
電気通信委員長　左藤　義詮
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
津島　壽一　小林　孝平
新谷寅三郎　山田　節男

島津　忠彦　久保　等
石黒　忠篤　三浦　義男

本件に関して、本委員会は、閉会期間中議員派遣による地方の実情調査及び資料収集等調査を進めて来たが、未だ調査を完了するに至つていない。

調査報告書

電気通信事業運営状況に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月二十九日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

津島　壽一　小林　孝平
新谷寅三郎　山田　節男
島津　忠彦　久保　等
石黒　忠篤　三浦　義男

本件に関して、本委員会は、閉会期間中議員派遣による地方の実情調査及び資料収集等調査を進めて来たが、未だ調査を完了するに至つていない。

調査報告書

行政機構の整備に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月三十日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

成瀬　幡治　上原　正吉
白波瀬米吉　天田　勝正
野本　品吉　竹下　豐次
松原　一彦

内閣委員会は、前期国会以来行政機構の整備に関する調査を継続してきたが、閉会中も五回にわたり小委員会を開き調査を行つた。

その間、塚田行政管理長庁官から政府の行政機構に関する構想等について、山口海上保安庁長官から同庁の機構及び定員配置の現状並びに沿岸警備の情況等について、吉田保安隊第一管区総監から同管区内の部隊配置及び装備の情況等について、又吉田大蔵省印刷局長から同局の業務の情況についてそれぞれ説明を聴取し、なお、これらの調査にあたり、海上保安庁の巡視船、保安隊練馬駐屯部隊、印刷局各工場を視察し、更に現場で関係官から事務運営の実情について詳細な説明を聴取した。

以上の外、なお、自治庁、運輸省陸運局、同港湾建設局の各事務当局から行政機構改革に関しそれぞれ説明を聴取した。

以上の如く、本委員会の行つた調査事件は、その重要性にかんがみ、結論を得るためには、より慎重な調査研究を必要とするが、閉会中には完了の運びに至らなかつたので、引続き調査を行う予定である。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月三十日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

三橋八次郎　棚橋　小虎
小野　義夫　宮城タマヨ
楠見　義男　亀田　得治
中山　福藏

経過概要

当委員会は、第十六回国会閉会中、検察及び裁判の運営等に関する調査の一環として、売春問題、公安事件の外刑事訴訟法の一部を改正する法律及び法廷等の秩序維持に関する法律の運用状況等を対象と定め、それぞれについて実地調査のため北海道、大阪府及び兵庫県に議員を派遣するとともに、売春問題については、売春対策に関する小委員会を開いて調査を行う一方、奄美大島復帰の近接にかんがみて、鹿児島県及び福岡県に職員を派遣する等、鋭意事件の調査に努めたが、如上諸問題の性質上いずれも閉会中にその調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

租税、金融制度及び専売事業等に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月三十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

菊川　孝夫　藤野　繁雄
三木與吉郎　西川甚五郎
木内　四郎　森下　政一
松永　義雄　岡崎　眞一
松岡　平市　小林　政夫
前田　久吉

本委員会は、閉会中北海道、東北、北陸三地方に委員を派遣し、租税行政の実情、金融事情、金融制度上の諸問題、専売事業の実情等について現地調査を実施した外調査資料の収集等を行つて来たが、調査の範囲も広汎多岐にわたつており、又、今後に残された問題も多く、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

農林政策に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月三十日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

清澤　俊英　白井　勇
河合　義一　北　勝太郎
松浦　定義　戸叶　武
関根　久藏　横川　信夫
宮本　邦彦　佐藤清一郎
河野　謙三

農林政策に関する継続調査においては、打続く災害に当面して緊急を要する農業災害補償制度の根本的改正に関する調査を始め、農産物価格安定制度特にでん粉の価格支持、昭和二十八年度稲作等の作況及び冷害対策、治山治水対策、ブラジル農業事情等々について調査を行い、就中農業災害補償制度の改正と冷害対策に重大な関心を払い、補償制度の改正については特に小委員会を設け、又冷害対策については、特に現地調査を行つて調査の慎重を期したのであつてこれら調査の経過は大要次のようである。（なお詳細はそれぞれ当日の会議録による）

九月二日　農林委員会を開き（一）本年稲作作況について農林省安田統計調査部長の説明を聴き質疑を行つた。（二）病害虫発生状況及び植物防疫について、農林省塩見農業改良局長の説明を聴き質疑を行つた。

九月三日　農林委員会を開き、（一）肥料の需給及び肥料臼等の問題について農林省小倉農林経済局長、林田肥料課長、通産省柿手化学肥料部長の説明をきき質疑を行つた。（二）治山治水問題について柴田林野庁長官、藤村林野庁指導部長の説明をきき質疑を行つた。（三）ブラジル農業事情及び移民事情について、さきにブラジルに出張した農林省農地局和田計画部長の説明をきき質疑を行つた。

九月四日　農林委員会を開き、（一）農産物価格特に今年度産なたね価格の問題について、食糧庁長尾油脂課長の説明をきき、質疑を行つた。（二）昭和二十八年度産米価について前谷食糧庁長官の説明をきき質疑を行つた。

九月二十八日　農林委員会を開き硫安需給安定等について農林省小倉農林経済局長、林田肥料課長、通産省柿手化学肥料部長の説明を聴き質疑を行つた。

九月二十九日　農林委員会を開き（一）本年稲作作況について農林省安田統計調査部長から、九月十五日現在の調査の結果に関して説明をきき質疑を行つた。（二）本年産米価につき保利農林大臣、前谷食糧庁長官の説明をきき質疑を行つた。（三）凶作対策につき別項一の如き申入れを行つた。（四）稲作作況等につき現地調査のため、十月六日より四班を編成して北海道・東北・北陸東山・東海各地に議員派遣を行うこととした。

十月十九日　農林委員会を開き（一）種馬鈴薯の品位及びその確保並びに甘藷・生いも切干等の価格等について農林省塩見農業改良局長の説明をきき質疑を行つた。（二）十月五日の稲作作況について農林省安田統計調査部長の説明をきき質疑を行つた。

十月二十日　農林委員会を開き（一）さきに議員派遣による稲作等の作況に関する現地調査の報告を聴いた。（二）冷害対策について農林省渡部官房長、塩見農業改良局長の説明をきき質疑を行つた。

十月二十一日から二十四日まで毎日農林委員会を開き、冷害対策を協議し別項二の如き申入れを行つた。

十月二十八日　農林委員会を開き（一）第十七臨時国会提出予定農林関係法律案及び補正予算について農林省渡部官房長の説明をきき質疑を行つた。（二）冷害凶作対策に関し別項三の如き申入れを行つた。

別項一

凶作対策に関する申入

晩春の凍霜害、数次に亘る稀有の風水害、激甚な病虫害或は不時の低温多雨等本年の農作は連続的な異常災害の累積によつてその作柄が極めて不良であつて凶作は殆んど決定的であるとして憂色濃く甚だ遺憾とするところである。

かかる情勢に当面して、政府は速かに事情を精査し、事態に即応して国民主食の確保、次期農作の遂行及び被災農家の救済等に関し米価及び凶作対策に万全の措置を講じ、以て自立経済の確立と民生の安定に苟しくも遺憾なきことを期せられたく、右当委員会の総意を以て申入する。

昭和二十八年九月二十九日

参議院農林委員会

内閣総理大臣吉田　茂殿
農林大臣保利　茂殿
臨時災害対策本部長緒方　竹虎殿

別項二

冷害対策に関する申入

冷害対策については当委員会においても目下鋭意審議中であつて、速かにこれが結論を得て更めて政府の善処を求める考であるが、取急ぎ次の事項について遺憾なく措置せられたく

右当委員会の総意を以て申入れする。

記

一、農業再生産を確保するため営農資金は迅速にこれを融通し、北海道並びに開拓地等についてはその特殊事情を充分に考慮すること。

一、農業共済金の支払は、これを冷害対策とすることは不適当であつて、既定の制度として遺憾なく措置すること。

一、救農土木事業の経費を支出するため食糧増産対策費等の既定経費の削減をなさないこと。

一、凶作地帯における救農土木事業は凶作農家に現金収入を得せしめる線に副つて単に農林省関係の土木事業のみに限定することなく建設省の公共事業と併せて総合的に勘案し、其の徹底的実施を期すること。

なお、右土木事業の実施に当つては凶作農家の雇傭を図ること。

昭和二十八年十月二十一日

参議院農林委員会

内閣総理大臣吉田　茂殿
農林大臣保利　茂殿
臨時災害対策本部長緒方　竹虎殿
大蔵大臣小笠原三九郎殿

別項三

冷害凶作対策に関する申入

この件について九月二十九日及び十月二十一日両回に亘て申入れしてあるのであるが、今回政府において補正予算によつて実施せられんとしているところは極めて不充分であつて甚だ遺憾とするところである。しかしながら対策の実施は早急を要するから今日の段階においては一応速かに次の措置を決定せられたく、

右当委員会の総意によつて申入れする。

記

一、冷害対策費（農業共済保険関係の諸費を除く）として第一次補正予算において最少額一一〇億円程度を計上すること。

二、第一次補正予算の執行状況及び冷害被害状況等今後における事情の推移に即応して必要な経費を更に第二次補正予算として計上すること。

三、来年度米麦等食糧の増産を確保するため来年度において必要とする経費は来年度予算において遺憾なく措置すること。

四、右実施のため必要な経費を支出するため食糧増産対策費等の既定予算の削減をなさないこと。

昭和二十八年十月二十八日

参議院農林委員会

内閣総理大臣吉田　茂殿
大蔵大臣小笠原三九郎殿
農林大臣保利　茂殿
臨時災害対策本部長緒方　竹虎殿

（附）農業災害補償制度に関する小委員会の経過の概要

休会中農業災害補償制度に関する小委員会を設け該制度の根本的改正に資することとしたがこれが経過の大要は次のようである。

九月一日　衆議院農業共済制度小委員会との合同小委員会を開き、農林省小倉農林経済局長より、同制度の問題点について説明をきき質疑を行つた。

九月二日　現行農業災害補償制度の問題点につき三重県農政食糧課長奥井亮三郎氏及び農林省農業綜合研究所研究員山内豊二氏より意見をきいた。

九月二十八日　農業災害補償制度に関する従来の審議の経過に基き農林省の意見及び改正作業の進行状況に関し農林省久宗農業保険課長の説明をきき質疑を行つた。

十月十九日　前回に引続いて農林省小倉農林経済局長、久宗農業保険課長の説明をきき、質疑を行つた。

十月二十八日　農林委員会において松浦委員長より休会中に於ける小委員会の経過を報告した。

調査報告書

水産政策に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附しその経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月三十日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

秋山俊一郎　松浦　清一
青山　正一　千田　正
菊田　七平

調査概要

本件に関する調査については、特に、漁業金融、漁港整備、漁船損害補償制度、駐留軍による漁業損害補償等の問題について、議員派遣を行い、第一班は兵庫、徳島地方へ、第二班は広島、山口地方へ、第三班は愛媛、高知の各地方へ赴いて現地における実情を調査した。

なお、左記事項について、委員会を開き、関係国務大臣政府委員、説明員等から、実情を聴取し調査検討を行つた。

（一）　日韓漁業問題に関する件

八月二十七日、国連軍が朝鮮周辺の防衛海域を解除後、韓国は、いわゆる李承晩ライン内水域保護のため、実力行使を声明し、日本漁船の拿捕抑留を強行し始めたので、数次にわたつて政府委員から実情を聴取し、これが対策につき、検討して来たが、特に十月二十一日の日韓会談決裂以後、事態が緊迫したため、総理、外務、農林、運輸及び大蔵の各大臣宛左記事項について万全の措置を講ずるよう十月二十六日付を以て申入を行つた。

記

一、拿捕抑留中の乗組員及び漁船の即時釈放返還に関し、必要な措置を講ずること、

二、今後における漁場の安全を確保し事故を未然に防止すること、

三、留守家族及び遺族の生活援護に必要な措置を講ずること、

（二）　濠洲アラフラ海真珠貝採取漁業に関する件

日濠漁業交渉が決裂し、一方濠洲における真珠貝漁業法の改正が行われ、濠洲周辺の大陸棚の範囲に濠洲の主権が宣言せられたため、この水域における真珠貝漁業を営もうとする者は、濠洲政府の許可を要することとする等、日本漁船の操業が、困難な状態に立至つたので、その経緯について実情を聴取し検討を行つた。

（三）　北洋漁業に関する件

鮭鱒漁業及びカニ漁業等北洋漁業の現況並びに今後の方針について検討した。

特に千島近海における漁業に関連し、対ソヴェットとの漁業調整につき政府の交渉による速やかな解決方につき検討を行つた。

なお、中共との関係についても同様漁業調整につき検討した。

（四）　和歌山県下の水害による大阪、兵庫、徳島三県下の水産被害救済に関する件

特に流木、沈木による漁業の被害に関する対策につき検討した。

（五）　十三号台風災害に関する件

九月二十五日、二十六日に発生した台風の災害対策について検討した。

なお、これに関連して前国会以来審議中の六、七月以降の災害に対する予算措置等について検討した。

（六）　まき網漁業に関する件

西部日本海方面のまき網漁業の調整について実情を聴取し検討した。

（七）　船員法適用範囲に関する件

現行船員法は三十トン未満の漁船には適用されていないので、その適用範囲等について検討を行つた。

（八）　香川県塩飽諸島牛島南方航路開設に関する件

航路開設が地元漁民の生活上脅威であるからやめてほしいという地元からの陳情に基き、運輸省当局から実情を聴取、善処方を要望した。

（九）　昭和二十九年度水産庁所管予算に関する件

水産庁所管の予算に関し新規事業等について説明を求め水産行政のあり方について検討を加えた。

調査報告書

運輸一般事情に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月三十日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木島　虎蔵　　入交　太蔵
仁田　竹一　　森田　義衛
加賀山之雄　　一松　政二
重盛　壽治

経過

本委員会は、閉会中も「運輸一般事情に関する調査」を行い、港湾運送事業法及び道路運送法の施行状況、海陸輸送並びに気象業務の現状については、特に議員を派遣し、実情を調査検討するとともに、本件に関連する資料の収集を行つた。

然しながら本調査はその範囲が広汎多岐にわたり、未だ調査を終了しないので、今後も慎重な研究調査を続けたい考えである。

調査報告書

建設行政に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月三十日

建設委員長　石川　清一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

小澤久太郎　　小笠原二三男
近藤　信一　　赤木　正雄
飯島連次郎　　鹿島守之助
石川　榮一　　三浦　辰雄
田中　一　　石坂　豊一
江田　三郎　　石井　桂

調査の概要

本調査のため、第十六国会閉会中委員会を七回にわたつて開き、治山、治水対策を中心として、災害復旧、総合開発、及び道路、都市、住宅等の建設行政の諸問題について、関係大臣、並びに係官から説明を聴取し、又福岡、佐賀、熊本、大分、和歌山、及び奈良各県の災害並びに復旧状況について実地に視察を行つた。

まだ、調査に基く結論に至つていないが、一応右調査の概要を次に述べる。

一、災害復旧について

六月の西日本水害に続いて、七月以降梅雨前線による豪雨が四回あり、更に九月二十五日には十三号台風による大被害を蒙つた。

これらの風水害による土木関係被害額は、建設省の資料によると

(1)　七月上旬中国、近畿及び中部地方の一部並びに北海道にかけて総額約二十四億円、(2)　七月中、下旬和歌山、奈良県を中心として北海道から九州に至る三十道府県に亘る豪雨により約二七五億円、(3)　八月中旬京都府南部、滋賀、三重、奈良県境を中心に近畿、中部、北陸地方の豪雨により、総額一〇五億円、(4)　九月初旬大阪府の北部と兵庫県東南部の豪雨により約四億円、(5)　九月二十五日の十三号台風により総額約五五〇億円で、本年一月からの発生災害累計は一、三七〇億円を超えるに至つた。

これら第次の災害に対する検査の進捗率は、

五月以前災害について　九〇・一％
六、七月災害〃　四八・二％
八月以降災害　三・四％
計　四三・七％
北海道国費災害　一〇〇・〇％

で、未検査額は四五二億円を残している。（九月十九日現在）

一方、本年発生災害復旧事業に対する融資額は、

五月以前災害について　三五〇、〇〇〇千円
六月下旬（西日本）　五、〇四〇、〇〇〇〃
七月上旬（島根、鳥取）　一六〇、〇〇〇〃
七月中旬以降八月二日豪雨まで　二、一三〇、〇〇〇〃
八月中旬豪雨　七五〇、〇〇〇〃
合計　八、四三〇、〇〇〇〃

このうち土木関係にどの位使途されているかは不明である。

又台風十三号による土木関係被害は、地元からの報告で総額約五五〇億円とみられているが、その内訳は、

区分	被害個所数	被害金額（千円）
県工事	三五、四四五	四六、五四二、六六三
市町村工事	一五、六八二	八、二九五、六七四

で、十月二日までの緊急融資額は全体に対して十二億二千万円である。

本年度発生災害の土木関係復旧事業費は、一、三七〇億円に達しているが、未だ未検査の部分が多く、国の負担分についても、的確な数字はつかめていない。

九月初めまでの部分について、建設省の一応の推計によると、復旧事業費七二二億円のうち、国庫負担金として六二二億円を要し、これに二十八年度末における過年度災害復旧事業残事業費七一一億円、うち国庫負担額五一八億円で、国庫負担分は合計一、一四〇億円に上る。

公共事業全体については、本年度発生被害総額は大蔵省の推計では二、六二〇億円、その査定見込額は、一、七七五億円で、国費所要額は一、五六四億円と見積られている。これまでの建設省の数字からみると土木関係、住宅、都市災害復旧費だけで国費負担額は一千億を超えるとみられる。

第一次補正予算案では、十月二十二日現在、建設省関係災害復旧費は約一五〇億円で、土木関係では一三四億円と推定される。その復旧率は一五％前後であり、災害復旧対策の骨子として建設省で考えられている初年度六割次年度四割の線に遙かに遠いものであることが窺われる。増額が極めて困難であるとするならば、本年度一応の復旧を完了しなければ、あとの復旧工事に多大の損失をまねくと考えられる工事、例えば愛知、三重県等の海岸堤防の修築、或いは重要河川の修築等に重点的な施行と予算の配分が特に要望される。

二、治山、治水対策について

政府は今次の西日本を初めとする大水害の実情にかんがみ、これを機会に抜本的に治山治水の対策を確立しようという趣旨で八月二十六日政府部内に緒方副総理を会長とする治山治水対策協議会が設立された。

この協議会で十月十六日に決定された「治山治水基本対策要綱」は次の如きものである。

先ず、（一）方針として、重要な河川水系及び上流水源地域等に総合的な治山治水基本対策を樹立し、これを実施するために、(1) 河川事業の推進、(2) 治山及び砂防事業の推進、(3) 保安林の整備拡充と林野施業の合理化、(4) 治山治水の基礎調査の実施の四項目をあげ、特に公益上緊急な河川流域と重要水源地域については継続費制度を設けるとしている。

（二）措置として、林野関係については、

(1) 治山事業――荒廃林地のうち三六万町歩の復旧及び防止、二六万町歩の水源林の造成等で、事業完成期間は七年とする。

(2) 保安林の整備拡充、（イ）重要水源地域について三ケ年に六六万町歩、その他の地域には四ケ年に二六万町歩の保安林を新設する。（ロ）保安林管理の適正を期すために民有保安林に監視員制度を設け、又重要水源地域にある公益上重要林地については国が買上げる。又民有保安林に対する補償制度を確立する。

(3) 造林事業、（イ）二十九年度以降八ケ年に四七九万町歩の造林事業を実施する。特に伐採跡地の造林を確実にし、過去の未造林地七二万町歩を三ケ年に植栽し、薪炭林及び粗悪林のうち一四二万町歩を蓄積、人工造林地に転換する。(4) 背悪林（一九万町歩）及び薪炭林（五八万町歩）を改正する。(5) 林道網の整備等搬出施設の合理化を図る。(6) 森林の伐採規制の確保を期すため、林業に関する税制の適正化、伐採調整資金制度の拡充、木材の輸入、木材利用の合理化等を図る。

次に河川関係については、

(1) 砂防工事を一、九〇六河川について十ケ年以内に実施する、(2) 洪水調節ダムを利根川外六六河川に対し九九ケ所を十ケ年以内に築造する、(3) 河川改修事業は、全国約六、〇〇〇河川のうち一、二三四河川について十ケ年以内に実施する、(4) 河川及び砂防指定地の強化のため、（イ）河川の維持管理の徹底、（ロ）ダム・橋梁等の河川工作物の設置地点、工法、構造、管理方法等の規制並びに監督の強化、（ハ）水防の強化及び応急復旧用資材の備蓄、水防従事者災害補償制度の確立、（ニ）砂防指定地の整備及び砂防監督員の増強を図る。以上が治山治水基本対策の大綱であり、これに要する費用は、

区分	事業費	内訳		融資額
林野関係	六、九六九	国債（純国費）	四、三九九（四、四八一）	
		地方負担（純地方負担）	二、三六〇（二、四七八）	（四〇七）
河川関係	二、六九二	国債（純国費）	八、七四七（七、四一一）	
		地方負担（純地方負担）	二、九四四（四、二八〇）	（四〇七）
総計		国債（純国費）	一三、三四六（一一、八九二）	
		地方負担（純地方負担）	五、三〇四（六、七六八）	（八〇七）

（単位億円）

一兆八千六百五十億円である。

この要綱に対して委員会は、(1) 協議会設置については、国土総合開発法の趣旨からみて、むしろ国土総合開発審議会がこれに代るべきではないか、(2) 一兆八千億の事業費に対する財政の見透し如何、殊に地方財源の現状から負担し得るか、これについての措置をどう考えているか、(3) この治水計画と利水事業との関係はどうか、例えば洪水調節ダムの建設といっても、多目的ダムになる場合は事情が異ってくるがその点をどう考慮しているか、(4) この計画は、国土総合開発との関連がない、日本の将来の国土の在り方から根本的に総合開発の上に立って計画さるべきではないか、例えば現在の治山治水の対象になる山の姿は、同時に又食糧問題から、農村の在り方から変ってくるのではないか、(5) 対策の基本としては、調査機構の拡充強化を先ず図るべきではないか、等の諸点について検討を行った。

三、道路　都市、住宅について

（一）道路整備五ケ年計画について

第十六国会で制定された「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」に基く道路整備五ケ年計画については、道路局の草案として次の如きものが考えられている。

（イ）目標は、(1) 幹線道路の改築、(2) 幹線道路及び主要街路の舗装及び修繕、(3) 生産及び資源開発道路の改築 (4) 重要橋の架換及び修繕を骨子とし、二十九年度から五ケ年間をもって現在道路の整備を図る。

（ロ）事業の具体的方針としては、(1) 重要幹線道路の改築。全国的な交通幹線である一級並びに二級国道については、自動車の交通に対して概ね支障がない程度に改良し、

又交通の要請に応じてガソリン税の納入額に関係なく全国的な調和を図つて整備する、一級国道については特に東海道・京浜・中京・京阪神及び北九州地区の周辺道路の改築をする。二級国道については、交通輸送上の重要路線について部分的完成を図る、(2)地方幹線道路の改築。都道府県道のうち重要路線については、大体二級国道の場合と同じように取扱う、(3)生産及び資源開発道路の改築。電源開発、農水産、林産、鉱産等の増産並びに国際観光地の開発並びに生産資源開発に直結する連絡路又は搬出道路等について、開発計画に併せて道路改良を行う、(4)道路の舗装。幹線道路、主要街路及び観光道路に重点を置き、重交通の道路、市街地及び人家密集地の道路の交通輸送の能率化を図る、大体一日五百台以上の交通量のある道路について実施する、(5)腐朽木橋の永久橋化。木橋の永久橋については、支線の道路についても行う、(6)道路・橋の修繕等の助長。大規模な要修繕個所又は災害を被り易い個所等の修復を助長する、又舗装道路の修繕、永久橋の修繕又砂利道等であつても路盤が傷んでいるようなものについては修繕を実施する。

（ハ）　予算、五ヶ年間に要する総事業費は約二、七〇〇億円で、これに対する国の予算は一、七〇〇億円を必要とする。この財源としては、一、七〇〇億円のうち一、二八〇億円をガソリン税相当額とみ、あとの四二〇億円を他の国費から考えている。

（ニ）　五ヶ年計画事業の道路全体計画に対する進捗率

道路改良においては、一級国道が三八%、二級国道が一四%、地方道が五%の率で全体では九%の事業率である。

舗装の新設では、一級国道が三〇%、二級国道が七%、地方道が一%、全体で四%、橋梁整備では、一級国道が九七%、二級国道が四九%、地方道で二二%、全体で三一%の計画である。

以上の如き計画案に対して、(1)二級国道の追加編入と事業計画との関連、(2)都市内の街路の取扱方、(3)道路構造の規格、(4)安全保障諸費による防衛道路との関係、(5)地方負担分につきその財源措置等について検討を行つた。

（二）　戦災復興都市について

戦災都市復興事業は、昭和二十四年六月「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」により、当初の事業計画の施行面積一億坪から八千五百万坪、事業費約二〇一億円に縮少し、昭和二十五年以降五ヶ年をもつて完遂することになり今日に至つている。その事業進捗をみると

年度	事業費（万円）	進捗率（%）
昭和二十五年	三四〇、二七二	四〇・二
二十六年	四一六、六一二	五〇・八
二十七年	五二九、六八八	六四・三
二十八年	五二九、八〇〇	七七・八

で各戦災都市とも概ね七割強の進捗率である。しかし中小都市の進捗に比べて、大都市殊に五大都市に於ては、二十九年度をもつてしては、完了が困難な状況であるといわれる。二十九年度以降の既定事業費として、八十七億円が残されているが事業進捗の悪い原因の一端は、事業費予算額の制約によるとみる向きもある。

この再検討による計画は、単に施行面積が圧縮されたのに止まらず、当時の財政、資材の状況に鑑み、事業内容において、後年度施行に繰り延べることとしたものが多かつたことと、又国の助成が当初事業費の八割という線から半額負担に減少されたことなどから、(1)公共用地上移転を要する建物、(2)側溝等の整備、(3)橋梁の架設、(4)立体交叉の施行、(5)道路の舗装、(6)軌道移設、地下埋設物の移設処理等の事業が残され、大部分の都市は、五ヶ年計画を終了してもなお施行予定区域内の諸権利を確定できず、又都市公共施設の機能も市民の要請に応え得ない状況にあつて、これらの残事業に対する地方の要望額も約五八八億余に上つている。

このため本年九月建設省内に「都市整備対策協議会」を設置し、五ヶ年計画の最終年度である二十九年度に対応して、引続き繰り延べ事業のうち都市活動に極めて必要で且つ産業施設上放置し得ないものについては重点的にこれを施行してゆく建前で再検討中である。

（三）　過大都市の防止と住宅敷地の造成について

（イ）　都市に於ける人口集中は、年と共に激化してゆく傾向にある。この過大都市の防止の対策として考えられている一つに衛星都市の整備という問題がある。

その構想は、大都市に衛星都市の地域を指定して、その地域の整備事業を行う。即ち、工業生産施設等に対する土地の取得、住宅用地の取得、街路、水路等の公共施設の整備、区画整理事業及び上下水道の整備、並びに住宅の建設等をその内容とするものである。

これについては、(1)都市に於ける人口流入の防止策が衛星都市の整備という位のもので可能かどうか、人口抑制の方法については更に多方面から検討さるべきものがある。(2)新都市或いは工場分散という方法も考えられるが、そのためには先ず工業都市の整備が必要である。(3)土地の高度利用化という観点から、都心部における建築物の高度化、不燃化の促進が考えらるべきである。このために未利用の高度空間を収用するという方策も検討さるべきである。(4)戦災復興事業を中心とした都市計画を再検討する必要がある。殊に宅地問題としては、緑地地域の再検討が行わるべきではないのか等の諸点について論議されたが、今後尚検討を要するものが多い。

（ロ）　宅地問題は、最近の地価の値上りに影響されて、極めて深刻であり、公営住宅の敷地の獲得は勿論、公庫住宅の敷地についても困難を来たしている現状である。この宅地対策として

(1)衛星都市の開発に関連して、郊外の適地、山林、原野等を新たに開発するという宅地開発事業を国の資金をもつて行うという方法と、(2)新たに区画整理事業を実施して、一部公共用地、一部公営住宅乃至融資住宅用地として土地の減歩とそれによる造成を図るという方法が考えられているがその方法の内容、予算等何れもなお検討を要するものが多い。

（四）　住宅について

（イ）　住宅建設の概況。昭和二十七年公営住宅建設第一期三ヶ年計画の策定に当つて、わが国の住宅建設を年間三六万戸とし、二十ヶ年で住宅不足を解消する計画がたてられたが、その計画と実績についてみると、昭和二十七年度は、

種別	三ケ年計画による計画戸数	実績	差額
	（戸）	（戸）	（戸）
公営住宅	六〇、〇〇〇	二五、三七九	(−) 三四、六二一
公庫住宅	六〇、〇〇〇	五五、三五〇	(−) 四、六五〇
民間	二三〇、〇〇〇	一六八、九六六	(−) 六一、〇三四
官庁、給与住宅	一四、八〇〇	一九、九〇七	(+) 五、一〇七
計	三六四、八〇〇	二六九、六〇二	(−) 九四、一九八

で、計画数より、九万四千戸少かつた。

二十八年度については、まだその実績は不明であるが、公営住宅と公庫住宅は本年度予算に於ては次の如くで既に計画数より一万八千戸の不足を生じている。

区分	三ケ年計画による計画戸数	本年度当初予算の計画数	差額
	（戸）	（戸）	（戸）
公営住宅	六〇、〇〇〇	五〇、三八〇	(−) 九、六二〇
公庫住宅	六〇、〇〇〇	五一、五〇〇	(−) 八、五〇〇

即ち、公営住宅は三ケ年計画の第二年度までで、六二・五%しか遂行されていない。従つて第三年度で既定計画数一八万戸を完遂するとなると、二十九年度は一〇四、二四一戸を建設しなければならない。その建設を不燃化率四〇%とすると、これに要する予算要求額は、約四二〇億円を要し、更に公庫住宅分として三ケ年計画数と一致せしめるためには、二十九年度で七三、一五〇戸を建設しなければならない。この経費約三〇〇億円を要し、合計七二〇億円が必要とされる。

本年新たに発足した産業労働者住宅に対する融資額は二十億円で、戸数六、五〇〇戸分であるが、九月九日現在、申込件数は一、〇九六件、戸数一八、二六〇戸に上り、貸付予定戸数に対して、二八一%、約三倍に達している。住宅金融公庫による一般の貸付戸数は、本年度四万五千戸であるが、九月初の調べによる当選者数は三九、八一五件で、そのうち申請をしたものは、三九%という状況であつた。これは設計審査の提出が遅かつたとみられ、提出期限の延長によつて、大体七〇%に達している。この権利放棄については、宅地の値上り、或いは風水害による資材の値上り等によるものとみられ、剰余分については、落選者で土地を有する者に対して貸付ける方法を行つている。公庫住宅については、貸付額の単価の増額が問題とされているが、公庫において目下資料を集めて検討中である。

（ロ）水害対策。六・七・八月の水害による住宅の滅失戸数は、建設省住宅局の推計では一八、五六一戸で、そのうち公営住宅法と、前国会の水害特例法により、八、五四六戸が公営住宅の対象となり、これに要する所要補助金は、二十八年度において九九、八〇〇万円、二十九年度において七一、二〇〇万円が必要とされている。

又住宅金融公庫からは、既に西日本水害関係については、特別融資の枠として、四六、〇〇〇万円が設定され、その結果として一、六三二戸分の四億三千万円の申込件数があり、和歌山地方についても同様四六、〇〇〇万円の別枠が設定されている。

しかし災害地において最も要望されている半壊以下の修理費に対する助成については、未だ何らの措置も講ぜられていない。

四、国土総合開発と損失補償について

（一）総合開発計画の進捗状況について

国土総合開発法に基く総合開発計画は、全国総合開発計画、都府県総合開発計画、地方総合開発計画、特定地域総合開発計画の四種類で、このうち全国計画については内閣総理大臣が作成し、都府県計画については当該都府県、地方計画については関係都府県の協議特定地域計画については内閣総理大臣によつて指定された特定地域について関係都府県が計画を作成することになつている。現在までに最も進行しているのは特定地域計画で、その審議状況についてみると、昭和二十六年に指定された特定十九地域のうち、内閣総理大臣に計画の提出を終えたもの十三地域で、国土総合開発審議会の審議を経たものは、北上地域、阿仁田沢地域、最上地域の三地域、閣議が決定されたものは北上地域だけである。

特定地域十九地域の総事業費概算額は、関係都府県の報告を総合すると一兆八千億円に上り、既に決定した北上地域の開発計画に対する総合事業費は約一、〇四八億円、うち電源開発及び鉄道建設関係を除くと約七九〇億円である。

（二）水没その他による損失補償について

今日国土総合開発、電源開発国土の保全という場合、ダム建設或いは河川改修等に最も障碍となつているものは、水没その他に伴う損失補償問題である。経済審議庁で立案され、本年四月電源開発調整審議会に於いて決定された「電源開発に伴う水没その他による損失補償要綱」は、昨年七月閣議決定となつた「駐留軍の用に供する土地等の損失補償要綱」等を参考として作成され、その骨子は、(1)補償の対象として諸種の権利の外、慣習上認められた利益をも採り上げ、所謂る生活補償的考え方も織込んでいること、(2)補償の方法として従来の金銭補償原則主義を止め、金銭補償と現物補償を並列対等のものとし、その何れによるかは被補償者の意志を尊重することとしていることで、「要綱」は国土総合開発の場合についても一つの基準を示すものとみられる。

しかしこの「要綱」についてみても、(1)離作農に対する補償と薪炭生産者或いはその被傭者に対する補償についての不均衡、(2)山村の無定職者に対する補償、(3)伐期未満の森林に対する補償方法、(4)営業権の補償の基準の時期、(5)借家人に対する補償等尚幾多の被水没者の生活保証に欠けている点があり現実に問題を蔵していると考えられる。

なお建設省において、国土総合開発に伴う水没補償対策の基礎資料として昭和二十七年度から特定地域及び調査地域内の水没地帯における物件、資源、居住者の生活の実態、並びに居住者の移転又は転業等についての実地調査を行つているが、その調査結果は注目されてよいと考える。

五、実地調査について

第一班は、八月三十日から七日間、熊本、佐賀、福岡、大分県について災害とその復旧状況について視察を行つた。主なる視察個所は、熊本市、白川、嘉瀬川、城原川、筑後川、大木川、矢部川、遠

賀川、大野川、大分川及び八幡、小倉、門司の各市等である。

第二班は、九月十八日から五日間、和歌山県有田川、貴志川、日高川の各流域、奈良県の野迫川地区について水害とその復旧状況について視察を行つた。

視察の結果を要約すると次の通りである。

(1)根本的には治山、治水費を増額することの必要、(2)河川計画について根本的な再検討の必要、(3)災害復旧は迅速を第一とすること、(4)河川管理に関する行政を一元化すること、(5)復旧工事に於いて欠潰個所と非災害個所との一貫した災害防除工事が必要であること、(6)住宅復旧については、標準建設費の増額と宅地造成に都市計画的助成が必要であること、(7)一般民家の半壊以下の修繕補修費の助成措置が必要であること。

以上の通りであるが本案件は内容が広汎多岐であつて更に検討を要するもので、未だ調査を終るに至らなかつた。よつて第十七回国会においても引続き調査を行う予定である。

調査報告書

日本経済の安定と復興に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月三十日

経済安定委員長　早川　慎一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岩沢　忠恭　永井純一郎
高橋　衛　奥　むめお
八木　幸吉

本委員会においては、第十六回国会閉会後、引続き本件の調査を行つて来たが、その間内外経済情勢の推移に関して各般の資料の収集に努め、特に国土総合開発法の施行状況に関し、総合開発特定地域中北上川、木曾、飛越及び天竜東三河の四地域について調査を行い、その現状の把握に努めた。

然し、本調査はその内容が広範多岐にわたり、常に情勢の変転に注目しつつ調査を行う必要があるので、閉会中において調査を結了するに至らなかつた。

右報告する。

調査報告書

昭和二十八年度予算の執行状況に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月三十日

予算委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西郷吉之助　小林　武治
伊能　芳雄　石坂　豊一
佐藤清一郎　高橋進太郎
宮本　邦彦　滝井治三郎
三浦　義男　最上　英子
三橋八次郎　棚橋　小虎
森　八三一　中山　福蔵
堀木　鎌三　戸叶　武
高木　正夫　松澤　兼人
中川　幸平　高橋　衛
吉田　萬次　新谷寅三郎
中田　吉雄　田村　文吉
武藤　常介　小野　義夫
鹿島守之助　小林　英三
湯山　勇　藤原　道子
亀田　得治　井野　碩哉
永井純一郎　加藤シヅエ

本委員会は、昭和二十八年度予算の執行状況に関し、閉会中福岡県、熊本県、佐賀県、高知県、徳島県、大阪府、和歌山県、福島県及び山形県にそれぞれ議員派遣を行い又資料の収集を行つてきたのであるが、本調査はその対象が極めて広汎多岐にわたり、且つ昭和二十八年度予算はその執行が未だ年度の中途にあるため調査を終えることができなかつた。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月三十日

決算委員長　東　隆

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

小林　亦治　谷口弥三郎
山田　節男　菊田　七平
八木　幸吉　岡　三郎
長谷山行毅　宮田　重文
島村　軍次　植竹　春彦
石川　榮一　永岡　光治
奥　むめお　大倉　精一

表記の件に関し、本委員会は閉会中において主として日本国有鉄道のいわゆる民衆駅に関してその管理状況を調査検討するため資料の収集を行い調査を進めて来たが、これを完了するに至らなかつた。然しながら国費の効率的使用と不当の国損防止のため本調査は鋭意継続して、これを行う必要がある。

調査報告書

公務員制度に関する一般調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月三十一日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

宮田　重文　千葉　信
岡　三郎　溝口　三郎
後藤　文夫　紅露　みつ

経過並びに結果

本委員会は、公務員制度について各般の根本基準を確立し、その完全なる施行及び公務の民主的能率的運営に寄与すべく、広く人事行政に関する諸問題を検討してきたのであるが、本調査の主目的たる職階制に基く給与準則、新恩給制度等に関しては、なお、今後に問題を残している関係上閉会中においては結論を得るに至らなかつた。

本問題の重要性にかんがみ、更に調査を必要とするものと考えられる。

調査報告書

国家公務員の給与問題に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月三十一日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

宮田　重文　千葉　信
岡　三郎　溝口　三郎
後藤　文夫　紅露　みつ

経過並びに結果

本委員会は、国家公務員の給与問題に関し、第十六回国会に引続き閉会中も継続して調査を行つてきた。

国家公務員の給与問題として当面の懸案として調査を行つてきたのは、人事院勧告に基く給与改訂並びに給与準則の問題及び勤務地手当制度等についてである。

特に勤務地手当の問題については、第十六回国会においてもその是正を要望する請願、陳情は二千百数十件に及び、参議院に提出された請願、陳情総数の六割以上に及ぶ実情でありその早急なる解決が要望されているものである。

本委員会としても閉会中左記の日程により調査を行つた。

(一)　委員会審議

九月二十一日(月)　委員会

九月二十二日(火)　委員会

勤務地手当制度の合理化について人事院の説明を聴き検討を加えた結果参議院人事委

員会として左の如き申合せを行つた。

地域給に関する申合せ

現在の地域給に関する諸種の困難を克服するため左の方針によつて現行制度の改訂を考究する。

一、地域給級地指定の現在のアンバランスの是正は、先ず早急にこれを行う。

二、地域給制度の改訂は、給与改訂の問題と切りはなして別個に行い、両者を混交しないこと。

三、現在の五段階を実質的に圧縮（可能ならば二段階位を）すること。

以上

又国家公務員の給与問題に関して現地調査を行つた派遣議員の報告を聴いた。

九月二十八日（月）　両院人事委員合同打合会

衆議院人事委員会と打合を行い、それぞれ両院における地域給に関する申合せについて説明を行つて意見の調整をはかつた。

十月十四日（水）　両院人事委員合同懇談会

十月十五日（木）　両院人事委員合同打合会

両院人事委員会のそれぞれの申合せ事項について具体的検討を加えた結果左の如き申合せを行つた。

両院人事委員合同打合会申合事項

一、地域給級地指定の現在のアンバランスの是正は、早急に之を行う。

一、現在の五段階を実質的に圧縮（二段階位を）すること。

十月十五日（木）　委員会

参議院においては、合同打合会終了後直ちに委員会を開会し、右の申合事項並びにその実施条件として

一、給与改訂の問題を切りはなして別個に行い、両者を混交しないこと。

一、現行実給額をわらないようにすること。

を確認するとともに、人事院に対してこのような方針に基いて速やかに地域給支給地域区分の改訂並びに制度の合理化を行うよう要望した。

（二）現地調査

国家公務員の給与問題に関して左記により現地調査を行つた。

第一班　愛知、三重、滋賀各県
村尾委員長　松岡　委員

第二班　新潟、長野、山梨各県
加瀬　完　小林　武治
若木　勝蔵　長谷山行毅
高橋進太郎　館　哲二
島村　軍次

第三班　山形、秋田、青森、岩手各県
宮田　委員　千葉　委員

その調査結果については、九月二十一日（月）委員会において報告を行つた。

勤務地手当の問題及び給与改訂並びに給与準則の問題等については、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正として国会において結論を得るべき問題であり閉会中にとどまらずなお引続き調査を行う必要がある。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十月三十一日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西郷吉之助　伊能　芳雄
加瀬　完　小林　武治
若木　勝蔵　長谷山行毅
高橋進太郎　館　哲二
島村　軍次

地方行政の改革に関しては、第十六回国会閉会後も引続き、多方面にわたり調査を行つてきた。即ち、（一）目下最も注目せられている地方制度調査会の答申に対しては、関係各方面から意見を聴取して、地方行財政のあり方について調査し、（二）風水害及び冷害等による被害状況を把握して、これらによる地方財政需要の増嵩に伴う地方財政平衡交付金及び起債対策並びに地方税の減免等について研究し、（三）又、町村合併促進法の実施状況の調査を進め、殊にこれに必要とされる予算措置についてはこれを政府に要望し、（四）その他、副知事制度、治安状況、学生の選挙権の問題等について調査した。第十七回国会開会の初めに当つて、参議院規則第五十五条により、未だ調査を終えないが、当委員会の調査の経過並びに結果を報告する。

調査報告書

労働情勢一般に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月二日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

阿具根　登　堀　眞琴
上條　愛一　市川　房枝
寺本　廣作　田村　文吉
田中　啓一

経過概要

労働情勢一般に関する調査は賃金問題、失業状勢、労働条件及び労働行政の全般にわたつてその実態を把握し、政府の施策、労働諸法規の施行状況等を調査することを目的としたものであるが、閉会中に行つた調査の主なるものは次の通りである。

先ず石炭鉱業における企業整備にともなう労働問題、日産自動車株式会社における労働争議及び特需工場における人事条項、駐留軍関係労務者の労務基本契約について関係当事者を参考人として出席を求めて意見を聴取するとともに、政府に対してはこれらの対策について説明を求めた。

次に先国会において制定された電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の施行状況及び九州地区水害対策として失業保険法、緊急失業対策法の特例に関してその施行状況について政府にその説明を求めた。

次に労働省の予算（昭和二十八年度補正予算、昭和二十九年度予算）について政府にその編成方針の説明を求めたが、委員会としてこれに対する結論は未だに得ることができなかつた。

その他一般失業状勢と政府の救済対策、岩屋炭坑の労働争議、駐留軍佐世保艦隊における労働基準法違反事件、国際労働条約の批准状況等について政府よりその実情及びこれの対策について説明を聴取した。

又実情調査の為東京電力株式会社鶴見、潮田両火力発電所及び栃木県鬼怒川珪肺労災病院、日本鉱業木戸ヶ沢鉱山を視察した。

以上の如く数回にわたり委員会を開き、又現地の実情調査及び資料の収集を行つたが、本調査はその対策が広汎多岐にわたりその実態を把握することは容易でなく、閉会期間中には所期の目的を達成することができなかつた。

よつて本委員会は今後鋭意専心調査に努力したい。

調査報告書

行政機構の整備等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月六日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
竹下　豐次　天田　勝正
野本　品吉　上原　正吉
松原　一彦　白波瀬米吉
長島　銀藏

内閣委員会は、行政機構の整備等に関する調査のため、今期国会中四回にわたり委員会を開いた。即ち、十月三十日及び十一月六日には、参考人最上国民金融公庫理事及び大蔵省有吉特殊金融課長より恩給証書を対象とする金融機関についてそれぞれ説明を聴取するとともに詳細な質疑を行い、十月三十日には、その外総理府三橋恩給局長より元軍人軍属恩給受給事務の進捗状況に関して説明を聴取し質疑を行つた。

十一月二日には、行政管理庁山中監察部長及び柳下、山口両監察参事官より最近の西日本における災害状況、各地方の土木、農林、文教施設の監察状況及び国有鉄道、交通公社に関する財産管理問題について説明を聴取した。

なお、十一月四日には、村瀬行政審議会々長より、行政審議会の行政制度の改革に関する答申について説明を聴取し質疑を行つた。

本委員会は左の如く調査を進めたが、今期国会は会期も極めて短く充分な調査の機会が得られなかつたので、閉会中も引続き調査を継続する必要がある。

調査報告書

公務員制度に関する一般調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月六日
人事委員長　村尾　重雄
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
宮田　重文　溝口　三郎
岡　三郎　千葉　信

本委員会は、公務員制度に関して第十六回国会以来継続して調査を行つてきたが、今期国会においては、特別待命制度、任用制度及び新年金制度について人事院当局から詳細な説明を聴き、慎重な検討が行われたのであるが、今期国会はその期間も短く、又、本調査事件の性質上問題の範囲が極めて広範囲に及んでいるので、今期国会中においては結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

国家公務員の給与問題に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月六日
人事委員長　村尾　重雄
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
宮田　重文　溝口　三郎
岡　三郎　千葉　信

本委員会は、国家公務員の給与問題に関し調査を行い、特に当面の問題として給与改訂の問題並びに勤務地手当、期末手当の問題等について具体的に検討を加えたが、今期国会はその期間も短く、又今期国会に提出された補正予算においても給与改訂等に要する経費は計上されていないので、今期国会中においては結論を得るに至らなかつた。問題の重要且つ緊急なる性質にかんがみ、今後も引続き調査を必要とするものと考えられる。

調査報告書

国際情勢等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月六日
外務委員長　佐藤　尚武
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
梶原　茂嘉　杉原　荒太
曾祢　益　徳川　頼貞
羽生　三七　鶴見　祐輔
佐多　忠隆

当委員会においては、日韓関係、M・S・A援助、戦犯釈放、東南アジア開発、賠償等の諸問題に関し、継続して調査を行つてきたが、今期国会は短期であるため、みるべき結論を得るに至つていない。

調査報告書

建設行政に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月六日
建設委員長　石川　清一
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
石坂　豊一　田中　一
近藤　信一　石井　桂
三浦　辰雄　飯島連次郎
小澤久太郎　江田　三郎

本委員会は、今期国会閉会中、主として昭和二十八年度建設省関係予算補正について戸塚建設大臣及び建設省当局より説明を聴取したが、

一、三〇〇億の枠を以てしては災害復旧は凡そその目的は達し得ない。

二、例えば西日本水害の現地は言うに及ばず三重、愛知の海岸堤防、京都、和歌山等の河川の堤防破壊状況を見るに自明である。

三、よつて当局は更に財源を再検討し災害復旧費に充当すべきである。

との申合せを行い、政府当局に申入れる等災害の早期復旧に鋭意努力してきた。しかしながら本調査はその範囲も広汎であり、且つ会期も短かく十分なる調査はできなかつたので閉会中も引続いて調査を進める予定である。

右報告する。

調査報告書

日本経済の安定と復興に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月六日
経済安定委員長　早川　慎一
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
永井純一郎　奥　むめお
八木　幸吉　岩沢　忠恭

本委員会においては、第十六回国会閉会中に引続き、表記の件に関して調査を行い、去る十月三十日、目下経済審議庁当局において策定中の経済自立計画について審議を行い、その他資料の収集に努めた。

本調査はその目的に鑑み、相当長期間を必要とするものであるが、今期国会は会期も極めて短期間であつたため調査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月六日
決算委員長　東　隆
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
奥　むめお　八木　幸吉
菊田　七平　谷口弥三郎
松平　勇雄　長谷山行毅
石川　榮一　小林　亦治
入交　太蔵　高田なほ子
宮田　重文　豊田　雅孝
大倉　精一　山田　節男

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査経過概要

本委員会は、前国会以来国費の効率的使用に寄与するため、一般会計特別会計及び政府関係機関の経理並びに国有財産の管理に関し調査を進めているが、今国会においては、次の二件に関し所要の調査検討を行つた。以下その概要を報告する。

一、日本国有鉄道のいわゆる民衆駅の管理運営に関する件

日本国有鉄道民衆駅に関しては、その管理の適正を期するため、前国会に引続き、調査を行い日本国有鉄道当局に対し質疑を行つた外、日本国有鉄道所有財産貸付行為の性質について参議院法制局長の意見を聴取し、且つ日本国有鉄道財産運用状況に関する行政管理庁の調査の結果を聴取したが、これを終了するに至らなかつた。本件については、全国民衆駅の管理の実情を実地に調査する必要もあり今後更に継続して調査を行う予定である。

二、予算執行状況に関する件

予算執行状況に関しては、毎年度の決算検査報告によれば、特に公共事業補助金につき不当使用事項が激増している状況であり、予算執行の適正を欠くと認められるので、昭和二十八年度補正予算に関し、公共事業費の災害見込額の査定につき大蔵、建設、農林各省当局の説明を聴取し質疑を行つたが、予算執行の内容実情については、更に慎重調査する必要がある。然しながら、予算執行の適正に関しては、不当の国損防止のため直ちに注意を喚起する必要があると認められるので、十一月四日全会一致をもつて次の決議を行い、内閣総理大臣に対しその善処方の申し入れを行つた。

『本決算委員会は、決算の審査にあたり、年々批難事項増大の傾向があり、特に災害の復旧費等においては、不当使用の甚だしいものがあるのを遺憾としている。よつて、政府は、今次災害の復旧費等の使用に当つては、その効率的使用に充分意を用いて、遺憾のないよう努むべきである。』

以上

調査報告書

地方行政の改革に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

館　哲二　小林　武治
若木　勝蔵　秋山　長造
長谷山行毅　西郷吉之助
高橋進太郎　伊能　芳雄
石村　幸作

第十七回国会は、会期が極めて短いので、所期の調査の目的を達することができなかつたが、引続き閉会後も多方面の調査を行う予定である。右会期の終りにあたつて報告する。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

中山　福蔵　一松　定吉
小野　義夫　棚橋　小虎
三橋八次郎　亀田　得治
楠見　義男

経過概要

当委員会は「検察及び裁判の運営等に関する調査」の一環として、前期国会閉会中より引続き、法廷等の秩序維持に関する法律の運用状況、売春問題及び奄美群島の復帰に伴う法務及び司法行政に関する立法措置の件の外、民刑事件、公安事件等を対象と定め調査に努めたが、今期国会は短期間であつたため、専ら専門員、調査員等をして、所要の資料、文献の収集、研究等をなさしめたに止まり、積極的な調査はこれを行い得なかつた。

なお、前記奄美群島の復帰に伴う立法措置に関しては、別に今般制定をみた「奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」によつて、復帰に対処すべき法務省関係法令の適用の措置等については暫定的ながらも明確化されたので、本件の調査は一応終了することに決定した次第である。

調査報告書

租税、金融制度及び専売事業等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松岡　平市　藤野　繁雄
菊川　孝夫　前田　久吉
小林　政夫　山本　米治
西川甚五郎　松永　義雄
平林　太一　青柳　秀夫
岡崎　眞一　森下　政一

調査の概要

現下の諸情勢に鑑み、税制改正、租税行政の効果的運営、金融政策、制度の確立、専売事業の適正なる運営等に資する目的をもつて、第十六回国会末に議長の承認を得、引続いて調査を行つてきた。

本委員会においては、先ず、租税行政、金融等の実態、専売事業の実情等を把握するため八月九月両月にわたつて、北海道、東北、北陸各地に三班六名よりなる議員派遣を行い、各地方の実情について調査を行い、第十七回国会においては、十月三十日保全経済会等所謂類似金融機関・投資会等の実体及びその対策について大蔵省銀行局長河野通一君より説明を聴取し、質疑を行い、十一月四日は、全国相互金融協会理事長宮本平八郎君及び同常務理事大西静雄君を参考人として出席を求め、所謂株主相互金融の実体について調査を行い、同月五日は、大蔵省銀行局長河野通一君、国民金融公庫総裁櫛田光男君及び中小企業金融公庫総裁坂口芳久君の出席を求め政府並びに金融機関側の年末金融対策について説明を聴取し質疑を行い、更に同月六日来年度における酒造米の需給見透し及び酒税に対する影響等について大蔵省主税局長渡辺喜久造君及び農林省食糧庁総務部長新沢寧君に対し質疑を行つた。

以上が現在迄の調査経過の概要であるが、何分にも広汎多岐にわたる問題であり、且つ最近における国内情勢により本調査は益々その重要性を加え、慎重に検討を要するのみならず相当長期間を必要とするものであるので、委員会の結論を得るに至らなかつたのであるが、今後更に調査を継続することとして一応調査の経過についてその要旨を報告する次第である

調査報告書

教育、文化及び学術に関する一般調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

荒木正三郎　須藤　五郎
安部キミ子　高田なほ子
深川タマエ　長谷部ひろ

木村　守江　大谷　贊雄
谷口弥三郎

当委員会は、教育、文化及び学術に関する一般調査を進めてきたが、今期国会は会期が短かつた為、調査の対象を今次の冷風水害地における学童給食対策に求め、調査を行つたが、その概要は左記の通りである。

記

当委員会は数回にわたり、この対策について、文部省当局から説明を聴取し、調査を行つた結果、西日本及び台風第十三号による被害県の被災児童にユニセフからの寄贈ミルク三千三百屯を給食する見通しを得た、その詳細は、西日本関係被災児童に対し、本年九月二十四日から来年七月末日迄、台風第十三号による被災児童に対し、本年十月九日から来年七月末日迄の間、ユニセフ寄贈ミルクの給食をし、その輸送費約一千七百万円は国が負担をする。なお、冷害県に対する被災児童には風水害県被災児童同様に給食が速やかに出来るよう政府からユニセフに対し、手続中である。

調査報告書

社会保障制度に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

厚生委員長　堂森　芳夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

中山　壽彦　大谷　瑩潤
有馬　英二　藤原　道子
高野　一夫　榊原　亨
山下　義信　廣瀬　久忠
横山　フク

社会保障制度に関する調査経過概要

本委員会においては、第四回国会以来議長の承認を受けて本調査を継続し、既に第十七次にわたり中間報告を行つて来たが、第十七回国会においても調査を続行した。

即ち、今期国会においては、社会保障制度に関する調査の一環として、覚せい剤の取締状況及び今後の取締方針等に関し厚生、法務両当局より説明を聴取して質疑を行つた外、本委員会内に「国民生活改善に関する小委員会」を設置して先ず国民栄養問題に関連して粉食問題をとりあげ、これにつき厚生、農林両当局より詳細なる説明を聴取して質疑を行う等熱心に調査を進めたのであるが、今期国会は短期間であつたため充分なる調査を遂げることができず、今後引続き調査の必要あるものと認める。

以上をもつて第十八次中間報告とする。

調査報告書

農林政策に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

白井　勇　清澤　俊英
河合　義一　上林　忠次
横川　信夫　河野　謙三
北　勝太郎　松浦　定義
川口爲之助　雨森　常夫
関根　久蔵　森田　豊壽

本委員会は、第十七回臨時国会において農林業の発展と農林業者の経済安定に資するため「農林政策に関する調査」を行つたが、会期が短く、重要法案の審議に日時を要し十分調査を行い得なかつたが、農産物価格、特に当面の問題である本年産甘しよ、生切干、でん粉の生産状況及びその価格、本年産米の収穫予想、供出状況、検査規格及び格付並びに価格、冷害対策、開拓営農資金の金利等の問題について調査を行つたが、これが経過の概要を記して本調査の報告とする。

十月三十一日（一）でん粉及び甘しよ生切干の価格の件について前谷食糧庁長官及び新沢食糧庁総務部長の説明を聴き、質疑を行つた。（二）昭和二十八年産米検査規格について同様質疑を行つた。

十一月二日「昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案」の審査に関連し、開拓営農資金の金利の引下げに関し調査を行つた。

調査報告書

食糧政策に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

清澤　俊英　白井　勇
河合　義一　上林　忠次
横川　信夫　河野　謙三
北　勝太郎　松浦　定義
川口爲之助　雨森　常夫
関根　久蔵　森田　豊壽

本件に関しては、開会中の期間が極めて短かつたため、特に取上げるべき調査を行うことができなかつた。

調査報告書

水産政策に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

秋山俊一郎　千田　正
青山　正一　松浦　清一

調査概要

本国会は、会期僅々十日間の短期であり、調査の案件も小範囲に止まつたが、左記事項については、委員会を開き政府委員及び説明員等から実情を聴取し、種々検討を加えたのであるが、未だ調査を終るに至らなかつた。

（一）水産関係風水害予算に関する件

前回に引続き、昭和二十八年度における総合的の予算措置について検討した。

（二）日韓漁業問題に関する件

韓国によつてだ捕された船員、並びにその留守家族の援護対策につき検討した。

（三）日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律の政令に関する件

第十六回国会において制定された本法律に基き規定さるべき政令について政府の説明を聴取し、万善の措置の執られるよう要望した。

尚本件に関連して米軍演習地の被害補償等について検討した。

（四）日本近海のオットセイ猟獲事業許可に関する件

終戦後連合国軍の命により猟獲を禁止せられているオットセイ猟獲の解禁に関し、陳情に基き政府委員から意見を徴し、その措置につき検討した。

調査報告書

通商及び産業一般に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

瀧野　三朗　酒井　利雄
小松　正雄　加藤　正人
三輪　貞治　武藤　常介
豊田　雅孝　石原幹市郎

西川弥平治　藤田　進

経過の概要

本委員会は今期国会中「通商及び産業一般に関する調査」に従事したが、特に調査の重点を

一、外貨事情と貿易振興対策

一、火力外資借款と電源開発

一、中小企業金融対策

等に置き、鋭意調査を行つて来た。

然しながら今期国会は極めて短期間であり、その上本件の調査の対象が広汎多岐にわたつているため、未だ調査を終了するに至つていない。

本委員会としては引続き調査を進め、その万全を期する考えである。

調査報告書

運輸一般事情に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

運輸委員長代理理事　入交　太蔵

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

一松　政二　重盛　壽治

大倉　精一　大和　與一

田中　一　東　隆

木島　虎藏　加賀山之雄

本委員会は、今期国会中鉄道の電化及び滞貨問題等について、運輸省及び関係当局より説明を聴取するとともに資料の収集を行つた。

然しながら本調査は、その対象が広汎にわたり、長時日を要するが、今期国会短期間のため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

郵政事業の運営実情に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

柏木　庫治　三木　治朗

中川　幸平　永岡　光治

最上　英子

経過の概要

本委員会は今期国会中「郵政事業の運営実情に関する調査」に従事して来たが、特にその重点を

一、老朽郵便局舎の改築問題

一、郵政職員の継続勤務に関する問題

一、郵政職員の給与体系是正に関する問題

等に置き鋭意調査を進めて来た。

然しながら今期国会は極めて短期間であり、その上本件の対象が広汎多岐にわたつているため未だ調査を完了するに至らない。

本委員会としては、今後も引続き調査を進め、郵政事業の運営に寄与する考えである。

調査報告書

電気通信事業運営状況に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石黒　忠篤　津島　壽一

三浦　義男　久保　等

新谷寅三郎　小林　孝平

経過

本件に関しては、閉会中の期間が極めて短かかつたため、特に取上げるべき調査を行うことができなかつた。

調査報告書

電波行政に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石黒　忠篤　津島　壽一

三浦　義男　久保　等

新谷寅三郎　小林　孝平

経過

本件に関しては、閉会中の期間が極めて短かかつたため、特に取上げるべき調査を行うことができなかつた。

調査報告書

労働情勢一般に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

吉野　信次　田村　文吉

阿具根　登　田畑　金光

上條　愛一　市川　房枝

田中　啓一　堀　眞琴

寺本　廣作　井上　清一

経過概要

労働情勢一般に関する調査は、賃金問題、労働条件及び労働行政の全般にわたつてその実態を把握し、政府の施策、労働諸法規の施行状況等を調査し、労働諸法規の改廃、制定に資することを目的とし、即に第十六回国会より継続調査を行つてきたが、今期国会中行つた主なる調査は、次の通りである。

先ず公共企業体等の職員の給与に関して、公共企業体等仲裁委員会今井一男委員長の出席を求め、国鉄専売等入件の仲裁裁定につき裁定を下すまでの経過及び各公共企業体等の支払能力等について意見を聴取した。

次ぎに、労働省の予算に関して政府より説明を求めたところ、予算が毎年次相当の圧縮を受けているという事実が明らかになり、特に労働行政の中心である労働保護或は職業安定等の行政を末端まで円滑に行う為には欠ける所があることが明らかとなつたので、昭和二十九年度予算の編成に当つては善処するよう委員長が代表して政府に申し入れを行つた。

次ぎに特需工場、駐留軍関係労務者の労働問題については、既に小松製作所、日本製鋼赤羽工場等特需工場において米軍との契約解除その他業務の縮少により大量の人員整理が激化される一方、駐留軍関係労務者は米軍予算削減により不意に大量の解雇が行われている実状に鑑み、日本経営者連盟協力部長師勝夫君、全駐留軍労働組合執行委員長市川誠君、関東特需工場労働組合協議会議長坂本登君を参考人として意見を聴取し、又政府よりも実情を聴取したところ、米軍予算の削減により大量解雇の実態が次第に明瞭となり、緊急にこれが対策を要することを認めたので、政府に対し次の諸点を要望した。

一、米軍予算の削減による特需契約の解除と駐留軍労務者の整理については、今後は絶対に、わないよう政府において極力先方に交渉すること。

二、万一特需工場において請負契約を解除された場合、政府においては、速かに企業の転換を援助、指導する等雇用量の維持に万善を期すること。

三、今回の被解雇者に対しては、努めて同一職種の職場に転換就職せしめるよう適当な措置を講ずること。

四、今後における人員整理については、新労務基本契約の精神に則り、人事共同管理の建前による事前協議が必らず行われるよう措置すること。

五、年末年始に際しての人員整理は、

わが国の慣習もあり、絶対に避けること。

六、前項の実現が不可能な事態においても、今回の被解雇者に対しては、最少限年末手当を支給すること。

この場合必要に応じては、その財源を国家資金に求め得るよう措置すること。

七、更に今回の如き被解雇者に対しては、特別退職金を支給すること。

八、米軍施設の業務量は減少しない建前である以上、今後人員の増加が見込まれるので、その際今回の被解雇者を優先再雇用すること。

九、今回の被解雇者の救済については、失業対策連絡会議を強化活用して善処すること。

次ぎに、失業状勢については、最近の公共職業安定所の窓口及び労働力調査の実情から見ても相当深刻なものと考えられる上に、本年度の風水害、冷害、更に年末をひかえ金融の引締め並びに電力事情の悪化等による影響から企業整備の推進により失業状勢も益々深刻を加えるものではないかと懸念されるから、政府より実情の説明を聴取するとともにその対策をただしたが未だ結論を得るにいたらなかつた。

以上の如く労働委員会においては、鋭意本調査に専念して来たが、本国会の会期が短期間であつたため充分な調査の機会が得られなかつた。且つ本調査はその対象が広汎多岐にわたるものであるからこれを完全に把握することは容易でなく未だ所期の目的を達成することが出来なかつた。

調査報告書

昭和二十八年度予算の執行状況に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

予算委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

湯山　勇　藤原　道子
堀木　鎌三　武藤　常介
西郷吉之助　小林　英三
中川　幸平　高橋　衛
森　八三一　梶原　茂嘉
北　勝太郎　田村　文吉
小林　武治　河野　謙三
井野　碩哉　江田　三郎
亀田　得治　三橋八次郎
中田　吉雄　三浦　義男
千田　正　木村禧八郎
棚橋　小虎　曾祢　益
松澤　兼人　加藤シヅエ
石坂　豊一　滝井治三郎
宮本　邦彦　鹿島守之助

今期国会閉会中昭和二十八年度予算補正の審査を行つていたため、又本調査は、その対象が広汎多岐にわたり且つ予算が執行の中途にあるため調査を終えることができなかつた。

調査報告書

風水害緊急対策に関する調査

右の件に関し一応調査を終えた。よつて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年十一月七日

風水害緊急対策特別委員長　矢嶋　三義

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

成瀬　幡治　山田　節男
新谷寅三郎　三浦　辰雄
上林　忠次　林　了
石川　清一　松岡　平市
田中　啓一　藤野　繁雄
高野　一夫　大谷　贇雄

本特別委員会は、十月二十九日水害及び台風による被害を調査し、その対策樹立に資するために設置されたのであるが、前国会において設置された水害地緊急対策特別委員会が前国会閉会中も継続して調査を行つて来た関係上、本特別委員会において多くの案件を引継ぐこととなり、まず第一回委員会において委員長からその報告を行つた次第である。その事項は、即ち、

一、災害に対して政府は充分な予算を計上すること。

二、閉会中合同打合会において申合せた

（イ）八月以降の風水害に対しても二十四特例法を適用するよう政府において立案措置を講ずること。

（ロ）被害額の算定に当つては、二十四特例法の災害被害額と八月以降の災害被害額との合計をもつて災害被害額とすること。

（ハ）農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置法の適用除外については、特別立法の趣旨に反しないよう政令の改正を要望すること。

三、合同打合会において政府へ申入れた。

（イ）第一次補正予算に計上されるべき災害復旧予算額は、災害復旧に要する国費所要額（最低一、八〇〇億円）の三割（最低五四〇億円）とすべきこと。

（ロ）既に融資した一〇八億円のつなぎ融資は、昭和二十八年度において、これを引上げないこと。

四、二十四特例法の改正を要すべき点を検討すること。

以上であつて、本特別委員会において、これ等の件の取扱いについて協議を行つたのである。その結果まず最後の点の改正を要すべき点並びに新たに立法するため協議の対象となる事項について速やかに検討するため、委員会は二箇の小委員会を設置して、これが慎重な調査を行つた。

しかして、政府から二十四特例法を八月及び九月の風水害に対しても適用しようとする改正案五件衆議院から新立法二件が提出せられ、本特別委員会は、これ等を慎重審議の結果所要の修正を行い、何れも成立を見た次第である。

以上の外今期国会中、最も熱心に検討を加えたのは、つなぎ融資の利子補給の件であつて、本件については、自治庁長官、大蔵省当局に対し、質疑の結果、結局現行法のままで行政措置により解決できることが明らかになつたので、委員会では、立法措置をしないことに決定した。

最後に、終始委員会において関心を持ち、熱心に論議を交わした件は、災害予算のことである。これについて大蔵省当局に対して、その説明と資料の提出を求め且つ又、予算委員会に対して連合委員会の開会の申入れを行つたのであるが、大蔵省当局から満足すべき説明もなされず、連合委員会も予算委員会の都合で遂いに開会されるに至らなかつた、只委員長が予算委員会において経過の報告を行つたのみであつた。

しかし、ともかくも八月及び九月の風水害に対しての特別措置法も立法化され、予算も通過して本特別委員会としての調査も一応終了した次第である。

以上概要を記して調査の経過並びに結果を報告する。

参議院会議録正誤

頁	段	行	誤	正
○第二号				
二三	二	一三	恐ろしき	恐ろしさ
二四	一	一一	予相収穫	予想収穫
二六	五	三一	死的問題	死活的問題
二七	一	二四	受くる	受ると
二八	一	二	おりませす、	おりませず、
〃	二	一三	私えて	考えて
〃	〃	四一		
○第五号				
六六	一	三一―三五	ぶちまけておる。	ぶちまけておる。
七五	五	七	叫びの上に、特別に	叫びの故に、ただに
〃	〃	八	称呼	標語
〃	〃	九	究極	衝撃
七四	二	二一	期間	機会
七七	五	三二	物価高等	物価高騰
○第六号				
九二	四	一八	クラー国連軍司令官	クラーク国連軍司令官
〃	〃	二五	あつたであります。	あつたのであります。
〃	五	五	韓国政府に	韓国政府は
一〇七	四	四―五	振合い上ずれも	振合上いずれも
一二〇	五	四	相像	想像
一二五	二	一七	各目	名目